

第八條 東三省に於ては泰西の方式に依りて訓練せられたる大隊ありと雖も尙地方軍隊の大半は清國の舊制に依りて辦理せられたる者なるを以て清國將來泰西の方式に従ひて該省全體の軍隊組織を改革せんと欲せば其目的を以て露國より適當なる軍事士官を傭聘すへし而して此條約の標識とすへき規則は兩江省（廣湖）に於て現に傭聘する獨逸士官に關する章程に準據すへし。

第九條 露國は未だ嘗て亞細亞に於て結氷せずして周年開放したる港灣を有せず故に此大陸に於て俄に軍事起ることあらは露國の東洋及太平洋艦隊は自由に運動すること自ら困難となるへし清國は之を熟知するを以て一時山東省膠州灣を露國に貸與せんと欲す而して其貸與の間は十五箇年を以て限りとす此の期間滿了後清國は露國が該灣占有中築造したる軍營、倉庫、機械、房室、船渠を購買すへし然れども軍事の慮なき時は露國は列國の嫉妬猜忌を惹起すへき機會を忘却せむか爲め直に該灣を占有し而して該灣を支配する諸要點を把握することなからしめし賃貸金額及之を支拂ふ方法に關しては將來議定書を以て更に妥協すへし。

第十條 旅順口及大連灣並其附近の地方は軍事上の要害なるを以て清國は將來の危險を慮り極めて速かに適當なる防備を施し其堡塞等を修築せざるへからず而して露國は此の二港灣を保護する爲め凡ての必要なる援助を與ふへし且つ又何れの列國と雖之を侵撃することを看過せざるへし然れども將來事情切迫して露國が俄に従事するに至らば清國は露國をして一層容易に敵を攻撃し併せて自國の位置を防禦する爲め一時該灣内に陸海兵を集中するを許可することに同意す。

第十一條 然れども露國の關係する軍事の慮なき時は清國は旅順口及大連の管理に對して全支配權を有す可し而して露國は如何なる方法を以てしても之に干渉すへからず但し東三省の鐵道築造及其の鑛物採掘開坑に關しては露國は此條約締結後直ちに又其人民の任意に従事することを得へし而して前顯地方を旅行する露國の文武官商人等は何處に旅行するとも清國地方官の權内に在る凡ての保護の特權及便宜を享受すへし此等の官吏等は其途上に障礙を爲し前顯露國官吏及商人の旅行を遅延せしむ可らず。

第十二條 此條約が清國及露國兩皇帝陛下の記名調印を得たる後は之を包含したる各條項は直に有效となるへし而して旅順口、大連灣及膠州灣に關する條項を除き其他の條項は兩帝國の諸地方官へ通知せらるへし又批准交換の場所は將來更に議定せらるへし。但し交換は六箇月以内に之をなすものとす。

第二 旅順大連灣租借に關する露清條約

光緒二十四年三月六日
（露曆一八九八年三月三十日）
北京に於て調印

大清國大皇帝大露國大皇帝は更に兩國の交誼を敦ふし互に相助くるの法を議せむか爲大清國大皇帝は總理各國事務大臣太子大傳文華殿大學士一等肅毅伯李尙書銜戶部左侍郎張を全權大臣となし大露國大皇帝は清國駐劄露國代理公使全權大臣內廷郎バプロフを全權大臣と爲し各其の有する所の全權委任狀の妥當なるを認め條款を商定すること左の如し。

第一條 露國海軍を保全する爲清國北部の海岸に於て根據と爲すべき地を有する爲大清國皇帝は旅順、大連灣及附近の海面を露國に貸與することを承允す但し露國は斷して貸與地に於ける清國大皇帝の主權を侵さるへし。

第二條 以上の理由に依り借用する處の土地の境界は大連灣以北の陸地に於て借用地の守備に適當なる地を選ふへし而して其距離若干里を要すとせば若干里を隔つことを准す其的確なる境界及本條約に關する詳細の事項は記名調印後聖彼得堡に於て許公使（駐露公使）と商議の上別に取極を爲すへし此境界議定の後其線内に劃入せられたる土地及附近の海面は専ら露國の借用に歸するものとす。

第三條 借地の期限は本條約記名調印の日より起算して二十五年を以て限りと爲す然れども滿

期後兩國商議の上更に延期することを得。

第四條 借用期限中借用地及附近の海面に於て海陸軍隊を指揮し竝地方を治理する大官は全く露國より一人に責成して辦理せしむ但し總督巡撫の名目を附するを得す而して清國は此境内に何等の軍隊をも駐屯せしむるを得ず清國人の去就は其の自由に任せ之を驅迫するを得ず若犯罪者あるときは該犯罪者を最寄清國地方官に交附して處分せしむ其處分法は咸豐十年清露條約第八條に據るべきものとす。

第五條 借用地界以北に於て一の中立地を定む此の地の境界は聖彼得堡に於て許公使と外務省と商定すへし此中立地内に於ける一切の吏治は全く清國官吏に歸す但し清國の兵は露國官吏に協議をなさるに於ては中立地内に來るを得ざるものとす。

第六條 兩國政府は旅順口を以て専ら軍港と爲すことを承允したる上は露清艦船に之か享用を許すと雖も各國の軍艦、商船に對しては不開港となして猥りに出入を許さざるへし大連灣に至ては港内に於ける一ヶ處のみ旅順口の例に照し専ら露清軍艦の用に供し其餘の場所は通商港と爲し各國商船に自由に往來することを許す。

第七條 露國は租借したる土地に於て旅順、大連灣の二港を最も要害の地と認むるに依り海陸

軍隊の兵舎を建築し砲臺を築造し守備兵を配置し總て必要な設備を爲し以て着實の防禦を施し竝自費を以て燈臺其他航海の安全を保する爲必要な各種の標識を設くへし。

第八條 清國政府は光緒二十二年准す所の清國東方鐵路公司か鐵路を建造するの理を以て本條約記名調印の日より該幹線の一停車場より大連灣に至るまで或は必要な所を酌量し此の理を以て該幹線より遼東半島、營口、鴨綠江中間の沿海に於ける便利なる一地方に至るまでの一枝線を敷設することを承允し總て光緒二十二年八月初二日清國政府と露清銀行との條約の各項は以上接續する枝線に於て確實に施行すへし其敷設の方向及經過すへき箇所は許公使より東方鐵路公司と商議の上之を定む但し此枝線敷設を許すと雖之に因て永遠清國の土地を侵掠することを得ず亦大清國大皇帝の有する權利を妨碍することを得ず。

第九條 本條約は兩國全權大臣交換の日より施行す本條約批准書に記名調印の後速に聖彼得堡に於て交換すへし茲に兩國全權大臣は清露兩國文を以て本條約各二通を作り記名調印して證と爲す兩國の文字は對照誤謬なきも解釋のときに於ては露文を以て本となす本條約は北京に於て二通を作る。

第三 旅順、大連灣租借に關する續約 (光緒二十四年三月十七日 露曆一八九八年四月二十五日)

第一條 原約第二條の露國に租與の旅順口及大連灣遼東半島の陸地は北界遼東西岸亞當灣の北より亞當山脊を穿ち(山脊も租地内)遼東東岸貔子窩灣の北端に至る租地附近の水面、陸地、周圍の各島も露國の使用を准す兩國は委員を派し實地に付て境界を定む。

第二條 北京締約第五條の中立地は本約第一條區域の北界に始まり西は蓋州河より岫巖城を経て大洋河に至り河の左岸に沿ひて河口に至る區域たり而して河は中立地の内に屬す。

第三條 露國は西伯利亞鐵道枝線の終點は旅順大連に至るも半島海岸の別所に至らざることを承允す又兩國は枝線經過地方の鐵道利益を別國人に讓與せざることを約す清國の山海關鐵道の延長して枝線附近に至るは露國の干與せざることを諾す。

第四條 露國は清國の請により清國自ら金州城の政治を行ひ警察を設くることを允すも清國兵は金州を退き露國兵之に代るへし金州城の居民は金州及租界北界に至る各道路を往來し竝露國に使用を許したる水路を日常需要するの權あるも海岸を兼用すること無し。

第五條 清國は左の事を承允す。

- 一、露國は承諾なく中立地を別國人に讓與又は使用せしめず。
- 二、中立地東西の沿海港灣を別國通商場となさず。

三、露國の承諾なく中立地内に造路、開鑛及工商に關する利益の讓與を爲さす。

第六條 以上の各項は清文露文正本各一通を作り兩國全權大臣署名調印し見解に爭あれば露文を以て證となす。

光緒二十四年閏三月十七日

第四 遼東半島租借地境界議定書 (光緒二十五年三月二十八日 露曆一八九九年四月二十五日)

露國政府は特に委員として清國軍事視察員督辦營務處副將官俄高格及督辦營務處游擊官伊林思齊を派し清國政府は特に委員として花翁道員候補知府福培、花翎知府用前署金州廳海防同知徐景濤を派し各其の本國の命を奉し會同して遼東半島露國租借地の北界を踏査し (露曆一八九八年三月十六日) の北京條約第一條に照し實地に就き境界を劃定し界域を標明するため境界碑共計三十一箇を立て露國字母を以て順次記號を符し阿より額に至て終る又小界碑八箇を立て數字を以て記號を付し一より八に至て終る茲に該委員等は旅順口に會し右の條款を議定す。

第一條 (露曆一千八百九十八年四月二十五日 清曆光緒二十四年閏三月十七日) 彼得堡追加條約第一條に照し遼東半島露國租借地の陸地北界は半島西岸の亞當灣北岸より起て東に向ひ其の間北に偏し南に偏し半島東岸の貔子窩北岸に至て終る阿號境界碑即清國第一碑を五湖嘴八防風山亦亞當山云ふ極南の山頂に立つ棗房身屯西端の西南

を距ること二百六十露丈即羅鏡四十四度棗房身より高家屯車道の北に向ひ九十露丈瓦號境界碑より起る界線は一面は南に向ひ亞當灣北岸に至り直に英國海軍二千八百三十三號地圖に記する四百三十英丈の高さなる陰嶺山頂に出て一面は北に向ひ微く東に偏し防風山背に順て行くこと長さ六百四十露丈なり竝防風山背極北の頂上に於て第一の小境界碑を立て二道嶺子、棗房身の兩屯を距る事老爺廟車道口の南に向ひ四十五露丈より北境界碑より起る界線は多く東に偏し黃衣山南坡の亂葬岡即義地岡に向ひて行く亂葬岡東圍牆の巴號境界碑即清國第二碑に在ては第一小境界碑を距ること二百三十五露丈なり棗房身屯の土地は露國租借地に編入し亂葬岡は之を中立地内に留存す。巴號境界碑即清國第二碑より起り界線は東に向ひ二道嶺子、姜家壩及右兩屯の土地は露地租借地に編入し其の花兒山屯の土地は中立地内に之を留存す壩北山頂の南方に瓦號境界碑即清國第三碑に於て巴號境界碑を距ること六百八十露丈境界碑より起る界線は微く北に偏し陳家屯及其の土地は露國租借地に編入し孫家屯及其の土地は之を中立地内に存留す。孫家屯東北の山岡南坡に於て第二小界碑を立て孫家屯を距ること九十露丈瓦號境界碑を距ること三百七十露丈なり界線は之より東南に向ひ陳家屯の土地北界に沿ふて直に露國租借地内三官廟及其の土地と中立地に存留せる姜家屯との分岐點に出つ噶號境界碑即清國第四碑は陳家屯塔

附近平坡の高頂に立つ第二小境界碑を距ること六百二十露丈なり。

噶號境界碑より起る界線は東に向ひ微く北に偏し韓家屯及其の土地を中立地内に存留し驛山西北の前山頂に於て達號境界碑即清國第五碑を立つ噶號境界碑を距ること千百九十露丈なり。

達號境界碑より起る界線は東に向ひ微く北に偏し西より南より花山屯を繞らす無名の小河に至る小河右岸即西岸花山屯を横過する東道の處に於て第三小境界碑を立つ達號境界碑を距ること二百十六露丈より界線は此無名小河の右岸に沿ふて平陽河口に出て再び平陽河口右岸即西岸に沿ふて被花山屯に至り孫家屯大道の舖居車道に向ひ平陽河を横過す即ち横過する處の左岸

即東岸に於て耶號境界碑即清國第六碑を立つ花山屯東口を距ること二百十露丈第三小境界碑を距ること四百四十五露丈なり。

耶號境界碑より起る界線は花山屯に沿ひ孫家屯大道の舖居車道北方に向ひて行き孫家屯大道の舖屋西口に於て第四小境界碑を立つ耶號境界碑を距ること百七十露丈然して境界線は之より孫家屯大道舖屋を繞らして過き孫家屯大道舖屋及其の土地は露國租借地に編入す蒼家屯小徑の北なる前山頂に於て熱號境界碑即清國第七碑を立つ第五小境界碑を距ること二百八十露丈此境界碑より起る界線は東に向ひ北に偏し後蒼家屯西口の小廟に至り西より之を繞りて過き露國租借地に

編入したる後蒼家屯及其の土地より下に向ひ李家屯車道の北方に向ひて行き周家山皆大季花屯の兩屯を中立地に存留し即ち安草子河左岸即東岸附近の水の瀬淺き處に於て李家屯車道の傍に向ひ皆號境界碑即清國第八碑を立つ熱號境界線を距ること千二百四十露丈なり皆號境界碑より起る界線は東に向ひ李家屯街上の老葉家、大周家屯の土地の中間に順ひ李家屯車道の北方に向ひて行き李家屯は露國の享用に歸し其の街上にある老葉家大周家屯は中立地の内に存留す皆號境界碑を距ること二百三十露丈李家屯車道陸轉點の界線は魯家瑩に向て行き夫れより李家屯に至り干家屯の車道北方沙河安子河分水嶺の牧牛場の高嶺に伊號境界碑即清國第九碑を立つ李家屯を距ること三百〇二露丈皆號境界碑を距ること七百六十露丈第六小境界碑を距ること二百〇七露丈にして拉號境界碑を立つ。

此境界碑より起る界線は沙河左岸即北岸に沿ふて行き沙河の小河口に流入し此所に於て瑪號境界碑即清國第十三碑を立つ瑪號境界碑を距ること六百六十八露丈高家居、李家居は中立地として存す然して界線は東北に向つて行き大晏家屯の土地を繞過し再び李家屯の道測の那號境界碑即清國第十四碑を立つ大晏家屯を距ること五十露丈瑪號境界碑を距ること三百九十露丈にして七耳溝、大晏家屯の土地は露國の享用に歸し李家屯は中立地の内に存留す。

那號境界碑より起る界線は、小晏家屯の北口に向ひて行き此屯を繞過し臺子山南山を経て那號境界碑を距ること八百八十露丈なる樓子山露名聖泥潤來山頂其の小晏家屯、隋家屯は露國租供地に編入す樓子山頂界線は此れより李家屯に沿ひ干家屯車道北方に向て行き干家屯の後線石家屯は露國租借地に歸し韓家莊は中立地の内に存留す即ち後線石家屯の西北山岡に於て亦號境界碑即清國第十碑を立つ此屯を距ること百五十五露丈伊號境界碑を距ること八百六十五露丈。

夫れより界線は沙河に向て行き後線石家屯及前線石家屯は露國租借地に編入し韓家屯は中立地として留存す即ち沙河右岸即南岸に於ける後線石家屯は沙河左岸即北岸橋頭屯頭の沙土堆に向て喀號境界碑即清國第十一碑を立つ亦號境界碑を距る七百〇五露丈。

喀號境界碑より起る境界線は沙河右岸即南岸に沿ふて行龍王廟の山麓に至り第六小境界碑を立つ長さ八百九十露丈界線は此より沙河左岸即北岸を過き橋頭屯を距る六百七十露丈なり第六小境界碑を距る二百〇七露丈にして拉號境界碑を立つ即清國第十二碑

此境界碑より起る界線は沙河左岸即北岸に沿ふて行き沙河の小河口に流入し此に於て瑪號境界碑を立つ即清國第十三碑拉號境界碑を距る六百六十八露丈なり高家居、李家居は中立地の内に留存す而して界線は東北に向ひて行き大晏家屯の土地を繞過し再び李家屯の道側にある那號境界碑

即清國第十四碑に向ひ大晏家屯を距ること五十露丈瑪號境界碑を距ること三百九十露丈にして七耳溝大晏家屯の土地は露國の享用に歸し李家屯は中立地の内に留存す。

那號境界碑より起る界線は小晏家屯北口に向つて行き此屯を繞過し臺子山の南那號境界碑を距ること八百八十露丈なる樓子山露名聖泥潤來の山頂を経て其の小晏家屯、隋家屯は露國租界地に編入し樓子山頂上より起る界線は一直に東に向ひ樓子山東岡第二頂に於て倭號境界碑即清國第十五碑を立つ那號境界碑を距る千二百四十露丈樓子山頂を距る三百六十露丈なり。

界線は此より微く南に偏し楊家溝房屋を過き此溝を中立地として存し山背に於て帕號境界碑即清國第十六碑を立つ楊家溝を距ること百九十露丈倭號境界碑を距ること七百〇五露丈なり而して界線は前と同しく夾河各岸の左右案砂土岡北根の樹林の北半に至り拉號境界碑即清國第十七碑を立つ帕號境界碑を距ること七百八十露丈にして其の姜家殿子屯の土地は露國の租借地に編入し即家屯、大唐家屯及其の土地は中立地に留存す拉號境界碑より起る境界線は夾河を過き稍々南に偏して巴家屯の北を經而して巴家屯及其土地は露國租借地に編入し巴家屯の東南岡の頂に於て薩號の境界碑を立つ即清國第十八碑巴家屯を距ること二百四十露丈にして拉號の境界碑を距ること七百四十露丈とす境界線は此より一直に東に向ひ夾河廟の北一百五十五露丈の家屋を経て直

に葫蘆頭の西山頂に至り是の處に於て土號の境界碑を立つ即清國第十九碑夾河廟を距る東北三百八十露丈にして薩號境界碑を距る八百八十露丈とす而して其の張家口屯は中立地内に留存す。

境界線は是より稍々南に偏し葫蘆屯の北百五十露丈の家屋の上を経て葫蘆頭より東南の山背に向ひ烏號境界碑即清國第二十碑土號境界碑を距ること七百露丈にして葫蘆屯、大鑾家屯は露國租界に編入し葫蘆頭は中立地に存留す烏號の境界碑より起る境界線は矢張り従前の方向に依りて進み小河の上老嵐岡子を経て岡上附近墳墓の(是の處に落字ありと思はる)に於て福號の境界碑を立つ即清國第二十一碑烏號境界碑を距ること六百二十露丈にして小鑾家屯の土地は露國租界に編入し劉家屯、小陳家屯及其の土地は中立地内に存留す右の如くにして境界線は北に偏して山背屯に向ひ屯南の小河左岸に隨ひ小河の清水河に流れ入る河口に至り清水河及清水河左股の萬家溝河を経て萬家溝河の左岸即東岸に於て哈號の境界碑を立つ即清國第二十二碑鄭家窩を距ること百二十露丈福號境界碑を距ること七百二十露丈にして大連窩子及其の土地は露國の享用に編入し而して小老虎峪、山背屯の二村は中立地の内に存留す。

哈號境界碑より起る境界線は萬家溝河の右岸隨て過き河の北に向ひ急に轉する處に至る萬家溝屯を距ること西北百二十二露丈にして河の左岸即東岸に於て茨號の境界碑を立つ即清國第二十三碑哈號

境界碑を距ること九百八十五露丈にして郷家屯三官廟屯は中立地内に存留す。

境界線は是より稍々南に偏し露國租界の萬家溝屯及砲臺子屯を經過し北方貔子窩に於ける蓋州に行くの大道に至り是の道を横過する楊家屯の車道に於て嘩號境界碑を立つ即清國第二十四碑砲臺子を距ること北方五十五露丈にして茨號境界碑を距ること六百五十露丈とす嘩號境界碑より起る界線は砲臺子居より土地の北界山溝の北邊に隨て進み岡上に到り砲臺子、楊家屯、王家屯、滕家莊の分れ道の處に於て第七の小境界碑を立つ嘩號碑を距ること三百六十露丈にして境界線は是より滕家莊の南口に向ひて小岡背を進み是の處に於て沙號の碑を立つ即清國第二十五碑嘩號境界碑を距ること九百六十五露丈にして砲臺子居、王家屯の土地は露國租界に編入し而して楊家屯、安家屯、宋家屯、滕家莊は中立地に存留す。

沙號の境界碑より起る境界線は直に河溝の右岸即南岸に至り河溝に隨て贊子河に至り下に向ひ河の二た股に分るる處に至る是の處に於て、第八の小境界碑を立つ沙號境界碑を距ること一千二百六十露丈となす右の如くにして境界線は中立地内に存留する曲家屯に向ひ高家居北の山谷に至り分れ道の附近に於て四境界碑即清國第二十六碑を立つ高家店を距る三百三十露丈にして沙號碑を距ること二千百六十露丈とす境界線は是より高家塋の南邊に向て進み潮溝涯に至り是の處

に於て^爾境界碑^{即清國第二十七碑}を立つ^{又四碑を距ること七百八十露丈にして高家居の土地は露國の享用}
 に歸し而して高家屯、^爾寧家屯は中立地の内に存留し^爾碑より起り林家屯^{即林字坎子屯}に至るの間^耶家屯、^依潮溝崖を露國租界に編入し沙泡子を中立地内に存留す^耶碑^{即清國第二十八碑}は^{ヤリボ}阮窪の處に立つ
 林家屯を距ること西北五十露丈にして^爾境界碑を距ること千二百九十二露丈とす境界線は是
 れより橡樹嵐の墳墓に向ひ^葉牟家屯の北二百四十露丈是の村より北に向ひたる車道の傍に於て
^葉爾境界碑^{即清國第二十九碑}を立つ^依碑を距ること五百八十露丈にして林家屯、^葉牟家屯の土地は露國の
 享用に歸す右の如くにして境界線は稍々南に編し王家坦屯を距る北方一百五十八露丈の烽臺
 に至り^葉牟家屯より吳家屯に越く烽臺を距る南方二十露丈の車道の傍に於て^提境界碑^{即清國第三十碑}
 を立つ^葉爾境界碑を距ること一千百三十五露丈にして孫家屯、王家坦屯の土地は露國租界に編
 入し而して^葉寧家溝屯は中立地の内に存留す。
^第提境界碑より起る境界線は重く南に偏して直に大神廟、高山角に至り角の頂上に至り額號の
 末碑を立つ^{即清國第三十一碑}廟を距ること南百五十二露丈にして^第提境界碑を距ること一千二百〇五露丈
 とす而して境界線は是より東南に向つて進み下の方大海に行くこと長さ二百露丈なり而して
 吳家屯及兩王家屯の土地は中立地内に存留す。

第二條 今回は專條第一條に於て定むる處の邊境は其の村落土地雜致し居るに付若し行違ひあ
 るときは兩國の邊境掛なる官吏に於て今回定むる處の專條第一條に照し互に切實に取調へ之
 を定むへし。

第三條 ^{露曆一八九八年四月二十五日セントピーターズブルク續約第二條に照し北方遼東半島}
^{清曆光緒二十四年閏三月十七日}の露國租界に連なる中立地の陸地北界は半島西岸の蓋州河口より起りて東に向ひ南に偏し
 て進行し蓋州平縣城^{即蓋州}及中立地外なる姚家店の中間を中立地に編入す右の如くして境界線
 は矢張り前の方向に依り大洋河に向て進み北より中立地内の岫巖洲城を過ぎ大洋河の左岸
^{即東}岸を越へ境界線は又此左岸に隨ひ下方に向ひ河口に至り半島の東岸に於て終る。

第四條 今回の專條第三條に定むる所の中立地の陸地北界は^{露曆一八九八年四月二十五日セントピ}
^{清曆光緒二十四年閏三月十七日}ーターズブルク續約に付する所の地圖に照して其の要領を擧ぐへし若し必ず詳細に實地に就
 て境界線を劃するの必要あるに於ては兩國より別に委員を派遣して取調へ之を定むへし

第五條 ^{露曆一八九八年三月十五日北京條約第一條}
^{露曆一八九八年四月二十五日セントピーターズブルク}
^{清曆光緒二十四年三月六日}續約第一條に照し又在北京露國公使館と總理各國事務衙門との議定に照らし遼東半島に於け
 る租界西岸附近の水面、陸地北海緯線以南の各島は總て露國の享用に歸せしむ。但し^葉羅羅島

の南區は露國の租界に歸し北區は中立地内に歸せしむ此の島の詳細なる區劃は下にあり又租界の東岸附近の水面に於ける總ての島にして北海の緯線以南にあるものは却て露國の享用に歸せしめ而して露國租界内の海洋島に劃入し以て東方に終るの境界と爲す。

第六條 遼東半島租界の陸地北界に於ける緯線以北中立地の東西岸附近の水面にある各島は總て露曆一八九八年三月十五日條約第五條及露曆一八九八年四月二十五日續約第五條の定むる所の中立地の辦法に依るへし。清曆光緒二十四年三月六日 清曆光緒二十四年三月十七日

第七條 在北京露國公使館と總理各國事務衙門との議定に照し遼東半島以南に於ける總ての廟群各島は租界の内に編入せず然れども清國は該島の主島若は一二島を以て他國若は他國の人に讓與すること又は求遠或は暫時享用せしむる事竝右群島に於て通商港を開放すること能はざること及右各島に於て他國人民に鐵道の敷設權、開礦權若は商工の利益を許すこと能はざること承認す。

第八條 今回專條に定むる所の境界碑は本年を始めとし三年を経る毎に取調をなすへし期に至りて境界掛官は雙方より一名の委員を出し一定の所に會して境界線に隨て進み大小の境界碑を取調ふへし若し大小の境界碑にして破損あるか若は全然破壊に歸するものあるときは取調

委員は切實に今回の專條並專條の地圖を遵守し矢張り元の處に建設すへし兩國の委員か今回定むる處の專條は露清文字を以て各四冊を作り記名捺印して信守を昭にし較對相符せしむ若し解釋を要するの所あるときは露國文字を以て證となすへし。

此の外委員等か境界線を圖劃するには註するに露清兩國の文字を用ひ標明するに紅色を用ふへし而して專條に定むる所の境界碑は圖に記名捺印して證と爲す兩國委員か新租界の專條を交換後右專條を北京駐劄露國公使及總理各國事務衙門に呈出し認可を受けて結了す。

今回の專條は露曆一八九八年二月十四日旅順口に於て訂立す。清曆光緒二十四年正月十七日

大清分界委員 福培 徐景壽

大清光緒二十五年三月二十八日

大露一八九九年四月二十五日

第五 東清鐵道會社設立に關する條約 (露曆一八九六年八月二十七日)

露國駐劄清國公使許は光緒二十二年七月二十二日の諭旨を以て露國銀行と東清鐵道建造經營の條約を締結するの允許を蒙り現に清國政府は庫平銀五百萬兩を以て株金に差入れ露清銀行と

組合營業をなし損益共株金に應し之を引受く其の詳細の章程は別に條約を以て之を定む。

清國政府は現に鐵道を建設し露國の赤塔城及南烏蘇里河の鐵道と雙方相接續せしむることを定め建造經營に關する一切の事務は之を露清銀行に委任して承辦せしむ其條款を左に列記す。

第一條 露清銀行は此鐵道を建造經理するに付別に一會社を設け清國東省鐵道公司と名く該會社の印章は清國政府より調製して下付し該會社の章程は露國鐵道會社の成規に照して之と同一に定むへし總て株券は露清兩國人へのみ購賣するを准すへし該會社の總辦は清國政府に於て選任し其の公費は該會社より支辨すへし而して該總辦は京都に居住すへく其責任は該銀行及鐵道會社か清國政府の委任したる事項を實力奉行するや否を隨時查察するに在り該銀行と該會社と清國政府及地方各官と交渉する事宜も亦該總辦の經理に歸す該銀行か清國政府と往復する計算書類も亦該總辦に於て隨時調査すへし該銀行は管理人を派して京都に居住せしめ以て近きに就き一切の事務を商辦するを期す。

第二條 該鐵道の方向を勘定する事は清國より選任したる總辦に於て委員を派して該會社の營造掛及鐵道の經過する地の地方官と共同して和衷辦理すへし。但し勘定する線路に於て墳墓、村落城市あるときは總て適宜の方法に依りて繞越すへし。

第三條 本條約の批准を経たる日より十二箇月以内に該會社は鐵道の工事に着手すへし並鐵道の線路を勘定し及需要の敷地を該會社に引渡して經理せしむるの日より六箇年以内に一切の工事を竣成すへし鐵軌の廣狹に至りては露國の鐵軌と同一にして露尺五幅地フット即ち清尺約四尺二寸半と爲すへし。

第四條 清國政府は各管轄地方官に諭令して該會社か鐵道の建造に要する材料、工夫雇入及水陸運送の船車夫、馬匹並馬糧等に關しては總て力を盡して補助せしめ何れも市價に依り該會社自ら價金を支拂ふへし其運送に關する事項は毎年清國政府に於て便宜を與ふへし。

第五條 鐵道及鐵道に使用する人員は清國政府に於て方法を設けて之を保護し鐵道を經理する爲め使用する内外人は該會社に於て便宜雇入ることを准し鐵道地區に於ける殺人、盜賊訴訟等の事は地方官に於て條約に照して辦理す。

第六條 該會社か鐵道を建造經理し防護する爲め必要なる地所又は鐵道附近に於て砂土、石塊石炭等を開採する爲め地所にして官有地なるときは清國政府より之を下付し地價を納むるを要せず民有地なるときは時價に依り一時又は年賦を以て該會社より地主に地價を支拂ふへし而して該會社の地所は總て地稅を免し該會社一手に經理して各種の家屋を建造し並電信線を

設け自ら經理して専ら鐵道の用に供するを准す礦脈開採の場所に付ては別に辦法を定むるを除くの外總て該會社の收入即乗客及貨物の轉運より得る所の料金並電報の收入總て一切の税金釐金を免す。

第七條 該會社が鐵道を建造修理する爲め要する物件は各種の税金釐金を免す按するに本條を議する際佛文修理の下に尙ほ經理の文字あり稅務吏阿樂德の説によれば當時李伯か本條修理の語と重複すと謂へるを以て原譯漢文の經理の二字を削除せり然れ共故ありて駁改せしに非されは未だ佛文を削除せず故に洋漢の文語に稍々詳細の別あり併せて聲明す。

第八條 露國海陸軍隊及軍機の國境を通過するものにして露國より運送して此鐵道を經過せむとするときは該會社は直に運送するの責に任し運轉の沿途暫く停車を必要とするを除くの外他の事故に托して猥りに中途に逗留するを得ず。

第九條 外國の乗客にして此鐵道を通過し中途に於て内地に入る者は必ず清國の護照を所持すへし該會社は總て清國の護照を所持せざる者をして擅に内地に入らしめざるの責を有するものとす。

第十條 貨物及手荷物にして露國より此鐵道を經て露國境内に入るものは一切の税金釐金を免

す但し此種の貨物は手廻荷物を除く外總て別に車輛に積載すへし清國の邊界に入るときは其地の稅關に於て之を固封し國境を出るときに至り稅關に於て封印を檢査し毫も開封の狀なければ通過せしむ若し途中に於て開封したることを發見せば該貨物で沒收すへし又露國より此鐵道を經て清國に運送し或は清國より此鐵道を經て露國に運送する貨物は各國通商の稅則に照し區別して輸出入の正稅を納付すへし最も此稅は之を稅則所定の額に比し三分の一を減して納付し若し内地に運送するときは通過稅を納むへし即ち納付せし正稅の半に當る通過稅を完納したる後は各處通關の際重ねて徵收せず若し此通過稅を納めされは稅關に於て税金を納め釐金局に於て釐金を納むへし清國は此鐵道の交界の兩地點に於て夫々稅關を設くへし。

第十一條 乗客の車賃、貨物の運賃及貨物を揚卸しする料金は該會社之を定む但し清國の公用文書類は該會社に於て當然運送すべきものとして料金を給せず清國の海陸軍隊及一切の軍械に付ては該會社は運賃の半額を納收すへし。

第十二條 該會社の鐵道落成し運轉開始の日より八十年以内は鐵道より得る所の利益は該會社の專得に歸す若し損失あるときは該會社自ら彌補すべく清國政府は之か保障を爲さず八十年の期間滿つるの日より鐵道及鐵道一切の財産は代金を支拂ふを要せずして清國の所有に歸す

又運轉開始の日より三十六年の後は清國政府に於て代金を支拂ひて收回するの權あり即使用せし處の資本並此鐵道の爲め負ふ所の債務及利息を計算して其額の通り會社に償還すへし會社に於て得たる利益は各株に配當したる上尙剩餘あらは既に清國の所得に歸したるものとし收回する代金の内より控除すへし。

清國政府は該代金を露國政府の銀行に預けたる後此鐵道を收管すへし鐵道落成し運轉を開始したる日に於て該會社は清國政府の庫手銀五百萬兩を還納すへし。

按するに本條中代金を支拂て收回する一節は將來解譯に異同あるを恐れ再ひ該總辦に商議して別に證據とすへき書翰を作り條約の後に付し以て信守を期す。

第六

東清鐵道會社設立に關する續約 (光緒二十四年五月二十八日 露曆一八九八年六月二十四日)

清國特派大使許露國駐在全權公使揚は光緒二十四年五月七日即露曆一千八百九十八年六月十三日(光緒二十四年五月二十八日)を以て勅令を奉し東省鐵路公司と契約締結の允可を得たり但し該契約は露清兩國(光緒二十四年三月十三日)北京に於て締結の條約及同年の閏三月十七日(露國四月二十五日)聖彼得堡に於て續訂の附屬條約に於て清國政府は該條約調印後光緒二十二年東省鐵路公司に允許せし鐵道敷設條件に准し一支線を増設し即東清鐵道幹線に屬する一停車場を起點とし遼東半島の大連灣及旅順口に延

長することを許す此支線敷設に付ては光緒二十二年八月二日(露曆一八九六年八月二十七日)清國政府露國銀行と訂結せし契約の各章程に照らし處辦すへしと規定せるに依り従前締結の東清鐵道敷設に關する條約に接し支線増設の契約を議定する左の如し。

第一條 本契約に議定せる東清鐵道の支線は旅順大連灣海岸に達すへきものなるか故に名けて東清鐵道南滿洲支線とす。

第二條 光緒二十二年八月二日(露曆一八九八年八月二十七日)締結の條約第四條に鐵道敷設に必要な材料物品の水路運送に關しては清國政府に於て夫々俄宜の方法を設け其の敏活を計るへしとあるに據り東省鐵路公司に對し蒸汽船及其他の船舶に公司旗を揚げて遼河及遼河の支流營口並線路關係の各海口間を航通することを許し本支線工事に對し必要なる水路は皆往來擊泊し材料物品の運搬上下をなし得へきものとす。

第三條 東省鐵路公司に於て南滿洲支線敷設の爲に要する材料及糧食等の運送を敏活ならしむるか爲めに其の線路より更に支線を假設し營口及其他關係地方の海岸に聯絡せしむることを得但し本線路竣工し全線を通して營業開始の上は該公司に於て清國政府の通告を遵守し該支線を撤去すへし如何なる場合に拘らず線路踏査を経て敷地の引渡しを終へたる日より起算し

八箇年以内には必ず之を撤去すべきものとす。

第四條 光緒二十二年露曆一八八五年清國政府より公司に對し木材及石炭を採取し鐵道の需用に充つることを許したるに基き今回公司に對し官有地の山林に於て樹木を伐採することを許し其代價の辦價に付きては總監工或は其代理人に於て地方官協定すべく其價額は該地方の時價に超過することを得ざるべし但し盛京省に於ける帝室財産又は風水に關係ある北京政府直管の樹木は之を損害移動することを得ず又該支線の經過すべき地方一帶に於て鐵道敷設及營業に必要なる石炭を採掘することを許可し其斤數に對し代價を辦償せしめ總監工又は其の代理人より地方官と協議決定すべく其の額の他人の該地に於て採掘する石炭に對し納付する税額に超ゆることを得ざるべし。

第五條 露國は遼東半島租借地内に於て自ら税則を規定するを得べく清國は境界線上に於て貨物の該租借地より輸入し若くは該租借地に輸出するものに對し收税すべし此件に付清國政府は露國政府と商議の上大連灣に於て開港通商後税關を設置することを允し其の開設及管理に關しては東省鐵路公司に委任して清國政府の戶部代理者と爲し收税事務を代掌せしむべし但し該税關は北京政府の直轄となし右代理者は期を定めて其の事務の情況を報告すべく清國政

府は別に文官を派遣し該税關駐紮の委員となすべし凡そ乗客の手荷物及貨物にして露境内の停車場より東清鐵道線路により遼東半島の露國租借地域内に輸送し或は該租借地より露境内に運送するものは一切其の税關及釐金税を免除すべきも鐵道に依り清國內地より租借地内に輸入し若くは租借地より内地に輸入する貨物は必ず清國海關税則に照らし輸出税を完納すべきものとす。

第六條 東省鐵路公司は自ら海運商船の設備を擔當し該公司の商船旗を揚げ各國通商條約に按照すべし本條の船舶及經理に關し損失ある場合と雖も清國政府に關係なく其乗客貨物の運賃は該公司の規定に一任す本事業は鐵道事業と關係を有せず其經理期限にも制限なく光緒二十二年清國政府露國銀行と議定せる契約第十二條の買收及還付期限に關する箇條に據るを要せざるものとす。

第七條 南滿洲鐵道線路の方向及經過の地方に付きては監督技師に於て滿洲地方線路踏査の情況を公司總局に報告したる後公司に於て直接若は在北京の代理人より鐵道局(原文鐵路とあれども誤字なるべしと思はる)と商議上決定すべし。

光緒二十四年五月二十八日

露曆一八九八年六月二十四日

第七 東清鐵道附屬地行政權問題に關する

露清豫備協約

(宣統元年三月二日北京に於て
露曆一九〇九年四月二十七日(五月十日))

第一條 鐵道附屬地内に於ける清國の主權は根本主義として之を承認す右主權は何等侵害を被ることなかるへし。

第二條 清國は鐵道附屬地内に於ける主權の發動に基く一切の措置を執るへし鐵道會社又は自治團體は東清鐵道會社の締結したる諸條約に違反せざる限り何等の名義を以てするも右の措置を妨ぐるを得ざるものとす。

第三條 東清鐵道に關する現行諸條約は引續き有效なるものとす。

第四條 清國主權の發動に依る法律命令其他諸規則は清國官吏に於て之を告示すへし。

第五條 鐵道附屬地に出張する清國高等官憲及諸官吏は鐵道會社及自治團體より周到の注意と敬意とを以て迎へるへし。

第六條 鐵道附屬地内に在る重要な都市に自治團體を置く。

該都市の居住者は地方の程度と人口の多少に従ひ選舉に依り議員を任命し該議員をして更に

執行機關を設けしめ又は居住者自ら自治團體の事務に従事し一名の代表者を選出し該代表者に於て居住者總會の決議事項を執行せしむることを得るものとす。

第七條 鐵道附屬地内に於ける清國人並外國人は其の問題に何等の差別なく同一の權利を享有し同一の義務を負擔するものとす。

第八條 一定の不動財を所有するもの又は毎年一定の使用料及課税金を納むるものは總て議員選舉權を有す。

第九條 議長は議員會議に於て議員中より選舉し國籍の如何を問はず。

第十條 地方公益に關する一切の事項は議員の管掌に強す寺院、商業會議所、學校、慈善事業に關する建設物等の如き居住者の一部に限り利益を享有する施設物は各關係居住者の出金を以て維持すへし。

第十一條 議員會議は議員中より國籍を問はず行政擔任の委員を選舉するものとす。

行政委員の數は三名を超過せざるものとす。

右の外交渉局總辦及鐵道長官は更に委員を任命するものとす。

議員會議より選出したる委員並任命に係る前配委員は議長と共に行政委員會を組織す。

第十二條 議員會議長は行政委員會長を兼ねるものとす。

第十三條 交渉局總辦及鐵道長官は議員會議長及行政委員長以上の地位を有し監督をなし並必要と認むる場合自ら検査をなすの權限を有す。

第十一條に掲ぐる委員は常務に關する報告書を交渉局總辦並鐵道長官に提出すへし又議員會議に於て議決したる事項は兩官に提出して其の承認を経たる後行政委員の名を以て之を公布し國籍の如何を問はず各居住者に對し之を施行すへし。

第十四條 交渉局總辦又は鐵道長官に於て議員會議の決議を承認せざる場合には該決議は更に議員會議の再議に附せらるべきものとす。

前項の場合に於て該決議の出席議員四分の三以上の多數を以て採決せられたるときは執行力を有するものとす。

第十五條 鐵道附屬地内の重要都市に於ける公益上並財政上の重要問題は議員會議に於て審査の後鐵道督辦(一八八六年條約第一條に基く清國大臣)並東清鐵道本社に移牒して其の共同審議及認可を求むるものとす。

第十六條 停車場工場其他特に鐵道の使用に供せらるる地所は東清鐵道會社の專管となす其

の他鐵道會社附屬地中未だ租與せられざる地所並鐵道會社の專管に係る建物にして所定計畫により未だ自治團體に引渡されざるものは暫く從來の通り鐵道會社の專管に屬するものとす
前項の地所は當分地稅等を免除せらるるものとす。

第十七條 以上各條の規定に基き自治團體及警察に關する細則を制定し且つ地稅率を定むへし本協約調印の日より一ヶ月を超過せざる期間内に該細則の制定に著手すべきことを約定す。

第十八條 自治團體に關する細目制定せられ其の實施に至る迄該團體の事務は假りに現行細則に據り之を施行するものとす但し交渉局總辦並鐵道長官の監督に關する本協約第十三條の規定を適用するものとす。

交渉局總辦又は鐵道長官に於て議員會議の決議を承認せざる場合又は總辦、長官の間に意見互に一致せざる場合に於ては清國並外國居住者より各一名の特別委員を選出すへし交渉局總辦及鐵道長官は右二名の委員と合同して清國居住者又は外國居住者より尙一名の名望家を選出したる上和衷共同して該事件を審議處理するものとす。

哈爾濱清國商業會議所は三名の委員を任命し同市行政委員となし同一權能を享有して事務を分掌せしむるを得へし。

滿洲里及海拉爾驛に於ける商業會議所も亦二名の委員を選出し行政委員會に列せしむるを得へし其他單に民會のみ有する都市に在りては清國居住者は露國居住者と同一の權能を以て自治團體の行政に干與す細則の制定後議員行政委員の選舉は新規定に依り施行せらるるものとす。

本協約の本文は之を露、清、佛三國語を以て各四通を作り雙方の委員正式に之に記名調印するものなり解譯上異議を生したるときは佛文を以て之を決裁す。

露曆一九〇九年四月二十七日

宣統元年三月初二日北京に於て締結す

大露國欽差全權大臣

ワイ、コロストウエツチ(署名)印

東清鐵道總辦

ヂー、ホルワット(同)印

大清國外務部尙書會辦大臣

梁 敦 彥(同)印

署哈爾賓道

施 肇 基(同)印

黑龍江候補道

于 駟 興(同)印

第八 露 清 密 約 (光緒二十七年二月) (露曆一九〇一年二月)

第一條 露國皇帝は清國に向て友好を表せむと欲するに依り滿洲に於て行はれたる對敵行爲を忘れ滿洲の全く交附せらるるに於ては清國の行政は舊に依りて施行すへし。

第二條 滿洲鐵道條約第六條に依りて設置せられたる鐵道守備は同地の秩序回復し清國か本條約末項四ヶ條の責任を遂行する迄之を存置すへし。

第三條 若し事變に遭遇せは露國駐在兵は全力を以て清國を助け之を鎮壓すへし。

第四條 清國は滿洲鐵道竣工に至る迄軍隊を設置せず他日軍兵を置く場合には露國と協議の上此を定むへし又滿洲に兵器彈藥を輸入することを禁ず。

第五條 奉天將軍又は地方官にして露清國交を阻害する者は露國の要求に依り革職すへし滿洲内地に歩騎の巡警を設け其人員は露國と協定の上之を定むへし。

第六條 清國北部諸州の陸海軍の訓練の爲には露國人以外の他國人雇聘するを得ず。

第七條 地方の保安を計るか爲め租約條款第五條の隙地は地方官に依り近々の内別約を設け又金州自治の權を廢止す。

第八條 清國は露國の承認を経ずして滿洲、蒙古及新疆に於ける礦山其他の利益を他國又は他國人に讓與することを得ず且つ又此等の地方に鐵道を敷設する事を得ず。

牛莊を除くの外他國人に租與するを得ず。
第九條 今回の事件について露國に對する軍費は各國への賠償と均しく速に償還すへし露國に對する賠償金額は期限の間低當を與へ各國と共同辦理す。

第十條 鐵道の毀損及會社技師に對する損害賠償は清國より會社と商議の上賠償すへし。

第十一條 上述の賠償は會社と協定し全體又は一部分に對し他の利益の讓與を以て之に充つることを得へし。

第十二條 先に約定せる鐵道より北京に向ひ一線路を作り長城に達せしむることを得へし。
右は現行鐵道條約に依り辦理す。

一九〇一年二月

ラムスドルフ
楊 儒

第九 滿洲還附協約並附帶宣言

(光緒二十八年二月(四月八日)
露歷一九〇二年三月二十六日)

一、協 約

第一條 全露西亞皇帝陛下は其の平和を愛するの念及大清國皇帝に對する交誼の新證據を彰明

することを願へ平和なる露國臣民に對する攻撃は先づ滿洲交界の各地より起れる事實を不問に附し茲に清國政府の權力を依然清帝國の一部として存する所の該地方に復立するを承認す
露國軍隊占領以前の如く統治及行政の權を清國政府に還附す。

第二條 清國政府は滿洲に於ける統治及行政權を收復するに方り一千八百九十六年八月二十七日露清銀行と締結せる契約の期限並に其の他條款の堅守を確認し又該契約第五條に遵へ鐵道及び其の職員を極力保護するの義務を負擔し又均しく滿洲在留の一般露國臣民及其創設に係る事業の安固を擁護するの責務を承諾す。

清國政府に於て上記の義務を負擔したるにより露國政府は若し變亂の起ることなく且つ他國の行動により妨礙せられざるに於ては左の方法を以て滿洲駐屯の露國軍隊を漸次撤退するを承諾す。

イ、本協約調印後六箇月間に盛京省西南遼河に至る地方の露國軍隊を撤退し且つ鐵道を清國に還附すること。

ロ、次の六箇月間に盛京省殘部及び吉林省に於ける露國軍隊を撤退すること。

ハ、又其次の六箇月間に於て黑龍江省所在の露國軍隊を撤退すること。

第三條 清國政府及び露國政府は露國接界の各省駐屯清兵が與りたる一千九百年の變亂の再發を將來に排除するの必要に鑑み各省將軍及び露國軍務官に命し露兵未退の間に於ける滿洲駐屯清國軍隊の員數及び駐屯地を協定せしむへし又清國政府は各省將軍と露國軍務官との間斯く協定したる兵數以外に他の軍隊を組成せざることを約す但し右兵數は賊匪を彈壓し地方の平和を維持するに足ることを要す露國軍隊全く撤退したる後は清國は滿洲駐屯軍隊の員數を查考するの權を有すへし但し其の増減は時に迫りて露國政府に通告するを要す蓋し清國が上記地方に於て冗多の軍隊を維持するときは露國も亦境界各處に於て軍隊を添加せざるへからす以て兩國に取り頗る不利益なる軍隊費の増加を促すこと自ら明かなればなり。

東清鐵道會社に給附したる各地域を除き上記地方に於ける警察及秩序維持の爲め地方將軍は専ら清國臣民より成立する騎兵の憲兵を組織すへし。

第四條 露國政府は一千九百年九月末以來露國軍隊に於て占領保護する所の山海關、營口、新民廳各鐵道を其の本主に還附する事を承認す依て清國政府は左の各項を約束す。

一、前記鐵道線路の安固を確保するの必要なる場合には清國自ら其の責に任し他國に請ふて該鐵道の防守敷設及經營を受負はしめ又は之を分擔せしむることなかるへく茲に他國が露

國還附の地域を占領するを許すへからず。

二、該鐵道の設了及經營に關する各節は必ず一八九九年四月十六日の露英協約並に一八九八年九月二十八日該鐵道敷設費の借款に關し一私設會社と結ひたる契約の規定に遵據し尙ほ該會社負擔義務就中海關、營口、新民廳の鐵道を占有し又は如何なる方法にても之れを處分せざるの義務を守らしむへし。

三、今後滿洲南部に於て該鐵道を延長し或は支線を敷設し及營口に於て橋梁を架設し又は現に同地に在る山海關鐵道の終點を遷移するの計畫あるときは豫め露清兩政府内に協議を整へたる後之を行ふへし。

四、還附に係る山海關、營口、新民廳各鐵道の修繕並に經營の爲め露國が蒙りたる失費は借金總額内に包含せられざるを以て清國政府より露國に償還すへし露國政府は右償還の金額を協定すへし。

露清兩國間の在來諸條約の款項にして本協約に依り變更せられざるものは依然十分の效力を有す。

本協約は露帝國全權委員調印の日より實施すへし。

批准交換は協約調印の後三箇月内に聖彼得堡に於て行ふへし。

右證據として締約國雙方全權委員は露清佛三國語にて綴りたる本協約各二通に署名調印す。

右三國語の協約文は正に對校を経て相一致するを認めたり。

但し本協約の解釋は佛文を用ふへし。

(四月十一日清帝の裁可あり十二日露都に於て發表)

二、附帶宣言

一九〇〇年前清國に俄然紛起し帝國公使館と露國臣民とを危殆に瀕せしめたる重大なる内亂は露國をして自國の利益を防衛せんか爲め斷乎たる處置を執るに至らしめたり人の知れる如く帝國政府は此目的を以て清帝及百官有司の棄て去りたる北京に向て有力の軍隊を派し且つ我と接壤の滿洲にも直隸省より紛擾忽ち波及して兇徒竝に兵員露領に侵入し清國の地方官公然露領に對して宣戰を布告したるを以て同地方にも露國兵を入れたり然れ共帝國政府は豫め清國政府に告ぐるに露國の此の如き態度を執りたるものは決して清國に對して敵意を挿むの目的に出たるに非ざる旨を以てしたり清國の獨立保全は極東に對する露國政略の基礎たればなり。

露國は此主義を確守しつゝ直接帝國公使館及露國臣民に迫りたる危難の過ぐるや否や他の列

國に先たちて直隸より己の軍隊を召還し次て滿洲に平和克復の兆候の萌すや清國と特別協商を遂げ以て同地撤兵の方法及最短の期日を定めんとすることを宣言したり但し同地の紛擾猶止まざるを以て暫定的性質を帶ふる若干の擔保を附するを以てしたり此の如き協商の締結は清國大官か清廷不在の爲め純然たる獨立國の代表者たる資格を以て行動する事を決心せざる如き困難の事情ありたるを以て數月間遷延したり然れ共輓近に至りて清國の平和克復は著大の進歩を呈したり一九〇一年八月二十五日(九月七日)の議定書調印の後清廷首府に回鑾し中央の正統權は行動し始め帝國の各地には地方の行政機關回復せられたり北京に於て外交官の最初謁見したる際西太后は諸外國代表者に向て列國の内亂鎮定に對して盡したるの勞を謝し併せて動亂前の状態を回復するに諸般の處置を執るべき決心の牢乎たることを確保せられたり。

露國か鄰帝國に紛擾の起りたる時より抱持したる首要の目的は之にて遂げられたるものなり帝國政府は毫も侵略的野心を遂げんとするの意なくして他の列國も亦皆清國の獨立保全を犯すへからざることを主張し露國か曾て諸種の協商を締結したる正統の政府の回復せられて動亂鎮靜するに及び我國と清國との古來の友誼的關係の繼續せられんことを唱道したり帝國政府は露兵を清帝國の領土に派したるは此目的に外ならざるに清國は其の採用する成文約束にて國內の

秩序と今回の事變にて露國の消費したる費額の賠償確保せられたるを以て向後又自國の兵力を鄰帝國の領土内に殘置するの必要を認めず之に依り皇帝陛下の勅令に由り本年三月二十六日北京駐劄露國公使レッサル氏は清國全權と共に露兵の滿洲撤退條件に關する左記の協商に調印したり。

(茲に條約本文を載せ一九〇二年三月二十六日北京に於て二通を調製したることを記し次に)

之と共にレッサル氏は帝國政府の名を以て清國全權に覺書を提出し牛莊の民政を清國行政官の手に引渡すことは同港より外國軍隊及び上陸兵の撤退し列國管理の下に在る天津城の清國人に還附せられたる後に於てすべきことを言明したり。

(と云ひ後又左の宣言を附したり)

是に依りて之を觀れば帝國政府が屢々言明したる宣言を恪守しつゝ滿洲の漸次撤兵に著手し若し他の列國若くは清國より不意の行動起りて之を妨げざる限は前記の條件にて之を完了し牛莊の民政を以て清國行政官の手に引渡すことは同港より外國軍隊及上陸兵の撤退して天津還附問題の全く決定したる時に限るべきこと明なり。

清國政府は從來露國に對して締結したるの諸條約を確保す想ふに兩鄰帝國相互の友誼的關係の基礎となるべき一八九六年の條約も亦然らん此防守條約にて露國は一八九六年已に清國の獨立保全の原則を支持せんことを約し而して清國は滿洲經由幹線を敷設し同事業と直接の關係ある特典を利用するの權を露國に與へたり過去二年間の事變後に極東の平和克復及將來兩帝國の利益上清國と鄰邦の友誼的關係の發達すべき見込立ちたり然れども清國政府にして若し其の確言に背き前記條約の一を破る時は帝國政府は最早滿洲協商の條約にも同時件以前の宣言にも束縛せられざるものと認め將來發生すべき結果に對する責任を解くの已むを得ざるに至るべし。

第一〇 露清交渉に關する露國の最後通牒 (明治四十四年二月 露曆一九一一年二月)

露國政府は近時露清交渉に付き清國政府は一八八一年の通商條約を重視せず又清國政府及地方官は毫も條約の細則に注意せず且つ時としては任意に條約内の原文に違背せり故に露國政府は清國政府の此條約に對する行爲は實に國交を敦ふする能はざるの情ありとなし之に關して詳細なる辯解をなし並に清國政府に向て一八八一年の條約内容及露清條約の總綱に遵照して處理することを願ふや否やの意見を速に答復することを請へり。

第一 一八八一年の條約は各種の國際協約上露清交界五十露里を除くの外未だ露國政府の露清境貿易に於ける納税の自由を制限せず凡そ兩國の陸路邊界五十露里以内に於ては露清兩國雙方の輸出入物品は一切無税なること。

第二 露國人は清國境内に於て治外法權を有す故に吏治裁判交渉は専ら露官に屬せり若し民事訴訟に遇ひ露清人間の關係あれば露清兩國より會審解決すべきこと。

第三 蒙古及清國長城の外及天山の左右は露國人自由に來往居住及貿易するの權あり商品は一切無税とし亦專賣權或は禁止を以て其通商の自由を制限することを得ざることを得ること。

第四 露國政府は既設の領事を除くの外科布多、哈密、古城に於て領事を設くるの權あり此權は清國政府の認可を経るを要すと云ふと雖も唯だ現在各該都市の露清商人は毎に訴訟事件あり此件を實行せざる能はざること顯然たり。

第五 凡そ領事を設くるの處は清國地方官は露清爭論の事件ある場合露官との共同裁判を推辭するを得ざることを承認聲明すること。

第六 蒙古及長城以外の各都市には露國政府は領事館を設くるの權あり即ち庫里得日、楚克查克、庫倫、烏里雅蘇臺、喀什哈爾、烏魯木齊、科布多、哈密、古城及張家口等の處は土地買

入建物築造の權あり此か爲めに露國政府は特に清國政府に照會す若し以上の六箇條を承認せず或は一箇條にても不同意あらは即ち清國は前約に遵守して善鄰を敦固にするを欲せずと謂ふべく此の如くんは即ち自由行動を以て條約の權限を明かにすべきこと。

第一 露蒙協約並附屬議定書 (大正元年十一月三日 庫倫に於て調印 露曆一九一二年十月二十一日(十一月三日))

一、協 約

蒙古人か其の國土の民族的歴史的體制を維持せむか爲め一致宣明したる希望により支那の軍隊及官憲は蒙地より撤退せざるへからざるに至り哲布尊丹巴呼圖克圖は蒙古人民の君主として擁立せられ蒙古と支那との從來の關係茲に斷絶せり。

今や上記の事實及從來常に露西亞國人民と蒙古人民との間に存したる相互の友誼に鑑み且つ露蒙の相互通商を律する規制を明確に決定するの必要を認め之か爲露西亞帝國政府より正當の委任を受けたるコンセイエ、デタ、アクチュエル、イワン、コロストウエツツ並蒙古人民の君主蒙古政府及蒙古諸王より正當の委任を受けたる蒙古總理大臣萬教護持三音諾顏汗邦木囊蘇倫、内務大臣沁蘇朱克圖親王喇嘛ツイレンチメット外務大臣額爾德呢、親王、杭達多爾齊(汗待遇)陸軍大臣額爾德呢達賴郡王棍布蘇倫、大藏大臣土謝圖郡王察克都爾札布及司法大臣

額爾德呢郡王那木薩賚は左の通協定せり。

第一條 露西亞國政府は蒙古をして其の設定したる自主制を保持せしめ且自國軍隊を備へ其の版圖内に支那軍隊の駐屯及支那人の植民を許さざるの權利を保持せしむる爲め蒙古に援助を與ふへし。

第二條 蒙古君主及蒙古政府は従前の如く其の版圖内に於て露西亞國の臣民及商業に對し附屬議定書に列記せる權利及特權の享有を認許すへし。

蒙古に於て露西亞國臣民の享有すべき權利よりも優越なる權利を他の外國臣民に許與せざるものとす。

第三條 蒙古政府か支那又は其の他の外國と別個の條約を締結するの必要を認めたる場合と雖も露西亞政府の同意を得るに非らされは如何なる場合に於ても右新條約を以て本協約及附屬議定書の條項に違背し又は之に變更を加ふることを得ず。

第四條 本協約は署名の日より之を實施す。

右證據として各全權委員は二通を作製したる本協約の露西亞文と蒙古文とを對照し其の相一致せるを認め署名調印の上交換を了せり。

一九二二年十月二十一日(露曆)即蒙曆共載第二年秋の末月二十四日庫倫に於て作る。

各全權委員(署名)調印

二、附屬議定書

露西亞帝國政府の全權委員たるコンセイエ、デタ、アクチュエル、イワソ、コロストウエツツと蒙古君主蒙古政府及蒙古諸王の全權委員たる總理大臣萬敦護持三音諾顏汗那木囊蘇倫、内務大臣沁蘇朱克圖親王喇嘛ツイレンチメツト外務大臣額爾德呢ダイチン親王杭達多爾濟(汗待遇)陸軍大臣額爾德呢達賴郡王棍布蘇倫、大藏大臣土謝圖郡王察古都爾扎布及司法大臣額爾德呢郡王那木薩賚との間に本日調印せられたる露蒙協約第二條の規定に依り前記全權委員は蒙古に於ける露國臣民の權利及特典(其の一部は即享有せり)並露國に於ける蒙古人民の權利及特典に關し左の諸條を協定せり。

第一條 露西亞國臣民は従前の如く蒙古各地に自由に居住及移轉し各種の商業工業及其の他の業務に従事し又露西亞國蒙古支那又は外國の個人、商店及公私の施設と各種の取引を爲すの權利を有す。

第二條 露西亞國臣民は従前の如く何時たりとも露西亞國蒙古支那其他各國の生産又は製造に

係る各種物品を無税にて輸入及輸出し又何等の租税及手数料又は課税をも納付することなくして自由に商業に従事するの權利を有す但し露支共同事業及露西亞國臣民にして自己の所有にあらざる商品の所有者たることを詐稱したる者に對しては此の規定の效力を及ぼさざるものとす。

第三條 露西亞國の金融業者は蒙古に其の支店を開設し個人又は施設及團體と各種の金融取引を爲すの權利を有す。

第四條 露西亞國臣民は現金又は物品交換の方法に依り賣買をなすことを得又信用取引をなすことを得るも各旗及蒙古國庫は個人の負債に對し責任を負はざるへし。

第五條 蒙古官憲は蒙古人又は支那人か露西亞國臣民と各種の商取引をなし又其の個人的雇人となり或は其の經營に係る商工業上の使用人となることに對し障礙を加へざるへし。

蒙古に於ては如何なる公私の團體施設及個人に對しても商工業上の獨占權を與ふることを得ず但し團體及個人にして本協約締結前既に蒙古政府より右獨占權を得たるものに對しては約定期限の終了するに至る迄其の權利及特典を保有せしむるものとす。

第六條 露西亞國臣民は蒙古の都市及各旗何れの處に於ても各種商工業上の建物竝家屋、店舗

及倉庫等の建設の爲に必要な地所を期限附にて借受け又は其の所有權を取得するの權利を有す露西亞國民は又耕作の目的を以て空地を借受くるの權利を有す尤此等の地所は前記目的の爲のみに所有し又は借受くる事を得るも投機の目的に供するを得ず此等の地所は蒙古の現行法に基き且蒙古政府との協議に依り各處に提供せらるべきも聖地及牧場は此限りに非ず。

第七條 露西亞國臣民は礦業、林業、漁業及其他の事業に關し蒙古政府と協定をなすことを得。

第八條 露西亞國政府は蒙古政府と協議の上其の必要と認むる蒙古各地に領事官を任命するの權利を有す又蒙古政府は相互の協商に依りて必要と認められたる露西亞國國境各地に其の代表者を置くことを得。

第九條 露西亞國領事館所在地其他露西亞國商業上の樞要なる地方に於ては露西亞國政府と蒙古政府との協議に依り露西亞國臣民の居住及各種職業の爲め特別居留地を設定すへし右居留地は露西亞國領事の管理の下又は領事の駐在せざる地に在りては露西亞國商人組合の組長管理の下に置くものとす。

第十條 露西亞國は蒙古政府と協議の上露西亞國臣民の爲蒙古に於ける各地間竝蒙古と露西亞國の國境地間に信書の發送及物品輸送の爲露西亞國臣民の費用を以て郵便機關を設くるの權

利を保留す而して驛站其他必要なる建物を建築する場合には本議定書第六條の規定に依るものとす。

第十一條 蒙古に於ける露西亞領事は公文書の發送及傳書使の派遣其他公用上必要の場合には蒙古の郵便機關を使用することを得但し無料にて一箇月馬百頭及駱駝三十頭以上を使用せざることをし且蒙古政府より其都度切符の交附を受くへし領事及一般露西亞國官吏は其の旅行の爲め賃錢を支拂ひて同機關を使用することを得蒙古の官設驛站使用の權利は一人たる露西亞國臣民にも又之を享有せしむ但し此場合に於ける驛站の使用料は蒙古政府と協議決定すへし。

第十二條 露西亞國臣民は蒙古内地より露西亞國領土に流るる河川及其の支流に於て商船を泛へ沿岸地方の人民と商業を爲すの權利を有す露西亞國政府は此等河川に於ける航運の改良及必要なる標識の設置其他に關し蒙古政府に幫助を與ふべく蒙古官憲は本議定書第六條の規定に依り此等河川に沿ひ船舶の繫留地埠頭及倉庫の設置並新材貯藏場等に必要なる土地を提供すへし。

第十三條 露西亞國臣民は貨物及家畜の輸送の爲め總ての水陸路を使用する權利を有す且蒙古

官憲と協議の上自費を以て橋梁渡場等を設置し通行者より料金を徵收するの權利を有す。

第十四條 露西亞國臣民の家畜は其輸送の途次休養の爲め隨所に停留することを得若し長時日に互り停留を必要とする場合には地方官憲は家畜輸送路の附近及家畜貿易上樞要の地に於て牧場として充分なる地區を貸與すへし但し三箇月以上各牧場を使用する場合には使用料を支拂ふものとす。

第十五條 從來國境地方の露西亞國住民か蒙古境内に於て草刈狩獵及漁撈を爲し來りたる特權は今後其何等變更なく持續せらるへし。

第十六條 一方露西亞臣民若は施設と他方蒙古人又は支那人との間の契約事項は口頭又は文書を以て爲すことを得此の場合に於て當事者は其の契約を蒙古地方官憲に提示し證明を請ふことを得若該官憲か其の證明をなすに故障ありと認めたるときは直に之を露西亞國領事に照會し領事と協議の上解決を與ふべきものとす。

不動産に關する契約事項は特に文書に認め當該蒙古官憲及露西亞國領事に届け出て其の證明及認可を得へし天產物開採の權利に關する書類は蒙古政府の認可を経ることを要す口頭又は文書に依る契約事項に關し爭論を生したる場合には契約當事者雙方より撰ひたる仲裁者に依

りて和解することを得若此の方法によりて雙方の一致を得ざる場合には混合裁判委員に依り判決せらるべきものとす。

混合裁判委員は常設及臨時の二種とす常設のものは露西亞國領事の駐在地に設け領事若は其の代理者及蒙古の相當官等の代表者より成立す臨時設置のものは前記の土地以外に於て事件の發生に應じて設け露西亞國領事の代理者及被告の所屬し若は居住地の首長たる王公より成立す混合裁判委員は鑑定人として露西亞國臣民、蒙古人又は支那人中より適當なる者を任命することを得混合裁判委員の判決は露西亞國臣民に對しては露西亞國領事に依り又蒙古人及支那人に對しては被告の所屬し若は居住する旗の王公に依りて遲滯なく執行せらるへし。

第十七條 本議定書は署名の日より之を實施す。

右證據として各全權委員は露蒙兩文を以て併記したる本議定書二通を照合し各通に署名調印の上交換を了せり。

一九一二年十月二十一日(露曆)即蒙曆共載第二年秋の末月二十四日庫倫に於て作る。

イ、コロストウエツツ 署名

蒙古總理大臣 三 音 諾 顏 汗

内務 大臣	泌蘇朱克圖親王喇嘛
外務 大臣	額爾德呢 邁 親王
陸軍 大臣	額爾德呢 達賴 郡王
大藏 大臣	土 謝 圖 郡 王
司法 大臣	額 爾 德 呢 郡 王

蒙古古語に署名

露曆一九一二年十月二十一日(十一月三日)附を以てコロストウエツツより蒙古政府に送りたる宣言書譯文

本日露蒙兩政府間に調印したる協約及議定書中「外蒙古」なる文字に代ふるに蒙古なる文字を以てすることに同意するに當り本官は自主權に付蒙古政府に與へたる保障カ喀爾喀の地域以外何れの地方に迄及ふべきやを決定するの權利を帝國政府に於て留保することを宣言するの光榮を有す。

第二二 蒙古に關する露支宣言並附屬公文 (民國二年十一月五日北京に於て調印) (露曆一九一三年十月二十三日(十一月五日))

露西亞帝國政府は外蒙古に關し支那との關係を律するため其の基礎となすべき主義を提議し支那共和國政府は右の主義を認諾したるを以て兩國政府は左の通り協定せり。

第一條 露西亞は外蒙古か支那の宗主権の下に在るを承認す。

第二條 支那は外蒙古の自治権を承認す。

第三條 支那は外蒙古に於ける蒙古人か自治蒙古の内政を自ら行ひ且つ同地に關する商工業上の一切の問題を自ら處理するの專屬的權利を承認し此等の事項に干涉せざることを約す故に支那は外蒙古に軍隊を派遣し文武の官吏を駐在せしめ又は一切植民することなかるへし但し支那政府の派遣する一名の高官は必要の屬員及一隊の護衛兵を隨へて庫倫に駐在することを得べく且支那政府は必要の場合には其の人民の利益を保護する爲め本取極第五條に規定する商議の際確定せらるべき外蒙古の一定の地方に事務官を駐在せしむることを得へし又露西亞に於ては領事館護衛兵を除くの外其の軍隊を外蒙古に駐在せしめ同地の行政上の事項に干涉し又は同地に植民することなかるべきを約す。

第四條 支那は上記の主義及一九一二年十月二十一日(曆)の露蒙通商議定書の規定に準據し外蒙古との關係を確立する爲め露西亞の周旋を受諾すべきことを聲明す。

第五條 外蒙古に於ける支那及露西亞の利益に關する諸問題にして同地に於ける新事態の爲生したるものに關しては追て商議すへし。

右證據として之か爲正當の委任を受けたる下名は本宣言書に署名調印す。

中華民國二年十一月初五日即一九一三年十月二十三日(十一月五日)北京に於て本書二通を作る。

二、附 屬 公 文

外蒙古に關する本日附の宣言書に署名するに當り之か爲正當の委任を受けたる下名(支那共務大臣全露國皇帝陛下の特命全權公使)は其の政府の名に於て(支那共和國外務大臣孫寶琦全露國皇帝陛下の特命全權公使クルペンスキー)閣下に左の通り聲明するの光榮を有し候。

一、露西亞は外蒙古の地域か支那領土の一部たることを承認す。

二、政治上及領土上の問題に關しては支那政府は商議に依り露西亞政府と協定の上措置すべく該商議には外蒙古官憲之に参加すへし。

三、宣言書第五條に規定する商議は關係三當事者の間に行はるべく之か爲め該當事者は其の代表委員の會合すべき地點を指定すへし。

四、自治外蒙古は庫倫辦事大臣、烏里雅蘇臺將軍及科布多參贊大臣の管轄に屬する地方を包括す但し精密なる蒙古地圖なく且同地に於ける行政區劃不確實なるを以て外蒙古の精確な

る疆域並科布多及阿爾泰間境界は宣言書第五條に規定する商議の際追て協定すへし。
下名は茲に(クルペンスキ)閣下に向て重ねて敬意を表し候 敬具。

第一三 蒙古鐵道に關する露蒙協約 (露曆一九一四年九月十七日)

蒙古に於ける通商關係の發展に鑑み相當鐵道の敷設に由り蒙古に於ける各鐵道と之に接近する西伯利亞鐵道との聯絡を保するの必要を認め露西亞帝國政府及蒙古政府は友好關係に依り下記諸條を協定せり。

第一條 露西亞帝國政府は蒙古境域に於ける鐵道の敷設に關し蒙古政府の永久的權利を認む。

第二條 露蒙兩國政府は蒙古及露國に有用なる鐵道の最も利益ある線路並に其鐵道敷設順序を共同して審査決定す。

第三條 露西亞帝國政府は各鐵道の敷設に當り露蒙兩國の國費に由り若くは個人の資金に依る場合に於て蒙古政府に助力を與ふへし。

第四條 露蒙兩國政府は國境及露國鐵道と聯絡する鐵道敷設の場合露蒙鐵道連絡條件權利及收入に關し審議すへし。

第五條 露西亞帝國政府は蒙古政府が其境域内に鐵道敷設の權利あるに鑑み若し蒙古政府が其

資金を以て有益なる鐵道を敷設せられんことを希望する場合之に干渉することなかるへし蒙古政府が鐵道「コンセツヨン」を何人かに許與せんとする場合には其鄰邦たる大露西亞帝國との友好關係に基き該「コンセツヨン」許與に先ち其計畫する鐵道が經濟上及軍略上露國に有害なるものにあらざるやに就き豫め露國政府と商議すへし。

第六條 本協約は露蒙國語を以て二通を作製し之に署名捺印し一部は在蒙古露國總領事館に又他の一部は蒙古外務署に保管せらるるものとす。

一九一四年九月十七日(露曆)

恰克圖に於て

蒙古内務大臣	弼里克圖公喇嘛	達什札布
蒙古大藏大臣	土識圖親王	察古都爾札布
蒙古外務次官	鎮國公	車林多爾齊
在蒙古露國外交事務官兼領事		アー、ミルレル

第一四 露支蒙協約並關係公文 (民國四年六月七日(露曆一九一五年五月二十六日(六月七日))

一、協約

支那共和國大統領

露西亞國大皇帝

外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は外蒙古の現勢發生の各問題を會同協商解決せんと欲し支那共和國大統領は都統銜畢桂芳墨其哥駐劄特命全權公使陳籙を特派し

露西亞國大皇帝は蒙古駐劄外交官兼總領事正參議官アレキサンター、ミルレルを特派し外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は司法副長額爾德呢卓囊貝子色楞丹津財務長土謝圖親王察克都爾札布を特派して全權委員となし各委員は奉する所の委任狀を互に檢閲し其の妥當なるを認め各條項を議定する左の如し。

第一條 外蒙古は民國二年十一月五日露支聲明文書及露支交換公文を承認す。

第二條 外蒙古は支那國の宗主權を承認し露支兩國は外蒙古の自治と支那領土の一部たるを承認す。

第三條 自治外蒙古は各外國と政治及土地に關係ある國際條約を締結する權なし凡そ外蒙古の政治及土地に關する問題は支那國政府擔任し民國二年十一月五日露支交換公文第二條に照し辦理す。

第四條 外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗の名號は支那共和國大統領の冊封を受け外蒙古公文書には民國の年曆を用ひ竝に蒙古子子紀年を兼用することを得。

第五條 民國二年十一月五日露支聲明文書第三條に依り露支兩國は外蒙古自治官府か一切の内政を辦理し竝に各外國と自治外蒙古の工商事宜に關する國際條約及協約を締結するの專權を有することを承認す。

第六條 聲明文書第三條に依り露支兩國は外蒙古現在の自治内政の制度に干涉せざることを約す。

第七條 露支聲明文書第三條規定の支那庫倫駐劄大官の護衛隊は其數二百名に過ぎざるへく該大官の補佐員は烏里雅蘇臺科布多及蒙古恰克圖の各處に分駐す每處の護衛隊は五十名に過ぎざるへく若し外蒙古自治官府の同意を経て外蒙古の他處にも補佐官を添設する場合には每處の護衛隊は五十名を過ぎざるへし。

第八條 露西亞國政府派遣の庫倫駐在代表領事の護衛隊は百五十名を過ぎざるへし外蒙古の他處に已に設置し又は將來外蒙古官府の同意を経て露西亞國領事館又は副領事館を添設する場合には每處の護衛隊は五十名を過ぐるを得す。

第九條 凡そ典禮及正式集會あるときは支那の庫倫駐劄大官最高位地に列すべく若し必要ある時は該大官は單獨外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗に會見するの權を有し露西亞國代表者も亦此單獨會見の權を有す。

第十條 支那の庫倫駐劄大官及本協約第七條に指す處の在蒙古各地方補佐官の最高の監察權を行使することを得べく外蒙古自治官府及其屬吏の行爲をして支那國の宗主各權利及支那國及其人民の外蒙古に於ける各利益に違反せざらしむべし。

第十一條 自治外蒙古の區域は一九一三年十月二十三日露支聲明附屬文書第四條を按照し前庫倫辦事大臣烏里雅蘇臺將軍科布多參贊大臣の管轄區域に限り其の支那國との境界線は喀爾喀四盟及科布多所屬を以てす即ち東は呼倫貝爾南は內蒙古西南は新疆省の戈壁西は阿爾泰接界の各蒙旗と界す支那は自治外蒙古との正式境界を定むるには別に露支兩國及自治外蒙古の代表者會同辦理すべく竝に本協約調印後二箇年以内に共同踏査に著手すべし。

第十二條 支那國商人か貨物を自治外蒙古に輸入する場合には何種の產物たるに拘らず關稅を課せざるべし但し自治外蒙古人民か納むる自治外蒙古既定及將來添設の各項内地貨損は一律に納付すべし自治外蒙古商民か支那内地に輸入する各種の產物も亦支那商人と一律に既設及

將來添設の各項の貨損を納付すべし但し外國貨物を自治外蒙古より支那内地に輸入する場合には一八八一年の陸路通商條約に定むる處の關稅を納付すべし。

第十三條 自治外蒙古に在る支那國屬民の民刑訴訟事件は均しく支那の庫倫駐劄大官及自治外蒙古各地方駐在の補佐員に於て審理判決すべし。

第十四條 自治外蒙古人民と該處に在る支那國屬民との民刑訴訟事件は均しく支那庫倫駐劄大官及自治外蒙古各地方駐在補佐員又其の派遣する代表者と蒙古官吏と共同審理判決すべし若し支那國屬民々刑被告人となり自治外蒙古人民々刑原告人たるときは支那庫倫駐劄大官及自治外蒙古各地方駐劄補佐員の所在地にて會同審理判決すべく若し自治外蒙古人民々刑被告人となり支那國屬民々刑原告人たるときは亦以上の會同辦理法により蒙古官廳にて審理判決すべく犯罪者は各自の法律により處罰し尙兩造は各仲裁者を擧げ爭議事件を平和に解決するの權あるものとす。

第十五條 自治外蒙古人民の該處に在る露國屬民との民刑訴訟事件は均しく一九一二年十月二十一日露蒙商務取極第十六條所載章程により審理判決す。

第十六條 自治外蒙古に於ける露支訴訟事件は露國屬民々刑原告人となり支那國屬民々刑被告

入たるときは露西亞國領事自身又は其派遣する代表者會審すべく支那庫倫駐劄大官又は其代表者又は自治外蒙古各地方駐在補佐官と同等の權利を有するものとす露西亞國領事又は其派遣代表者か法廷に於て露西亞國民事原告人及露西亞國證人其被告支那人及支那證人を審問する場合には支那庫倫駐劄大官又は其代表者又は自治外蒙古各地方駐在補佐員を經て間接に審問すへし露西亞國領事又は其の代表者は證據を審査し賠償を追求し若は必要と認むるときは鑑定人をして兩造の有する權利を聲明せしむることを得竝に支那庫倫駐劄大官又は其代表者又は自治外蒙古各地方駐在補佐員と會同して判決文を擬定し及記名調印すへし支那官吏は判決執行の義務あるものとす。

露西亞國屬民刑被告人となり支那國屬民々刑原告人たるときは支那庫倫駐劄大官又は自治外蒙古各地方駐在の補佐員自身又は其派遣する代表者も亦露西亞國領事館に於て觀審することを得。

第十七條 恰克圖庫倫張家口間の電報の一部は自治外蒙古の境界内に在るを以て該部分の電線を外蒙古自治官府の完全なる財産となすことを議定し内外蒙古境界に於て支那及外蒙古より員を派し管理する轉電局に關する詳細なる辦法竝に遞電收費章程及收入金分配等の問題は別

に露支兩國及自治外蒙古より派遣する代表者を以て組織する特別專門委員會之を商定すへし第十八條 庫倫及蒙古恰克圖に在る支那郵便機關は舊に依り保存すへし。

第十九條 外蒙古自治官府は支那庫倫駐劄大官烏里雅蘇臺科布多蒙古恰克圖駐在補佐員及其附屬人員等に必要なる住所を供給し支那共和國政府の完全なる財産とす且該大官等の護衛隊の爲め其附近に於て必要の土地を讓與すへし。

第二十條 支那驛庫倫駐劄大臣及其補員竝に一切の支那官員か蒙古の驛站を使用する場合は一九一二年十月二十一日の露蒙商務專條第十一條の規定を適用して辦理すへし。

第二十一條 一九一三年十月二十三日露支聲明文書同附屬書及一九一二年十月二十一日露蒙商務專條は均しく引續き有效たるへし。

第二十二條 本協約は露支蒙佛の四文各三通を作り署名調印の日より效力を生ず將來文字の解釋は佛文を以て標準とす。

(中華民國四年六月七日調印)

二、關係公文

一九一五年五月二十五日附を以て恰克圖に於ける三國交渉支那共和國全權委員より露

西亞帝國の委員に交附したる書翰の寫。

恰克圖三國交渉支那共和國全權委員たる下名は自治外蒙古に關する本日附三國協約調印に際し正當の委任を受け恰克圖三國交渉露西亞帝國全權委員ミルレル閣下に對し支那國政府の名に於て左の通り聲明するの光榮を有し候 本支露蒙協約調印の日より支那共和國政府は外蒙古自治政府に歸屬せる總ての蒙古人に對し完全なる大赦を供與す。

支那政府は又從前の如く外蒙古に於ける總ての蒙古人に對し內蒙古に於けると均しく右地方にありて居住往來の自由を許與す。

支那共和國政府は外蒙古佛爺哲布尊丹呼圖克圖汗陸下に對し敬虔の意を表彰する爲め巡禮として庫倫に赴く蒙古人に對し何等檢束を加へざるへし。

下名は此機に際し露西亞帝國全權委員に重ねて敬意を表し候。

畢 桂 芳 (署名)

陳 繇 (署名)

右に對し露西亞國全權委員より支那國全權委員に宛てたる回答文寫

恰克圖三國交渉露西亞帝國全權委員たる下名は恰克圖三國交渉支那共和國全權委員畢桂芳、陳

繇閣下に對し本日附書翰受領の旨通告するの光榮を有し候。

恰克圖三國交渉支那共和國全權委員たる下名は自治外蒙古に關する本日附三國協約調印に際し正當の委任を受け恰克圖三國交渉露西亞帝國全權委員ミルレル閣下に對し支那國政府の名に於て左の通り聲明するの光榮を有し候。

本支露蒙三國協約調印の日より支那共和國政府は外蒙古自治政府に歸屬せる總ての蒙古人に對し完全なる大赦を供與す。

支那政府は又從前の如く外蒙古に於ける總ての蒙古人に對し內蒙古に於けると均しく右等地方にありて居住往來の自由を許與す。

支那共和國政府は外蒙古佛爺哲布尊丹巴呼圖克圖汗陸下に對し敬虔の意を表彰する爲巡禮として庫倫に赴く蒙古人に對し何等檢束を加へざるへし。

下名は此機に際し支那共和國全權委員に對し重ねて敬意を表し候。

ア、ミ、ル、レ、ル (署名)

一九一五年五月二十五日附を以て恰克圖に於ける三國交渉支那共和國

全權委員より露西亞帝國全權委員に交附したる書翰の寫

恰克圖三國交涉支那共和國全權委員たる下名は自治外蒙古に關係する本日附三國協約調印に際し正當の委任を受け恰克圖三國交涉露西亞帝國全權委員ミルレル閣下に對し支那政府の名に於て左の通り聲明するの光榮を有し候。

張家口庫倫恰克圖電線の外蒙古領域を通過する部分に存在し且恰克圖協約第十七條に記載せる同線に於ける總ての電信局は協約調印後遅くも六箇月の期間内に支那役員より蒙古役員に交付すべく又支那線と蒙古線との接續地點は前掲條文に豫定せる専門委員會により決定せらるへし上記の次第は同時に外蒙古全權委員にも通告したり。

下名は此機に際し露西亞帝國全權委員に重ねて敬意を表し候。

畢 桂 芳 (署名)

陳 籙 (署名)

右と同時に露西亞帝國全權委員より支那全權委員に交付したる書翰の寫

恰克圖に於ける三國交涉露西亞帝國全權委員たる下名は自治外蒙古に關係する本日附三國協約調印に際し正當の委員を受け恰克圖三國交涉支那共和國全權委員畢桂芳閣下及陳籙閣下に對し、露西亞國政府の名に於て左の通り聲明するの光榮を有し候。

張家口庫倫恰克圖電線の外蒙古領域を通過する部分に存在し且つ恰克圖協約第十七條に記載せる同線に於ける總ての電信局は協約調印後遅くも六箇月の期間内に支那役員より蒙古役員に交付すべく支那線と蒙古線との接續地點は前掲條文に豫定せる専門委員會により決定せらるへし上記の次第は同時に外蒙古全權委員にも通告したり。

下名は此機に際し支那共和國全權委員に對し重ねて敬意を表し候。

ア、ミルレル (署名)

第一五 呼倫貝爾に關する露支條約 (民國四年十一月十九日 露曆一九一五年十一月六日)

第一條 呼倫貝爾は特別地域となし中華民國中央政府に直屬す。

但し必要の事項にして急速を要する場合は其地域を包括する黑龍江省長官と直接商議することを得。

第二條 呼倫貝爾副都統は中華民國大總統直接之を任命し省長官と同一の權限を有す副都統は専ら呼倫貝爾五旗總管若は該地域に於ける三品以上の官吏中より之を任命す。

第三條 副都統衙門は左右兩廳より成り内一廳の廳長は副都統之を選任し他の一廳の廳長は内務部之を選定す。

但し何れも中華民國中央政府の任命を俟つて其職務を行ふものとす而して各廳長に任命せられ得るものは呼倫貝爾に於ける四品以上の官吏に限る 副都統は各廳の權限を定むる權能を有し各廳長は副都統の指揮監督を受けて其の與へられたる權限範圍内に於て中央官憲及各省官憲と直接事務を處理するの權能を有す。

第四條 平時に於ける呼倫貝爾軍隊は全部同地の民兵を以て組織するものとす。

副都統は軍事上一切の施設に關する決算を中央政府に報告し併て其の理由を説明すへし呼倫貝爾に動亂起り同地官憲に於て之を平定すること能はずと認めたる際は中央政府は豫め露國政府に通牒して其軍隊の一部を同地に派遣することを得但し秩序回復後該軍隊は直に之を撤退すへし。

第五條 呼倫貝爾に於ける各種稅損收入は同地に於ける他の一切の地方的歲入と均しく之を同地方の經費に充當することを得但し中央政府の歲入に歸すへき海關稅及鹽稅は此限りにあらず。

副都統は毎年末に於て該衙門の歲入總額及其使途を中央政府に報告すへし。

第六條 呼倫貝爾人及支那内地人にして農工商を業とする者は呼倫貝爾及支那に於て均しく居

住移轉の自由及平等の權利を有し何等差別的取扱を受くることなし。

尤も呼倫貝爾に於ける土地は同地人民の共有財産なるに鑑みて支那人は借地權を取得し得るに止まるものとす但し右借地權を取得し得るは同地官憲に於て支那人の開墾か同地人民の牧畜に障礙なしと認めたる場所に限る。

第七條 呼倫貝爾に於て將來鐵道敷設の爲め外資を必要とする場合は中華民國政府は先づ露國に右借款の商議をなすへし。

東清鐵道會社又は呼倫貝爾に於て採掘、伐木等の權利を有する露國人にして材料及租借地内の生産物運搬の爲め鐵道支線を敷設せんとするときは必ず中華民國政府の許可を受くへし民國政府は其敷設を不便とする特別の事由なき限り之を許可すへきものとす但し本項の規定は露國臣民の租借規約にして次條の規定により己に中華民國政府の承認を経たるものには之を適用せず。

第八條 露國企業家の呼倫貝爾官憲との間に締結せられたる規約にして露支兩國代表委員の審査を経たるものは中華民國政府に依り即時に承認せらるべきものとす。

一九一五年十一月六日 於北京訂定

在北京露國公使 ウエ、クルペンスキー (署名)
 外交總長 陸 徵 祥 (署名)

乙 日 露 間

第一六 日露媾和條約並追加約款 (明治三十八年九月九日)

(一九〇五年九月五日(露曆八月二十三日))

日本國皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下は兩國及其の人民に平和の幸福を回復せむことを欲し媾和條約を締結することに決定し之か爲に日本國皇帝陛下は外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を全露西亞皇帝陛下はプレシデント、オブ、ゼ、コムミツチー、オブ、ミニスターズ、オブ、ゼ、エンバイア、オブ、ロシヤ、セクレタリー、オブ、ステート、セルジ、ウエツテ閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使マスター、オブ、ゼ、イムピリアル、コールト、オブ、ロシヤ、男爵、ローマン、ローゼン閣下を各其の全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其の委任狀を示し其の良好妥當なるを認め以て左の諸條款を協議決定せり。

第一條 日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間及兩國並兩國國民の間に將來平和親睦あ

るへし。

第二條 露西亞帝國政府は日本國か韓國に於て行政上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本帝國政府か韓國に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を執るに當り之を阻礙し又は之に干渉せざることを約す。

韓國に於ける露西亞國民は他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るへし。

兩締約國は一切誤解の原因を避けむか爲露韓國の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上の措置を執らざること同意す。

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

一、本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ遼東半島租借權か其效力を及ぼす地域以外の滿洲より全然且つ同時に撤兵すること。

二、前記地域を除く外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は監督の下に在る滿洲全部を擧げて全然清國專屬の行政に還附すること。

露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又

は優先的若は專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す。

第四條 日本國及露西亞國は清國か滿洲の商工業を發達せしめむか爲め列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せざることを互に約す。

第五條 露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順口、大連並に其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞國政府は又前記租借權か其效力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞帝國臣民の財産權か完全に尊重せらるべきことを約す。

第六條 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其一切の支線並に同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産及同地方に於て該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるる一切の炭坑を補償を受くることなく且清國政府の承認を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

第七條 日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す。

該制限は遼東半島租借權か其效力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るへし。

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て滿洲に於ける其接續業務を規定せむか爲成る可く速に別約を締結すへし。

第九條 露西亞帝國政府は薩哈噠島南部及其附近に於ける一切の島嶼並に該地方に於ける一切の公共營造物及財産を完全なる主權と共に永久日本帝國に讓與す其の讓與地域の北地境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる經界線は本條約に附屬せる追加約款第二條の規定に従ひ之を決定すへし日本國及露西亞國は薩哈噠島又は其の附近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘其他之に類する軍事上工作物を築造せざることに互に同意す又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海を妨礙することあるへき何等の軍事上措置を執らざることを約す。

第十條 日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞臣民に付ては其不動産を賣却して本國に退去するの自由を保留す但該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは日本

國の法律及管轄權に服従することを條件として完全に其の職業に従事し且財産權を行使するに於て支持保護せらるへし。

日本國は政事上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すへき充分の理由を有す但し日本國は前記住民の財産權が完全に尊重せらるへきことを約す。

第十一條 露西亞國は日本海オコク海及ベーリング海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむか爲め日本國と協約をなすことを約す。

前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する處の權利に影響を及ぼさるることに雙方同意す。

第十二條 日露通商航海條約は戰爭の爲め廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戰爭以前に效力を有したる條約を基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用することを約す而して輸入税輸出税關手續通過税及噸税並に一方の代辦者臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る。

第十三條 本條約實施の後成る可く速に一切の俘虜は互に之を還附すへし日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くへき一名の特別委員を任命すへし一方の政府の收容に係る一切の俘虜は他の一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し同委員又は其の代表者に於て之を受領すへく而して其の引渡受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すへき便宜の人員及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふへし。

日本國政府及露西亞國政府は俘虜引渡完了の後成る可く速に俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至る迄にか保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すへし同計算書交換の後露西亞國は成る可く速に日本國か前記の用途に支出したる實際の金額と露西亞國か同様に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すことを約す。

第十四條 本條約は日本國皇帝陛下及露西亞國皇帝陛下に於て批准せらるへし該批准は成る可く速に且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以内に東京駐劄佛蘭西公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て日本帝國政府及露西亞國政府に各々之を通知すへし而して其の終りの通告の日より本條約は全部を通して完全の效力を生すへし正式の批准交換は成るへく速に華盛頓に於て之を行ふへし。

第十五條 本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り之に調印すへし其の各本文は全然符合せりと雖も其の解釋に差異ある場合は佛蘭西文に據るへし。

右證據として兩帝國全權委員は茲に本媾和條約に記名調印するものなり。

明治三十八年九月五日即ち一九〇五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス
(ニュー、ハムプシヤ州)に於て之を作る。

小村 壽 太郎 (記名)印
高 平 小 五 郎 (記名)印
セルジ、ウキツテ (記名)印
ロ ーゼ ン (記名)印

二、追加約款

本日附日本國及露西亞國間媾和條約第三條及第九條の規定に従ひ下名の全權委員は左の追加約款を締結せり。

第一條 第三條に付き。

日本國政府及露西亞國政府は同時に且媾和條約實施後直に滿洲の地域より各其の軍隊の撤退を開始することを互に約す而して媾和條約實施の日より十八箇月の期間内に兩國の軍隊は遼

東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すへし。

前面陣地を占領する兩國軍隊は最先に撤退すへし。

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せんか爲め守備兵を置く權利を留保す該守備兵の數は一「キロメートル」毎に十五名を超過することを得す而して日本國及露西亞國軍司令官は前記最大數以内に於て實隊の必要に顧み之に使用せらるへき守備兵の數を雙方の合意を以て成る可へ少數に限定すへし。

滿洲に於ける日本國及露西亞國軍司令官は前記の原則に従ひ撤兵の細目を協定し成る可く速に且つ如何なる場合に於ても十八箇月を超へざる期間内に撤兵を實行せむか爲め雙方の合意を以て必要なる措置を執るへし。

第二 第九條に付き。

兩締約國に於て各任命すへき同數の人員より成る境界劃定委員は本條約實施後成る可く速に薩哈噠島に於ける日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き劃定すへし該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て境界線となすことを要す若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むるときは他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を填補すへし該委員は讓與中に包含せらるゝ附近島嶼の表及明細書を調製するの任に當り且

讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すへし該委員の事業は兩締約國の承認を経ることを要す。

前記追加約款は其の附屬する媾和條約の批准と共に批准せられたるもの看做さるへし。

明治三十八年九月五日即一九〇五年八月二十三日(九月五日)ポーツマスに於て

- 小村 壽 太郎 記名
- 高平 小五郎 記名
- セルヂ、ウキツテ 記名
- ローゼン 記名

第二七 日露兩軍滿洲撤兵手續及鐵道線路引渡順序

議定書並覺書 (明治三十八年十月三十日(一九〇五年十月三十日(露曆十七日))

一、議 定 書

第一條 本年九月五日(八月二十三日)ポーツマスに於て日露兩國の間に調印したる媾和條約

第三條に關する追加約款に基き左の通り協定す。

一、滿洲に於て前面陣地を占領する日本軍隊は一九〇五年十二月三十一日(十八日)迄法庫門

金家屯、昌圖、威遠堡門、撫順の地帯内に引揚ぐへし。

滿洲に於て前面陣地を占領する露國軍隊は一九〇五年十二月三十一日(十八日)迄に伊通州、葉赫站、葦子溝、八面城、三城子の地帯内に引揚ぐへし。

二、一九〇六年六月一日(五月十九日)迄に日本軍隊は法庫門、鐵嶺、撫順の線及其南方に引揚ぐへく露國軍隊は三城子、公主嶺停車場、伊通州の線及其の北方に引揚ぐへし。

三、一九〇六年八月一日(七月十九日)迄に日本軍隊は新民屯、奉天、撫順の線及其の南方に引揚ぐへく露國軍隊は三河屯、寬城子、八里堡の線及其の北方に引揚ぐへし。

四、兩締約國の各一方は一九〇六年四月十五日(四月二日)以後滿洲に於て戦闘員二十五萬人以上を有することなく又一九〇六年十月十五日(十月二日)以後は戦闘員七萬五千人以上を有することなかるべきものとす而して雙方の撤兵は一九〇七年四月十五日(四月二日)以前に於て全部結了するを要す。

五、媾和條約追加約款第一に依り兩締約國が滿洲に於て各自の有する鐵道を保護する爲め置くことを得る兵數は一「キロメートル」に付き平均十五名とす。

第二條

一、鐵道線路引渡しの爲め兩締約國の一方は軍事交通部將校及技師より成る三名の委員を任命す。

右委員は新曆一九〇六年四月中旬に其の業務を開始すべく其の會合の場所及時日は別に協定すへし。

二、公主嶺南方停車場に於ける鐵道線路の引渡及受領は一九〇六年六月一日(五月十九日)以前に於て又公主嶺停車場及其の北方に於ける線路の引渡及受領は一九〇六年八月一日(七月十九日)以前に於て結了すへきものとす。

日本に引渡すへき鐵道の最北點を精確に定むることは外交上の交渉に讓る。

記名者は滿洲に於ける日露兩軍總司令官の適當なる委任を受け日本語及露西亞語を以て各二通の本文を作り雙方に於て日露語本文各一通を保有することを茲に證明す。

一九〇五年十月三十日(十月十七日)四平街停車場に於て之を作る。

日本軍滿洲軍參謀陸軍少將 福 島 安 正 (自署)

露國滿洲軍參謀次長陸軍少將 オラノフスキー (自署)

二、覺 書

滿洲に於ける日露兩軍總司令官の代表者は本日日露兩軍滿洲撤兵の順序に關する議定書に記名するに方り左の如く協定せり。

兩軍の配置區域内に無關係者の入り來ることは不便とするを以て地方の住民を除くの外一方軍隊の區域より他方軍隊の區域に赴くことは兩軍官憲相互の同意を以てするに非されは之を許さず該許可に關し相互間に聯絡を取る爲め一方の軍隊は他方の軍隊區域内に旅行するに關する證明書を交附すへき特別の司令部を指定す該許可を交附する爲めには各一個の場所に付き當該旅行者の赴く一方の軍隊司令部の同意を得ざるへからず現在に於ては此司令部所在地は雙方の總司令部たるへし其の所在地の變更に關しては雙方互に通報すへし。

一九〇五年十月三十日(十七日)四平街停車場に於て

日本滿洲軍參謀陸軍少將 福 島 安 正 (自署)

露國滿洲軍參謀次長陸軍少將 オラノフスキー (自署)

第一八 寬城子停車場に關する日露協約 (日附不明)

第一 現寬城子停車場及其の敷地二百萬坪及其の内に建築せられたる一切の建物約三百棟は之を日本に讓る事。

第二 挑家屯の炭坑及之に至る十餘露里の輕便鐵道は之を日本に讓る事。

第三 日露兩國の境界點は現今の寬城子停車場の北方約二露里の處に定め之を中心として更に約二露里の北方に露國の新なる停車場を建て各連絡點は露獨國境の制に倣ひ日本の列車は境界點を越へて露國の停車場に至り露國の列車は日本の停車場に來り互に聯絡を取ること。

第四 吉長鐵道の終點は少なくとも吉林長春間七十餘哩を詳細に測量したる上ならては決定し得ざる故今の處にては何れの地點を適當とすへきか一切未定なるを以て今度の連絡點は少しも吉林線に就て考慮する所なし。

第五 日本停車場か現寬城子停車場より南方に設けらるる如きは決してなし尙連絡地點に於て兩國か如何に給水を得又共通計算をなす等に就ては追て打合をなす事。

第六 工事は來年四月を以て開始する事。

第一九 第一回日露協約 (明治四十年七月三十日(露曆十七日))

日本國皇帝陛下の政府及全露西亞皇帝陛下の政府は幸に日本國及露西亞國間に克復せられたる平和及善隣の關係を鞏固ならしむることを希望し且將來兩帝國の關係に於ける一切の誤解の原因を除去せむことを欲し左の條款を協定せり。

第一條 締約國の一方は他の一方の現在に於ける領土保全を尊重することを約す又締約國間に謄本を交換せる締約國と清國との現行諸條約及契約より生する一切の權利(但し機會均等主義に反せざる權利に限る)竝に一九〇五年九月九日即露曆八月二十三日ポウツマスに於て調印せられたる條約及日本國と露西亞國との間に締結せられたる諸特殊條約より生する一切の權利は互に之を尊重することを約す。

第二條 兩締約國は清帝國の獨立及領土保全竝に同國に於ける列國商工業の機會均等主義を承認し且つ自國の執り得べき一切の平和的手段に依り現状の存續及前記主義の確立を擁護支持することを約す。

右證據として下名は各其の政府より正當の委任を受け之に記名調印するものなり。

明治四十年七月三十日即露曆一九〇七年七月十七日(七月三十日)聖彼得堡に於て本書を作
る。

本 野 一 郎

イズオルスキー

第二〇 第二回日露協約 (明治四十三年七月四日(露曆六月二十二日))

滿洲に於ける現状維持及友好的協力に關する日露協約

日本帝國政府及露西亞帝國政府は一九〇七年七月三十日即ち露曆十七日を以て締結したる協約の定むる主義を誠實に保持し且つ極東に於ける平和の確保の爲該協約の効果を擴張せむことを希望し左の條款を以て該協約を補成することを協定せり。

第一條 兩締約國は列國の交通を便易ならしめ其の商業を發達せしむる目的に依り滿洲に於ける各自鐵道の改善及該鐵道の聯絡業務整備の爲相互に友好的協力を與ふること並に此の目的の遂行に有害なる一切の競争をなさざることを約す。

第二條 兩締約國は孰れも今日に至る迄日本國と露西亞國との間又は兩國と清國との間に締結せられたる一切の條約又は其の他の約定に基き滿洲の現状を維持尊重することを約す。

前記の諸約定の謄本は日本國と露西亞國との間に交換を了せり。

第三條 前記現状を侵迫すべき性質の何等事件發生することあるときは兩締約國は該現状を維持するに必要と認むる措置に付協定せむか爲相互に隨時商議を爲すへし。

右證據として下名は各其の政府より正當の委任を受け本協約に記名調印するものなり。

明治四十三年七月四日即ち露曆一九一〇年六月二十一日(七月四日) 聖彼得堡に於て本書を

作る。

本野 一郎

イズウォルスキー

第二一 第三回日露協約 (大正五年七月三日(露曆六月二十日))

日本帝國政府及露西亞帝國政府は極東に於ける恒久の平和を維持せむか爲協力することに決し左の如く約定せり。

第一條 日本國は露西亞國に對抗する何等政事上の協定又は聯合の當事國とならざるへし。

露西亞國は日本國に對抗する何等政事上又は聯合の當事國とならざるへし。

第二條 兩締約國の一方に依り承認せられたる他の一方の極東に於ける領土權又は特殊利益が侵迫せらるゝに至りたるときは日本國及露西亞國は其の權利及利益の擁護の爲相互の支持又は協力を目的として執るべき措置に付協議すへし。

右證據として下名は其の政府より正當の委任を受け本協約に署名調印す。

大正五年七月三日即露曆一九一六年六月二十日(七月三日) ベトログラードに於て本書を作る。

本野 一郎
サゾーノフ

丙 日 清 間

第二二 日清滿洲善後條約並附屬協定 (明治三十八年十二月二十二日
光緒三十一年十二月二十六日)

一、條 約

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下は均しく明治三十八年九月五日即光緒三十一年八月七日
調印せられたる日露兩國媾和條約より生ずる共同關係の事項を協定せむことを欲し右の目的を
以て條約を締結することに決し之か爲に大日本帝國皇帝陛下は特派全權大使外務大臣從三位勳
一等男爵小村壽太郎及特命全權公使從四位勳二等内田康哉を大清國皇帝陛下は欽差全權大臣軍
機大臣總理外務部事務和碩慶親王欽差全權大臣軍機大臣外務部尙書會辦大臣瞿鴻機及欽差全權
大臣北洋大臣太子少保直隸總督袁世凱を各其の全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其の
全權委任狀を示し其の良好妥當なるを認め以て左の條項を協議決定せり。

第一條 清國政府は露國か日露媾和條約第五條及第六條に依り日本國に對して爲したる一切の

讓渡を承諾す。

第二條 日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地並鐵道敷設に關する現條約に照し努
めて遵行すへきことを承諾す將來何等案件の生したる場合には隨時清國政府と協約の上之を
定むへし。

第三條 本條約は調印の日より效力を生すへく且大日本國皇帝陛下及大清國皇帝に於て之を批
准せらるへし該批准書は本條約調印の日より二箇月以内に成るへく速に北京に於て之を交換
すへし。

右證據として兩國全權委員は日本文及漢文を以て作られたる各二通の本條約に署名調印するも
のなり。

明治三十八年十二月二十二日即光緒三十一年十一月二十六日北京に於て之を作る。

大日本帝國特派全權大使外務大臣 從三位勳一等男爵	小村壽太郎 (記名)印
大日本帝國特命全權公使 從四位勳二等	内田康哉 (記名)印
大清國欽差全權大臣軍機大臣 總理外務部事務	慶親王 (記名)印
大清國欽差全權大臣軍機大臣 外務部尙書會辦大臣	瞿鴻機 (記名)印

大清國欽差全權大臣北洋大臣
太子少保直隸總督 袁 世 凱 (記名) 印

二、附 屬 協 定

日清兩國政府は滿洲に於て雙方共に關係を有する他の事項を決定し以て遵守に便ならしむる爲め左の條項を協定せり。

第一條 清國政府は日露軍隊撤退の後成るべく速に外國人の住居及貿易の爲め自ら進みて滿洲に於ける左の都市を開くべきことを約す。

- | | | | | |
|---------|-------|-------|-------------|--------|
| (盛京省) | 鳳 凰 城 | 遼 陽 | 新 民 屯 | 鐵 嶺 |
| 通 江 子 | 法 庫 門 | (吉林省) | 長 春 (寬 城 子) | 吉 林 |
| 哈 爾 濱 | 寧 古 塔 | 琿 春 | 三 姓 | (黑龍江省) |
| 齊 齊 哈 爾 | 海 拉 爾 | 愛 琿 | 滿 洲 里 | |

第二條 清國政府は滿洲に於ける日露兩軍隊並に鐵道守備兵の成るべく速に撤退せられむことを切望する旨聲明したるに依り日本國政府は清國政府の希望に應せむと欲し若し露國に於て其の鐵道守備兵の撤退するか或は露清兩國間に別に適當の方法を協定したる時は日本國政府も同様に照辦すべきことを承諾す若し滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財産を清國自ら完全

に保護し得るに至りたるときは日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すへし。

第三條 日本國政府は滿洲に於て撤兵を了したる地方は直に之を清國政府に通知すべく清國政府は日露媾和條約追加約款に規定せる撤兵期間内と雖も既に上記の如く撤兵完了の通知を得たる各地方には自ら其の安寧秩序を維持する爲め必要の軍隊を派遣することを得るものとす日本軍隊の未だ撤退せざる地方に於て若し土匪の村落を擾害することあるときは清國地方官も亦相當の軍隊を派遣し之を勦捕することを得但し日本軍隊駐屯地界より二十清里以内に進入することを得ざるものとす。

第四條 日本國政府は軍事上の必要に依り滿洲に於て占領又は收容せる清國公私財産は撤兵の際悉く清國官民に還付することを承諾す。

第五條 清國政府は滿洲に於ける日本軍戰死者の墳墓及忠魂碑所在地を完全に保護する爲め總て必要の處置を採ることを約す。

第六條 清國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め引續き經營することを承諾す該鐵道は改良工事完成の日より起算し(但軍隊送還の爲十二箇月を除き二箇年を以て改良工事完成の期限とす)十五箇年を以て期限となし即光緒四十九年に至りて止む右期限に至ら

は雙方に於て他國の評價人一名を選び該鐵道の各物件を評價せしめて清國に賣渡すへし其の賣渡前に在りては清國政府の軍隊並兵器糧食を輸送する場合には東清鐵道條約に準據して取扱ふへし亦該鐵道改良に至ては日本の經營擔當者に於て清國より特派する委員と切實に商議すへきものとす該鐵道に關する事務は東清鐵道條約に準し清國政府より委員を派し查察經理せしむへく又該鐵道に依り清國公私貨物を運搬する運賃に關しては別に詳細なる規定を設くへきものとす。

第七條 日清兩國政府は交通及運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務を規定せむか爲め成る可く速に別約を締結すへし。

第八條 清國政府は南滿洲鐵道に要する諸般の材料に對し各種の税金及釐金を免すへきことを承諾す。

第九條 盛京省内に於て既に通商場を開設したる營口及通商場となすへく約定しあるも未だ開かれざる安東縣並に奉天府各地方に於て日本居留地を劃定する方法は日清兩國官吏に於て別に協議決定すへし。

第十條 清國政府は日清合同材木會社を設立し鴨綠江右岸地方に於て森林截伐に従事すること

其地區の廣狹年限の長短及會社設立の方法並合同經營に關する一切の章程は別に詳細なる約束を取極むへきことを承諾す日清兩國株主の利權は均等分配を期すへし。

第十一條 滿韓國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與ふへきものとす。

第十二條 日清兩國政府は本日調印したる條約及附屬協約の各條に記載せる一切の事項に關し相互に最優の待遇を與ふることを承諾す。

本協約は調印の日より效力を生すへく且本日調印の條約批准せられたるときは本協約も亦同時に批准せられたるものと看做すへし。

右證據として下名は各其の本國政府より相當の委任を受け日本文及漢文を以て作られたる各二通の本協約に記名調印するものなり。

明治三十八年十二月二十二日即光緒三十一年十一月二十六日北京に於て之を作る。

大日本帝國特派全權大使外務大臣 從三位勳一等男爵	小村壽太郎 (記名)印
大日本帝國特命全權公使 從四位勳二等	內田康哉 (記名)印
大清國欽差全權大臣軍機大臣 總理外務部事務	慶親王 (記名)印
大清國欽差全權大臣軍機大臣 外務部尙書會辦大臣	瞿鴻禨 (記名)印

大清國欽差全權大臣北洋大臣 袁 世 凱 (記名) 印
太子少保直隸總督

第三 營口還附に關する取極 (明治三十九年十二月五日) (光緒三十二年十月二十日)

營口還附の件に關し明治三十九年十月日清兩國政府の間に成立したる北京協定に基き之が實地辦理の爲め日本國委員と清國委員と營口に會同し取極をなすこと左の如し。

一 北京協定第一條に營口地方日本軍隊未だ撤退せざる以前に於て凡そ驗疫防疫等に關する事は地方官に於て日本領事と章程を商訂すへしとあり現に兩國委員に於て商訂し當分の中日本軍政官の定めたる處の規定により辦理し今後其の必要を認むるときは地方官日本領事と會同して之か改正をなし日本軍隊の撤去後は清國地方官に於て自ら主持辦理を行ふへし。

一 北京協定第二條に凡そ軍政時代に於て著手せられ又計劃せられたるも未だ著手に至らざる公益事業は地方官に於て引續き之を執行し或は其の承辦を允准すへしとあり日本軍政官は既に日清兩國人の合同に係る株式會社に營口水道、電車、電燈、電話の四業を經營することを許可せり現に兩國委員に於て商訂し水道電車電燈は該會社に於て承辦せしむへし但該會社の諸規則類を北京當該部を呈呈し若同部に於て右規則内に改正若は添削を要すへき點を發見するときは該會社は之を遵照辦理すへし電話は清國電報局にて買收すへく該局及該會社より各々

一員を派し合同し該會社の營口に於て設備せる電話事業の財産を檢査し評價の上購買す若し雙方の委員意見相合はさるときは該局及該會社に於て局外の公平なる人を選び雙方其定むる處の評價を遵守すへし。

屠獸場は衛生局に於て接辨し其の評價及購買の方法は電報局の電話を記入るゝ例に依る。

營口、牛家屯間の輕便小鐵道は電氣鐵道工事落成を俟ち撤去す。

凡そ公共の土木事業にして日本軍政官に於て著手し又は計劃せられたるも未だ著手に至らざるものは清國地方官に於て引續き之を執行完成すへし。

一 北京協定第三條に警察及衛生事務は清國地方官の管理に歸し辦理務めて完美にして以て公共の治安を保つを期す之か爲め日本警察教習及醫師を兼用すへし如し未だ妥洽を盡さざる處あれば日本領事より地方官に告知し隨時酌辦すへしとあり現に兩國委員商訂し日本警察教習及醫師を僱用せり俸給を除くの外は一切契約均しく天津に於て日本警察教習及醫師を僱用せる例により辦理す若今後警察及衛生にして辦理妥洽を盡さざる處あり日本領事より通知あるときは地方官は隨時酌辦すへし。

一 凡そ軍政時代内に裁判したる訴訟事件は清國地方官に於て再審することなし裁判竝に登記

書類は軍政官より地方官に引續き又其騰本一通を在營口日本領事館に備存すへし。

一 北京協定第四條に海關鈔關の事務は應に海關道の管理に歸すへし清國政府は該兩關の收入を當分の内正金銀行に預け置き將來戶部銀行分店開設の後は兩銀行に預け入るへしとあり現に兩國委員商訂し税金を營口正金銀行に預け入るゝの辦法如何は當該地方官と正金銀行との間に取極をなすへし。

一 營口日本軍政は明治三十九年十二月六日全部撤去すへし。

明治三十九年十二月五日

光緒三十二年十月二十日

營口軍政官陸軍歩兵中佐 與 倉 喜 市 印

大日本帝國委員 公使館一等書記官 阿部守太郎 印

在 牛 莊 領 事 瀨川淺之進 印

大清國委員 奉錦山海關兵備道 梁 如 浩 印

第二四 大連海關設置並内水汽船航行に關する協定 (明治四十年五月三十日 一九〇七年五月三十日)

帝國政府は大連に清國海關を設置することに同意し清國駐劄特命全權公使林權助と同國總稅

務司サー、ロバート、ハートとの間に左の協約を締結せしめ同海關は來る七月一日より開關することに決定せり。

日本國及清國政府は大連に清國海關を設置することを協定したるを以て下名は各本國政府より相當の委任を受け茲に同海關の一般指導の爲豫備及暫定の處置として本書に添附する左記の文書に開陳せる細項取極を承認することを約す。

(甲) 大連海關設置に關する協定

(乙) 内水汽船航行に關する協定

本取極は一期間試に之を實施したる上明春に至り更に善く土地の狀況及必要に應せしむる爲再考を加へ茲に承認する文書に代ふるに修正取極及命令を以てすへきことを約す該修正取極めは日本國公使と總稅務司とに於て之を作成し命令は租借地の日本官憲に於て大連海關長と協議し之を作成すへきものとす又日本國官憲は租借地より清國への密輸入を防遏する處置を採り且清國官憲か清國より租借地に密輸入を防く爲に採る處の處置に就き之を援助すへく又大連の鐵道終點及境界地停車場(瓦房店又は其の他)に於ける鐵道運輸を處理する爲相當手續を定め並徵稅の爲假規則を設くへきものとす。

一九〇七年五月三十日北京に於て署名調印す。

日本國特命全權公使 林 權 助
清國 總稅務司 サー、ロバート、ハート

(甲) 大連海關設置に關する協定

- 一 大連海關長は日本の國籍を有するものたるへし該海關長新任の場合には總稅務司は在北京日本國公使館と協商を遂くへし。
- 二 大連海關の職員は通則として日本の國籍を有する者たるへし但し俄に缺員を生ずるか若くは臨時必要ある場合には假に他の國籍に屬する職員を大連に派遣することを得。
- 三 大連海關長の更迭は豫め總稅務司より關東都督に通告すへし。
- 四 大連海關と日本官憲及日本商人との往復は總て日本文を以てすへし但し大連に來往する他の國籍所屬の商人は英文若くは清國文を以て通信するも妨なし。
- 五 海路大連に輸入する商品には輸入税を課せず日本國租借地境界を越へ清國內地に至る各種の商品及產物は海關に於て現行條約に従ひ輸入税を課すへし日本官憲は海關の許可證又は通關證を有せざる商品の日本國租借境界通過を防遏するに就き成るへく援助を與ふる爲適當の

處置を採るべきことを承諾す。

- 六 清國內地より日本國租借地に來りたる清國商品及產物にして大連より他所に船積せらるゝときは現行條約に依り輸出税を納むへし日本國租借地の產物及該產物より製造せる商品若くは海路同租借地へ輸入せる商品(註、英文には「若くは海路同租借地へ輸入せる產物及該產物より製造せる商品」とあり)は輸出税を納むるを要せず日本國租借地内に於て清國內地より來る原料を以て製造したる物品に對して納むべき税は膠洲灣に於ける獨逸國租借地に於て同一事情の物品に對し現に納むるものと同一たるへし。
- 七 清國の條約港より大連へ來る清國商品若くは產物は日本國租借地内に在る限り納税を要せずと雖も右商品若くは產物にして日本國租借地境界を越へ清國內地に入る場合には現行條約に従ひ納税すへし。
- 八 大連より船積せられ隨て輸出税を納めたる清國商品には領收證を下附し清國條約港に於て陸揚の際右領收證を差出し現行條約に従ひ沿岸貿易税を納むへし。
- 九 日本國及其他清國以外の商品にして清國の條約港より大連へ船積せらるゝ場合には該條約港に於て納めたる輸入税は條約の規定に従ひ拂戻を受くへし。
右商品は、大連に輸入せらるゝも日本國租借地の境界を越へ清國內地に入らざる限り納税を要

せず又右商品にして大連より清國以外の地に再輸出せらるゝときは輸出税を納むるを要せず
十 清國の商品又は産物にして清國條約港より大連に船積せられ同所より更に清國以外の場所へ船積せらるゝに際し右條約港に於ける輸出税納入済の證據書類を提出するときは輸出税を納むるを要せず。

十一 大連海關は噸税燈臺税及港税の徴收若くは管理に干與せざるものとす。

十二 清國條約港に於ける現行關税率は大連海關に於ても均しく之を適用すへし。

十三 日本國政府は大連に於て該海關の爲其の事務所及職員宿舍建築用に供する充分の地所(適當の庭園
厩並僕舎用)を備へ置くべきことに同意す右地所賣渡若は貸渡の金額は同地に於て雙方合意を以て定むべきものとす。

十四 税關長及職員は陪審人若は陪席判事たり又其他何等體役に従事するの責任なきものとす。

十五 前記大連海關は又大連より清國內地に輸出し並同内地より大連に輸入する商品に對し通過免狀の發給を專掌し且同海關は清國の條約港に於て謂ゆる清國海關道に屬する一切の職務權利又は資格を有するものとす。

十六 第十五條に記載の通過免狀に對しては現行條約に依る税率即輸出税若は輸入税の半額を大連海關に於て徴收すへし。

十七 海關規則に對し商人の行ひたる詐僞又は犯則の場合に於ける處分手續は今後別約を以て之を定むへしと雖も大體の主義に於て總て司法上の手續は日本國法術に屬すべきものとす。

十八 日本國租借地に於ける商業の發達に伴ひ現に豫知すへからざる必要の生することあるとききを慮り本協定は暫定に屬するものとし當時者雙方は本協定實行上に生することあるべき不便を除くか爲必要ある毎に速に修正を提議すへきことを約す。

(乙) 内水汽船航行に關する協定

一 清國海關は正式に大連に於て其の職務を執行することを認可せられたるを以て内水航行免狀を發給することを得内水航行免狀を受けたる汽船は一般に一八九八年七月並同年九月の規則及一九〇三年十月の追加規則に依るべきものなりと雖も尙特に左記の規定に遵すべきものとす。

二 内水を往復せんとする汽船は内外國何れに屬するを問はず其の船籍證書を海關に寄託し願書を出して引換に内水港行免狀を受くへし該免狀は一箇年間效力を有するものにして其の初

度發給の手續料を十兩とし爾後年々書換の都度二兩を納め噸税は四箇月毎に納入すべきものとす。

三 右免狀を得たる汽船は規定に従ひ(一)大連より内地の一箇處若は數箇所に往復すること(二)大連より内地に赴き更に條約港に至り再内地を経て大連に歸航することを得是等の汽船は地方の海關若は收税所に成規の報告を爲し地方の關稅及諸税を納むる時は總て航行中に通過する認可貿易場に於て積荷若は乗客を陸揚し又は搭載することを得但特別の許可なくして専ら内地の各處間を往復することを得す内地航行中他の條約港に寄港するときは成規に従ひ同地海關に報告し一般及同地の港則は總て之を遵守すべきものとす。

四 免許を得たる汽船は大連發着の都度大連海關に出港手續及入港の報告を爲し出入積荷目錄を交付し寄港したる場所及寄港すべき場所を報告し成規の關稅を納むべきものとす阿片及禁制品は之を輸入し又は輸出すべからず若し之を輸入し又は輸出したるときは該物品を沒收し並該汽船に對し五百弗の罰金を課す再犯するものは内水航行免狀及其の特權を撤消すべし。

五 日本官憲は大連海關を援助し密輸入殊に阿片及禁制品の密輸入を禁止すべし。

六 大連及内地諸港間に於ける清國閉囊郵便物遞送は無料たるべし日本國租借地以外に於ける

清國郵便局發着の清國閉囊郵便物にして同租借地を経由するもの、遞送に關しては郵政廳に於て適當の方法を協定すべし。

七 内水航行汽船に關する協定は日本國租借地以外の内水に往復する汽船に限り通用せらるべきものとす。

參考

一 膠洲灣租借地に於ける製造品に關する規則拔萃

(甲) 總 則

一 租借地の產物及該產物より製造せる商品若は同地へ海路輸入せる商品に對しては輸出税を課せず未製原料より製造せる物品は其の原料を海關に申告し特別取扱を受くるにあらざれば普通物品と同様に取扱はるべし納稅に關しては製造場の自由區域内部にあると外部にあるとを問はず同様に取扱はるべし。

二 租借地に於て製造したる物品を内地に輸送せむとするときは製造者任意に該製造品に對し通過税を納め通過免狀を附して輸送することを得。

三 背後地若は非條約港より租借地に輸入する清國製造原料を製造場に使用せむとするものは

之を海關に申告し其の税金に對し擔保を差入るゝことを得右申告に係る原料より製造せる物品にして輸出せらるゝときは其の使用せる原料に對し輸出税を納め右擔保に依り保證せられたる税金は夫れ丈け控除せらるへし。

右擔保に依り保證せられたる税金は其の日附より三箇年以内に之を納付し又は精算すべきものとす。

物品製造用の原料に對し納税せずして輸出品に對する税率全額を納付することは輸出者の任意たるへし海關は申告せず且擔保を供せざる原料より製造せる物品を輸出するときは海關通過の際輸出税全額を納むべきものとす。

四 外國若は清國條約港より到着の原料に課したる輸入税又は沿岸貿易税は右原料より製造せる物品を海路輸出する際之を拂戻すへし但右原料は輸入の際其の製造用に供せらるることを成規の通り海關に申告したるものに限る。

五 租借地にて製造したる製品を清國へ海路輸送するときは輸入の際税率全額を納附すべきものとす又之を内地に輸送するときは通過税を納め通過免許を受くることを得。

六 租借地官憲と海關官憲との局に協商を遂げ諸種の製品輸出のとき其の使用原料の多寡に關

し一定の率を立て之に準して輸出税を減額すべき取極をなすへし。

七 前記の取扱を受くべき權利ある製造場は之を登記し其の目録は必要に應じて修正し要用あるときは海關へ送付すへし。

(乙) 說明書

左記の事項は租借地到着の際膠洲灣海關に於て製造場の使用に供せらるることを成規の通り申告し且必要な場合に納税金に對し擔保を差入れたる原料にのみ適用せらるるものとす。

一 外國より直接若は條約港經由到着の外國產原料。

イ、其の製造品外國へ輸出せらるるとき。

一、既納税金を拂戻すべきこと。

ロ、其の製造品を清國條約港に向け船積のときは輸入の際納めたる税金拂戻を受け左の税金を納むべきこと。

二、陸揚港に於て外國より直接到着せる同様の商品に對し規定せると同一の税金及。

三、爾後通過税を納むるときは内地輸送の際通過免許を受け得ること。

ハ、若し該製造品内水航行規則に従ひ運輸せらるるときは左記の税を課せらるること。

四、同様の商品が同様に運輸せらるるとき其の出發の際若は途中及内地に於て納むべき諸税又は諸賦課金。

五、然れども右物品にして二分半の通過税を納め通過免狀を有するときは前記の内地税を免かれ通過免狀を受ること。

ニ、右製造品陸路背後地に運搬せらるるときは右の如く取扱はるること。

六、内水航行規則に従ひ輸送せらるゝ同様の物品通りなるべきこと。

二 清國條約港より到著の清國産原料。

ホ、其の製造品外國へ輸出せらるゝときは。

七、既納沿岸貿易税を拂戻すべきこと。

ハ、其の製造品清國條約港へ仕向けらるゝときは。

八、右製造品に包含せる原料に對し沿岸貿易税納済證を下付し其の陸揚條約港に到著の際納税を免れしめ爾後清國商品として取扱はれ内地通過権を有せざるか又は輸出者の任意にて。

九、沿岸貿易税を拂戻し陸揚條約港にて該製造品に對する輸入税全額を納め爾後内地輸送

の場合に通過権を有すること。

十、其の場合には二分半の通過税を納め通過免狀を有すべきこと。

ト、該製造品内水航行規則に従ひ膠洲灣より輸送せらるゝときは。

十一、同様の商品が同様に運搬せらるゝとき其の出發の際若は途中及内地に於て納むべき諸税及諸賦課金を課せらるゝこと。

十二、然れども右製造品にして膠洲灣に於て二分半の通過税を納むるときは前記の内地税を免かれ通過権を有すること。

チ、右製造品陸路膠洲灣より背後地へ輸送せらるゝとき。

十三、内水航行規則に従ひ輸送せらるゝものと同様に取扱はるべきこと。

三 内水航行規則に依り到著の清國産原料。

リ、其の製造品外國へ輸出せらるゝときは膠洲灣に於て。

十四、製造に使用せる原料に對し輸出税全額を納むるか又は輸出者の任意にて。

十五、製造品に對し輸出税全額を納め其數量を擔保より控除すべきこと。

ヌ、製造品清國條約港に仕向けらるゝときは膠洲灣に於て。

十六、使用原料に對し稅率規定の全額を納め及陸揚港に於て沿岸貿易稅を納め、爾後清國商
品として取扱はるるか又は輸出者の任意にて。

十七、製造品に對し右の全額を納むべきこと此場合に於ては免除證書を發給し到著港に於
て外國品として自由通關を得。

十八、爾後二分半の稅を拂ふときは内地輸送に際し通過權を得ること。

ル、製造品内水規則に依り輸送せらるゝとき。

十九、使用原料に對し沿岸貿易稅を納むるか又は製造者の任意にて。

二十、製造品に對し同稅を納め。

二十一、同様の商品が同様に運搬せらるゝとき途中及内地に於て課せらるべき諸稅及賦課
金を拂ふべきこと然れ共右原料若は製造品に對し前記稅を拂ふたる後は。

二十二、膠洲灣に於て製造品に對し二分半の通過稅を納むるときは前記の内地稅を免かれ
通過權を有すべきこと。

ヲ、製造品膠洲灣より陸路背後地に輸送せらるゝときは。

二十三、内水航行規則に依り輸送のものと同様の取扱を受くべきこと。

四 背後地より陸路到著の清國產原料。

ワ、其の製造品外國に輸出のときは其原料を擔保より控除し輸出者は膠洲灣に於て。

二十四、使用原料に對し輸出稅の全額を納むるか輸出者の任意にて。

二十五、製造品に對し同全額を納むべきこと。

カ、該製造品清國條約港に仕向けらるゝときは膠洲灣に於て。

二十六、使用原料に對し稅率規定の全額を納め陸揚港に於て沿岸貿易稅を拂ひ爾後は清國
商品として取扱はるるか又は。

二十七、製造品に對し右全額を納むること此場合に於ては免除證書を發給し到著港に於て
外國商品として自由通關を得爾後。

二十八、内地に輸送のときは二分半の稅を納め通過權を得べきこと。

ヨ、製造品内水航行規則に依り輸送せらるゝときは輸出者の任意にて膠洲灣に於て。

二十九、使用原料に對して沿岸貿易稅を納むるか又は。

三十、製造品に對し同稅を納め爾後は通過證書により保護せらるゝにあらざれば同様に運
搬せらるゝ同様の商品と均しく諸種の内地稅及賦課稅を課せらるべきこと。

三十一、該證書は通過權を附與するものにして製造品に對し更に二分半の通過税を納むるときは膠州灣に於て同地海關より發給せらるべきこと。

タ、前記の如く申告せられたる原料にして原狀の儘若は製造品として租借地より陸路背後地に輸送せらるるときは清國商品として同國に再輸入せらるるものにして同様に運搬せらるる同様の商品と均しく同一の諸税及賦課金を課せらるべきこと。

參考

二 關東州租借地稅關假規則 (明治四十年六月二十六日關東都督府令第三十八號同七月一日より施行)

第一條 外國より輸入せる外國貨物又は外國より輸入せる外國貨物を以て製造したる物品を内地に輸送せむとするときは輸入税を納付すへし。

清國通商港より輸入せる外國貨物を内地に輸入せむとするとき納稅濟證を所持せざるものは輸入税を納付すへし。

清國通商港より輸入せる外國貨物にして租借地内に於て消費せられたるとき若は租借地より再輸出せられたるときは納稅地の稅關に請求し納稅の拂戻を受くることを得但し仕出港稅關の發行に係る納稅濟證を所持する場合に限る。

第二條 清國通商港より輸入せる清國貨物を内地に輸送せむとするとき納稅濟證を所持するものは沿岸貿易税を納付すへし。

第二條の一 租借地の生産物又は租借地の生産物を以て製造したる物品を内地に輸送せむとするときは輸入税を納付すへし。

第三條 清國通商港より清國貨物を輸入せるとき納稅濟證を所持せざるものは輸入税金に相當する金額を稅關に供託すへし若し不正の行爲ありたるときは貨物並に供託金を沒收することあるへし。

第四條 陸路租界地に輸入せられたる清國貨物を輸出せむとするときは輸出税を納付すへし。

第五條 租借地の生産物及租借地の生産物若くは外國より輸入せる材料を以て製造したる物品を輸出せむとするときは輸出税を納付するに及はす但し日本官憲の發行に係る產地證明書を所持する場合に限る。

第六條 内地又は海路(清國)港より輸入せる材料を以て製造したる物品を輸出せむとするときは輸出者の選擇に依り材料若は製造品に對し輸出税を納付すへし。

第七條 清國通商港に於て輸入税を納付したる外國貨物若は輸出税を納付したる清國貨物を大

連より再輸出せむとするときは輸出税を納付するに及ばず。

第八條 内地より又は内地に向て内地通過規則に依り貨物を輸送せむとするときは輸出税又は輸入税の外に通過税を納付すへし。

第九條 海路又は陸路より租借地内に阿片を輸入せむとするときは直に税關に届出つへし。

第十條 阿片を内地に輸送せむとするときは輸入税並厘金を納付すへし但し清國通商港より輸入せる外國又は(清國)阿片にして納税済證を所持するとき若は戸部證票を貼付しあるときは此の限にあらず。

第十一條 阿片を内地に輸送せむとするときは税金の有無を問はず税關に申請し證票の貼付並關印の押捺を受くへし。

第十二條 内地又は(清國)通商港より(清國)阿片を輸入せむとするときは納税済證を所持せざるものは統税を納付すへし輸入阿片に戸部證票の貼付あらざるとき亦同し。

第十三條 武器彈藥爆發物及其の他製造材料を輸入せむとするときは税關の許可を得たる後にあらざれば船卸又は陸揚をなすことを得ず。

第十四條 武器彈藥爆發物及其の他製造材料は(清國)官憲の發行にかゝる護照を所持するも

のに非されは之を内地に輸送し若は(清國)港に輸出することを得ず。

第十五條 前二條の規定は日本陸海軍又は警察の用に供する武器彈藥其の他に之を適用せず。

第十六條 船舶入港したるときは船長又は其の代理者は遅滞なく船舶證書又は領事報告書並輸入積荷目録を税關に提出すへし輸入積荷目録には船舶の名稱國籍貨物の仕出地仕向地記號番號箇數數量噸數及荷受人を記載し船長又は其の代理者之に署名すへし内地仕向の積載貨物の數量獨立貨物として取扱ふに足るものなるときは船長又は其の代理者は内地行及租借地行を區分し各積荷目録を調製すへし。

積荷目録は其提出後二十四時間以内に限り訂正補足することを得。

第十七條 輸入貨物の荷受人は其の貨物の内地行なると租借地行なるとを問はず船舶の名稱國籍貨物の仕入地、産出地又は製造地、記號番號品名箇數數量及價格を記載したる報告書を税關に提出すへし。

第十八條 船舶出港せむとするときは船長又は其の代理者は輸出積荷目録を作製し出港許可申請前少くも二時間に之を税關に提出すへし輸出積荷目録に記載すべき事項は輸入積荷目録の記載事項に同じ輸出積荷目録には船長又は其の代理者之に署名すへし。

第十九條 貨物を輸出せむとするものは輸出申告書を税關に提出し貨物の検査を受くへし貨物の検査終了したるときは申告者は税關の交付する關稅納入告知書に記載せる税金を税關指定の銀行に納付し其の領收證を税關に提出し船積許可書の交付を受くへし。

第二十條 出港許可證書は一切の税金を完納したる後に非されは之を發行せず。

第二十一條 船積許可書の交付を受けたる其の貨物を船積すること能はさるときは遲滞なく税關に届出て船積停止通知書の交付を受くへし。

第二十二條 或る船舶より他の船舶に貨物の船移しを爲さんとするときは税關の許可を受くへし若し許可を得ずして船移しをなしたるときは其貨物を沒收し船長を罰金に處することあるへし。

貨物の船移は積荷目録に符合し且つ原包装の儘に非されは之を爲すことを得ず。

第二十三條 税關に適用する税率左の如し。

- 一、輸入外國貨物に對しては一九〇二年の改正輸入税率。
- 二、輸出入(清國)貨物に對しては舊(清國)税率。
- 三、「ジャンク」に依り輸出入する貨物に對し特別の税率を適用する場合には別に之を告示す

第二十四條 税關長の罰金又は沒收の處分に對し不服を申立つる者あるときは一八六八年五月三十一日北京に於て協定せられたる罰金及沒收に關する會審規則の精神に基き處理するものとす。

第二十五條 税關出務時間は日曜日及祭日を除き午前九時より午後四時迄とす但し貨物の検査場は午前八時より午後四時とす。

第二十六條 午前六時前、午後六時後、若は日曜日及祭日には税關長の特許を受くるに非されは貨物の積卸をなすことを得ず但し旅客の手荷物及郵便物は此の限に在らず。

特許手数料(略)

第二十六條の一 大連税關に納付すべき海關兩の換算率は牛莊建相場に依り之を定む。

第二十七條 税關事務に關する照會通信は總て税關長に提出すへし。

附 則

第二十八條 此の規則に於て内地と稱するは租借地境界外の(清國)領土を云ふ。

別表税率(略)

第二五 安奉線改築に關する日清覺書

(明治四十二年八月十九日
宣統元年七月初四日
一九〇九年八月十九日)

大日本帝國奉天駐在總領事小池と大清國東三省總督錫及大清國奉天巡撫程は茲に各本國政府の命に依り安奉鐵道の件に關し左の各項を議定す。

- 一、軌道は京奉鐵道と同様になすこと。
 - 二、兩國は大體に於て委員か既に踏査決定せる線路を承認すること尤も陳相屯より奉天に至る線路は兩國に於て追て之を協議決定すること。
 - 三、覺書調印の當日より直に土地購買其の他一切の細目に付協議を開始すべきこと。
 - 四、覺書調印の翌日即ち前項協議の翌日より工事を進捗せしむべきこと。
 - 五、清國は沿道地方官をして工事の施行に關し諸般の便宜を與へしむること。
- 依て茲に日漢文各二通を作製し互に調印の上各日漢文一通を所持し以て證據と爲す。

明治四十二年八月十九日
宣統元年七月初四日

於奉天

小池	張	造	印
錫	良	印	
程	德	全	印

日清間協約

（明治四十二年九月四日
宣統元年七月二十日
一九〇九年九月四日）

一、滿洲に關する日清協約

大日本國政府及大清國政府は滿洲に於て雙方共に關係を有する事項を明確に議定し將來の誤解を防ぎ以て兩國善鄰の關係を益々鞏固にせむことを希望し茲に左の條款を訂立せり。

第一條 清國政府は新民屯法庫門間の鐵道を敷設せむとする場合には豫め日本政府と商議することに同意す。

第二條 清國政府は大石橋、營口枝線を南滿洲鐵道枝線と承認し南滿洲鐵道期限滿了の際一律清國に交換すること並該枝線の末端を營口に延長することに同意す。

第三條 日清兩國政府は撫順及煙臺兩處の炭礦に關し和平商定すること左の如し。

甲、清國政府は日本國政府か上記兩炭坑探掘權を有することを承認す。

乙、日本國政府は清國政府の一切の主權を尊重し並上記兩炭礦の採炭に對し清國政府に納税することを承諾す右の稅率は清國他處の炭礦に對する最惠の稅率を標準として別に協定すべし。

丙、清國政府は上記兩炭礦の採炭に對し他處の石炭に對する最惠の輸出稅率を適用することを承認す。

丁、炭礦の區域竝に一切の細則は別に委員を派して協定すへし。

第四條 安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道幹線沿線の鑛務は撫順及煙臺を除き明治四十年即光緒三十三年東三省督撫か日本總領事と議定せる大綱を接照し日清兩國人の合辦と爲すべく其の細則は追て督撫と日本國總領事との間に商訂すへし。

第五條 京奉鐵道を奉天城根に延長することは日本國政府に於て異議なきことを聲明す其實行の辦法は地方に於ける兩國官憲竝専門技師をして妥實商訂せしむへし。

右證據として下名は各其の本國政府より相當の委任を受け日本文及漢文を以て作成せる各二通の本協約に記名調印するものなり。

明治四十二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使 伊集院彥吉
大清國欽命外務部尙書會辦大臣 梁敦彥

二、間島に關する日清協約

大日本帝國政府及大清國政府は善鄰の好宜に鑑み圖們江か清韓兩國の國境たることを互に確認し竝妥協の精神を以て一切の辦法を商定し以て清韓兩國の邊民をして永遠に治安の慶福を享受せしめむことを欲し茲に右の條款を訂立せり。

第一條 日清兩國政府は圖們江を韓清兩國の國境とし江源地方に於ては定界碑を起點とし石乙水をを以て兩國の境界となすことを聲明す。

第二條 清國政府は本協約調印後成るべく速に左記の各地を外國人の居住及貿易の爲開放すべく日本國政府は此等の地に領事館若は領事分館を酌設すへし開放の期日は別に之を定む。

龍井村 局子街 頭道溝 百草溝

第三條 清國政府は從來の通り圖們江北の墾地に於て韓民の居住を承准す其の地域の境界は別圖を以て之を示す。

第四條 圖們江北方地方雜居區域内墾地居住の韓民は清國の法權に服從し清國地方官の管轄裁判に歸す清國官憲は右韓民を清國民と同様に待過すべく納稅其他一切の行政上の處分も清國民と同様たるへし。

右韓民に關係する民刑事一切の訴訟事件は清國官憲に於て清國の法律を按照し公平に裁判すへく日本國領事官又は其の委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會ふことを得但し人命に關する重案に就ては須らく先づ日本領事官に知照すべきものとす日本領事官に於て若し法律を按照せずして判斷せる廉あることを認めたるときは公正の裁判を期せむか爲め別に官吏を派して復審すべきことを清國に請求することを得。

第五條 圖們江北雜居區域内に於ける韓民所有の土地、家屋は清國政府は清國人民の財産同様に完全に保護すへし又該江沿岸には場所を選ひ渡船を設け雙方人民の往來は自由たるへし但し兵器を携帶する者は公文又は護照なくして境を越ゆるを得ず雜居區域内産出の米穀は韓民の搬出を許す尤凶年に際しては尙禁止することを得へく柴草は舊に依り照辦すへし。

第六條 清國政府は將來吉長鐵道を延吉南境に延長し韓國會寧に於て韓國鐵道と聯絡すへく其の一切の辦法は吉長鐵道と一律たるへし開辦の時期は清國政府に於て情形を酌量し日本國政府と商議の上之を定む。

第七條 本協約は調印後直に效力を生すへく統監府派出所並文武の各員は成るへく速に撤退を開始し二箇月を以て完了すへし日本國政府は二箇月以内に第二條所開の通商地に領事館を開

設すへし。

右證據として下名は其の本國政府より相當の委任を受け日本文及漢文を以て作成せる各二通の本協約に記名調印するものなり。

明治四十二年九月四日
宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使 伊集院彦吉
大清國欽命外務部尙書會辦大臣 梁敦彥

第二六 南滿洲及東部内蒙古に關する日支新條約並關係公文

大正四年五月二十五日
民國四年五月二十五日
一九一五年五月二十五日

一、條 約

日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下は南滿洲及東部内蒙古に於ける兩國間の經濟關係を發展せしめむことを欲し右の目的を以て條約を締結することに決し之か爲日本國皇帝陛下は特命全權公使從四位勳二等日置益を支那共和國大統領閣下は中郷一等嘉禾勳章外交總長陸徵祥を各其の全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之か良好妥當なるを認

め以て左の條項を協議決定せり。

第一條 兩締約國は旅順、大連の租借期限並南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも九十九箇年に延長すへきことを約す。

第二條 日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要な土地を商租することを得。

第三條 日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商工業其の他の業務に従事することを得。

第四條 日本國臣民か東部内蒙古に於て支那國國民と合辦に依り農業及附隨工業の經營を爲さむとするときは支那國政府之を承認すへし。

第五條 前三條の場合に於て日本國臣民は例規に依り下附せられたる旅券を地方官に提出し登録を受け又支那國警察法令及課税に服すへし。

民刑訴訟は日本國臣民被告たる場合には日本國領事館に於て又支那國國民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審判し互に員を派し臨席傍聽せしむることを得但し土地に關する日本國國民及支那國民間の民事訴訟は支那國の法律及地方慣習に依り兩國より員を派し共同審判す

へし將來同地方の司法制度完全に改良せらるゝときは日本國民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國法廷の審判に歸すへし。

第六條 支那國政府は成るへく速に外國人居住貿易の爲自ら進みて東部内蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すへきことを約す。

第七條 支那國政府は從來支那國と各外國資本家との間に締結したる鐵道借款契約規定條項を標準となし速に吉長鐵道に關する諸協約並契約の根本的改訂を行ふへきことを約す。

將來支那國政府に於て鐵道借款事項に關し外國資本家に對し現在の各鐵道借款契約に比し有利なる條件を附與したるときは日本國の希望に依り更に前記吉長鐵道借款契約の改訂を行ふへし。

第八條 滿洲に關する日支現行各條約は本條約に別に規定するものを除くの外一切従前の通り實行すへし。

第九條 本條約は調印の日より效力を生ず。

本條約は日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下に於て批准せらるへく其の批准書は成るべく速に東京に於て交換すへし。

右證據として兩國全權委員は日本文及漢文を以て作成せられたる各二通の本條約に署名調印す
大正四年五月二十五日即中華民國四年五月二十五日北京に於て之を作る。

日本帝國特命全權公使從四位勳二等 日 置 益(署名)印
支那共和國中卿一等嘉禾章外交總長 陸 徵 祥(署名)印

二、關係公文

一、期限計算の件

爲照會事本日畫押之關於南滿洲及東部蒙古條約內第一條所規定旅順大連租借期限展至民國八十六年即西曆一千九百九十七年爲滿期南滿鐵路交還期限展至民國九十一年即西曆二千零二年爲滿期其原合同第十二條所載自開車之日起三十六年後中國政府可給價收回一節毋庸置議又安奉鐵路期限展至民國九十六年即西曆二千零七年爲滿期相應照會即希查照須至照會者。

右照會

日本特命全權公使 日 置 益

中華民國外交總長 陸 徵 祥(署名)印

中華民國四年五月二十五日

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て本日調印の南滿洲及東部内蒙古に關する條約第一條に規定せる旅順大連租借期限の延長は民國八十六年即西曆一九九七年に至り滿期となり南滿洲鐵道還附期附は民國九十一年即西曆二〇〇二年に至り滿期と可相成尙其の原條約第十二條に記載せる運轉開始の日より三十六年の後支那政府に於て買戻すを得るの一節は之を無効とすべく又安奉鐵道の期限は民國九十六年即西曆二〇〇七年に至り滿期と可相成旨御照會の趣致領承候。
右回答得貴意候 敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日 置 益(署名)印

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿

二、東蒙開放地の件

爲照會事本日畫押之關於南滿洲及東部内蒙古條約內第六條所規定中國應行自開商埠之地點及章程由中國政府自行擬定與日本公使協定後決定之相應照會即希查照須至照會者

右照會

日本國特命全權公使 日置 益

中華民國外交總長 陸 祥(署名)印

中華民國四年五月二十五日

二の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て本日調印の南滿洲及東部内蒙古に關する條約第六條に規定せる開放すべき諸都市及商埠章程は支那國政府自ら之を擬定し豫め日本國公使に協議の上決定可致旨御照會相成致領承候。

右回答得貴意候 敬具。

大正五年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日置 益(署名)印

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿

三、南滿礦山の件

爲照會事日本國臣民在南滿洲左開各礦除業已探勘或開採各礦區外速行調査撰定中國政府即准其

探勘或開採阻在礦業條例確定以前應仿照現行辦法辦理相應照會即希查照須至照會者

右照會

日本國特命全權公使 日置 益

中華民國外交總長 陸 徵 祥(署名)印

中華民國四年五月二十五日

一、奉 天 省

所在地	縣 名	礦 種	所在地	縣 名	礦 種
牛心臺	本 溪	煤	鐵 廠	通 化	煤
田什付溝	本 溪	煤	暖 池 塘	錦 州	煤
杉松崗	海 龍	煤	鞍 山 站 一 帶	由遼陽縣起 至本溪縣止	鐵

二、吉林省南部

所在地	縣 名	礦 種	所在地	縣 名	礦 種
杉松崗	和 龍	煤、鐵	缸 窰	吉 林	煤

所在地	縣名	礦種
夾皮溝	樺甸	金

三の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て日本國臣民に於て南滿洲に於ける左記各礦山(既に試掘又は採掘せられたる各礦區を除く)を速に調査の上選定したる節は支那國政府は其の試掘又は採掘を允許可致但し鑛業條例確定に至る迄は現行辦法に準據すべきものなる旨御照會の趣致領承候。

右回答得貴意候 敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日置 益(署名)印

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿

左記

一、奉 天 省

所在地	縣名	鑛種	所在地	縣名	礦種
牛心臺	本溪	石炭	鐵廠	通化	石炭

田什付溝	本溪	石炭	暖池塘	錦	石炭
------	----	----	-----	---	----

杉松溝	海龍	石炭	鞍山站一帶	<small>遼陽より本溪縣に互る</small>	鐵
-----	----	----	-------	---------------------------	---

二、吉林省南部

所在地	縣名	鑛種	所在地	縣名	礦種
杉松崗	和龍	石炭、鐵	缸窰	吉林	石炭
夾皮溝	樺甸	金			

四、滿蒙優先權の件

爲照會事本總長以中國政府名義對貴國政府聲明嗣後在南滿洲及東部內蒙古需造鐵路由中國自行籌款建造如需外資可先向日本國資本家商借又中國政府嗣後以前開地方之各種稅課(除中國中央政府之鹽稅關稅等類外)作抵由外國借款時可先向日本國資本家商借相應照會即希。

查照須至照會者。

右照會

日本國特命全權公使 日置 益

中華民國外交總長 陸 徵 祥(署名)印

中華民國四年五月二十五日

四の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て支那國政府は將來南滿洲及東部內蒙古に於て鐵道を布設する場合には自國の資金を以てすべく若し外資を要する時は先づ日本國資本家に借款を商議可致又支那國政府は前記地方の各種稅課(但し既に支那中央政府借款の擔保となれる鹽稅關稅等の類を除く)を擔保として外國より借款を起さむとするときは先づ日本國資本家に商議可致旨貴國政府の名に於て帝國政府に聲明相成致領承候

右回答得貴意候 敬具

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日 置 益(署名)印

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿

五、南滿顧問備聘の件

爲照會事本總長以中國政府名義對貴國政府聲明嗣後如在南滿洲聘用政治財政軍事警察外國顧問教官時可儘先聘用日本人相應照會即希

查照須至照會者

右照會

日本國特命全權公使 日 置 益

中華民國外交總長 陸 徵 祥(署名)印

中華民國四年五月二十五日

五の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て支那國政府は將來南滿洲に於て政治財政軍事警察等に關する外國顧問教官を備聘せむとするときは最先に日本人を備聘すへき旨貴國政府の名に於て帝國政府に對し聲明相成致領承候。

右回答得貴意候 敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日 置 益(署名)印

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿

六、土地商租の件

以書翰致啓上候陳者本日調印の南滿洲及東部内蒙古に關する條約第二條に記載せる商租の文字には三十箇年迄の長き期限附にて且無條件にて更新し得へき租借を含むものと了解致候。
右照會得貴意候 敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日 置 益(署名)印

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿

六の二

爲照覆事接准本日照稱本日畫押之關於南滿洲及東部内蒙古條約内第二條所載之商租二字須了解含有不過三十箇年之長期限及無條件而得續租之意等語業經閱悉相應照覆即希
查照須至照覆者

右照會

日本國特命全權公使 日 置 益

中華民國外交總長 陸 徵 祥(署名)印

中華民國四年五月二十五日

七、警察法令及課稅の件

以書翰致啓上候陳者本日調印の南滿洲及東部内蒙古に關する條約第五條の規定に依り日本國臣民の服従すへき警察法令及課稅は豫め支那國官憲に於て日本國領事官と協議の上施行すへき儀に有之候。

右照會得貴意候 敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日 置 益(署名)印

支那國外交總長 陸 徵 祥 殿

七の二

爲照覆事接准本日照稱依本日畫押之關於南滿洲及東部内蒙古條約内第五條の規定日本國臣民應服從之警察法令及課稅由中國官吏與日本國領事官接洽後施行等語業已閱悉相應照覆即希
查照須至照覆者

右照會

日本國特命全權公使 日 置 益

中華民國四年五月二十五日

中華民國外交總長 陸 徵 祥(署名)印

八、條約實施期の件

爲照會事本日畫押之關於南滿洲及東部內蒙古條約內第二條第三條第四條及第五條中國政府因須準備一切擬自本條約畫押之日起延期三箇月實行應請貴國政府同意相應照會即希查照須至照會者右照會

日本國特命全權公使 日 置 益

中華民國外交總長 陸 徵 祥(署名)印

中華民國四年五月二十五日

八の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て本日調印の南滿洲及東部內蒙古に關する條約第二條第三條第四條及第五條は支那國政府に於て諸般の準備を整ふる必要上同條約調印後三箇月間其の實施を延期したき旨御照會相成領承帝國政府に於ては事情己むを得ざるものと認め右に致同意候右回答得貴意候 敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日 置 益(署名)印

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿

第二七 鄭家屯事件に關する取極

(大正六年一月二十二日
民國六年一月二十二日
一九一七年一月二十二日)
(外務省公表として雜誌「支那」所載)

鄭家屯事件に關しては在支帝國公使より支那政府へ交渉中なりし處今般左記の通り商議結了せり。

一、謝罪處罰賠償の件

一月二十二日帝國公使と支那外交總長との間に左の公文を交換せり。

帝國公使發外交總長宛公文

以書翰致啓上候陳者鄭家屯問題に關しては貴總長御就任以前既に本使と貴部との間に累次會議の末議定せる左記各項に對し更に字句の修正を加へ此上討論の餘地無之候間右様御承知相成度此段照會得貴意候 敬具。

大正六年一月二十二日

支那共和國外交總長 伍廷芳 殿
日本帝國特命全權公使男爵 林 權 助

左 記

- 一、第二十八師團長を申飭すること。
- 二、責任ある支那士官は法律に照して夫々處罰し嚴重にすべきものは當然之を嚴重にすること
- 三、日本臣民雜居區域内に於ける日本軍民は相當禮遇すべき旨一般軍民に出示告諭すること。
- 四、奉天督軍は相當の方法を以て陳謝の意を表示すること但關東都督及奉天日本總領事同しく旅順にあるの時之を行ひ其方法は該督軍より任意辦理すへし。
- 五、日本商人吉本に慰籍金五百弗を給與すること。

以上

外交總長發帝國公使宛公文(譯文)

以書翰致啓上候陳者鄭家屯問題に關しては本總長就任以前既に貴公使と本部との間に累次會議の末議定せる左記各項に對し更に字句の修正を加へ此上討議の餘地無之旨御來照の趣致敬承候茲に會議錄及關係書類に查據するに御來示の通に有之候間右様御承知相成度此段回答得貴意候

敬具。

中華民國六年一月二十二日

支那共和國外交總長 伍 廷 芳

日本帝國特命全權公使男爵 林 權 助 殿

左 記

- 一、第二十八師團長を申飭すること。
- 二、責任ある支那士官は法律に照して夫々處罰し嚴重にすべきものは當然嚴重にすること。
- 三、日本臣民雜居區域内に於ける日本軍民は相當禮遇すべき旨一般軍民に出示告諭すること。
- 四、奉天督軍は相當の方法を以て陳謝の意を表示すること但し關東都督及奉天日本總領事同しく旅順に在るの時之を行ひ其方法は該督軍より任意辦理すへし。
- 五、日本商人吉本に慰籍金五百弗を給與すること。

以上

二、増派軍隊撤退の件

一月二十二日帝國公使と支那外交總長との間に左の公文を交換せり。

外交總長發帝國公使宛公文(譯文)

以書翰致啓上候陳者四平街より鄭家屯に至る沿道一帶に於ける貴國派駐の軍隊は何日より撤退を開始し何日に至り悉く撤退を終了するや詳細御回示相成度此段照會得貴意候 敬具。

中華民國六年一月二十二日

支那共和國外交總長 伍 廷 芳

日本帝國特命全權公使男爵 林 權 助 殿

帝國公使より外交總長宛公文

以書翰致啓上候陳者四平街より鄭家屯に至る沿道一帶に於ける帝國軍隊撤退方に付本日附貴翰を以て御來照の趣き致敬承候帝國政府は鄭家屯事件に關する今回協定濟五項の全部現實に履行せらるるを待ち曩に鄭家屯事件の發生に關聯して該方面に増派したる帝國軍隊を直に全部撤退するの意思に有之候間右様御承知相成度此段回答得貴意候 敬具。

大正六年一月二十二日

日本特命全權公使男爵 林 權 助

支那共和國外交總長 伍 廷 芳 殿

三、士官學校教官備聘の件

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり。

帝國公使より外交總長に宛口上書

帝國政府は支那國政府に於て同國士官學校教官として日本國將校若干名を備聘せられんことを希望す右は將來滿蒙地方に派遣せらるべき支那國士官の養成を幫助し以て日支親善の精神を能く該士官等に徹底せしめ永く滿蒙地方に於て今回の鄭家屯事件の如き不祥事發生の禍根を絶たんとする趣旨に出づるものなり惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ゆるに便ならざるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし。

右に對し一月十二日支那外交總長より左の口上書を帝國公使に交付せり。

外交總長發帝國公使宛口上書(譯文)

一月五日附口上書に依れば

「帝國政府は支那國政府に於て同國士官學校教官として日本國將校若干名を備聘せられん事を希望す右は將來滿蒙に派遣せるべき支那國士官養成を幫助し以て日支親善の精神を能く該士官等に徹底せしめ永く滿蒙地方に於て今回の鄭家屯事件の如き不祥事發生の禍根を絶たんとする

趣旨に出づるものなり惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ゆるに便ならざるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし」

と有之處査するに士官學校は本國陸軍々人に依りて教授し未だ外國人を備聘して教官と爲すの意嚮なし。

四、南滿洲軍事顧問備聘の件

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり。

帝國公使發外交總長宛口上書

支那國政府は南滿洲に於て外國より軍事顧問を備聘せんときは最先に日本人を備聘すへき旨南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約附屬大正四年五月二十五日付公文を以て聲明せられたる處日本軍事顧問の備聘は兩國軍事官憲間に意思の疏通を圖り相互の誤解より生ずることあるへき諸種の事端を豫防するの目的に對しても亦資する處多きを疑はす從て帝國政府は南滿洲に於て軍事顧問として陸續日本將校の備聘せられん事を希望す惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ゆるに便ならざるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし。右に對し一月十二日支那外交總長より左の口上書を帝國公使に交付せり。

外交總長よる帝國公使宛口上書(譯文)

一月五日付口上書に依れば

「支那國政府は南滿洲に於て外國より軍事顧問を備聘せんときは最先に日本人を備聘すへき旨南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約附屬大正四年五月二十五日付公文を以て聲明せられたる處日本軍事顧問の備聘は兩國軍事官憲に意思の疏通を圖り相互の誤解より生ずることあるへき諸種の事端を豫防するの目的に對しても亦資する所多きを疑はす從て帝國政府は南滿洲に於て軍事顧問として陸續日本將校の備聘せられんことを希望す惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ゆるに便ならざるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし」
と有之處査するに奉天督軍公署には既に貴國軍事顧問を備聘し居れり御來示の段は應に閱悉せり。

五、日本警察増設の件

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり。

帝國公使より外交總長宛口上書

南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約施行の結果として將來該地方に於ける帝國臣民の數増加

するに至るべく従て帝國政府に於て之が取締及保護の爲め警察官駐在所を増加するを必要とする次第は客年十月十八日帝國政府より陳前任外交總長に手交したる口上書に詳記せる通なるか若し帝國政府に於て本件要求を撤回すること、せば將來該地方に於ける帝國臣民の居住來往するに對し多大の不安を與ふるのみならず帝國臣民と支那官民との間に事端を滋生し延いて重大なる紛糾を惹起するに至るべきは疑を容れず蓋し帝國政府は自國臣民に對し必要の保護を與ふるの義務と取締を行ふの權利とを有するか故此種事態の發生を默視し難きのみならず日支兩國々々の交の圓滿を期するの見地より亦之か豫防の手段を盡すの義務を有する次第なり帝國警察官の該地方駐在は畢竟領事裁判權に伴ふ當然の措置にして毫も支那國の主權を侵害するものにあらずれば勿論之か爲日支兩國官民の關係を良好ならしめ兩國經濟關係の發展にも貢獻する所尠からざるべきを以て帝國政府は支那國政府に於て之に同意をさせらるべきを確信すと雖若し支那國政府にして之に同意を與ふるに躊躇せらるゝ如き場合には帝國政府に於ても必要に應し之を實行するの已むを得ざるに至るべきを茲に聲明す。

右に對し一月十二日支那外交總長は左の口上書を帝國公使に交付せり。

外交總長より帝國公使宛口上書(譯文)

一月五日附口上書に依れば

「南滿洲及東部内蒙古に關する日支條約施行の結果として將來該地方に於ける帝國臣民の數増加するに至るべく従て帝國政府に於て之を取締及保護の爲警察官駐在所を該地方に増設するを必要とする次第は客年十月十八日帝國公使より陳前任外交總長に手交したる口上書に詳記せる通りなるか若し帝國政府に於て本件要求を撤回すること、せば將來該地方に於ける帝國臣民の居住來往に對し多大の不安を與ふるのみならず帝國臣民と支那官憲との間に事端を滋生し延いて重大なる紛糾を惹起するに至るべきは疑を容れず蓋し帝國政府は自國臣民に對し必要の保護を與ふるの義務と取締を行ふの權利とを有するか故此種事態の發生を默視し難きのみならず日支兩國々々の交の圓滿を期するの見地より亦之か豫防の手段を盡すの義務を有する次第なり帝國警察官の該地方駐在は畢竟領事裁判權に伴ふ當然の措置にして毫も支那國の主權を侵害するものにあらずれば勿論之か爲日支兩國官民の關係を良好ならしめ兩國經濟關係の發展にも貢獻する所尠からざるべきを以て帝國政府は支那國政府に於て之に同意をさせらるべきを確信すと雖も若し支那國政府にして之に同意を與ふるに躊躇せらるゝ如き場合には帝國政府に於て必要に應し之を實行するの已むを得ざるに至るべきを茲に聲明す」

と有之處査するに日支新條約に依り日本臣民は南滿洲に於て居住往來し商工業を經營し竝に東部内蒙古に於て支那國民と農業及附屬工業を合辦するを得ることとなり而して支那政府は日本臣民の數漸次増加すべきを豫想したるか故該條約第五條に依れば南滿洲及東部内蒙古に於ける日本臣民は支那警察法令に服することとなり居り從て支那警察は其の保護取締の職を實行し得る次第なり然るに今回貴國が警察官を配置せられんとするも亦貴國臣民の保護取締を目的とせらるゝものにして既に條約の規定ある以上再び貴國警察官を設けて支那警察權と衝突するか如きことなきを可とす昨年十月十八日警察官駐在に關する説明書に據るも支那警察權に屬するものもあり條約に規定せられたるものもあり其他領事裁判所執達吏の職權に屬するものもありて齊く貴國警察を設くるの必要なし本項の警察問題は所謂治外法權なるものは何等關係なく本國政府に於て當然の措置と認むる能はざる所にして各國と協約締結以來未だ斯くの如きことなし貴公使累次本項の警察は支那地方行政及警察權に交渉せざる旨聲明せられたりと雖本國政府篤と考量するに支那領土内に於て外國警察官を駐在せしむるは事の如何を論せず支那主權の精神及形式上共に障害あり且人民側に於ても誤解を生し易く却て兩國親善の妨害たり既設の警察官駐在所に就ては既に政府及地方官に於て屢次抗議を提出し未だ曾て承認せず口上書中記載の

貴國警察配置の理由は承認し難く且つ本件は元來鄭家屯問題と何等關係なく貴公使に於ても本件を鄭家屯問題より引離すの説を立てられたることもありし次第に付願くは貴國政府に於ても再び本件を提議せらるゝことなく尙支那政府か本件の實行を承認せりとせられざらんことを。
(備考) 右回答中所載の支那政府主張に對する帝國政府の見解及態度は既に前顯帝國公使の口上書中之を聲明せり。

六、奉天警察顧問の件

支那政府は帝國公使に對し同國政府に於て將來奉天省長衙門に日本人警察顧問を増聘するの意思ある旨言明せり。

第二八 日支軍事協定並協定趣旨及交換公文

(大正七年五月十六日
民國七年五月十六日
一九一八年五月十六日)

(日支軍事協定中同月十九日調印せられたる海軍に關する協定は發表せられざるも陸軍に關する協定は支那新聞により發表せられたるを以て茲に其の正本譯文を掲ぐ)

一、協定

第一條 日支兩國は敵國勢力の漸次東部露領に侵入する情況に鑑み將來兩國の和平に危害あらむことを慮り共同防敵の行動を取り以て今回の戦争に参加せる兩國の義務を履行すへし。

第二條 軍事協同行動に關する兩國の地位と利害とは平等たるへし。

第三條 日支兩國に於て本協約に基き其の行動を開始するときは須く本國軍隊及官民に布告し軍事行動区域内に在りては相互親善を旨とし支那國官吏は該区域内の日本軍隊に對し充分の援助を與へ軍事上障害なからしめ日本軍隊は支那國の主權を尊重し地方の習慣に違背し人民の不便を招致することなからしむへし。

第四條 支那國領土内に於ける日本軍隊は戰爭の終了と共に一律撤退すへし。

第五條 支那國領土外に軍隊を派遣するとき若は其の必要あるときは兩國協同し其派遣をなすへし。

第六條 作戰區域及作戰任務は兩國軍事當局に於て各本國の兵力を酌量し臨時之を定むへし。

第七條 日支兩國軍事當局は協同作戰期內便宜上左記各項の實行をなすへし。

- 一、軍事運動及輸送補充通信等の爲相互より便宜の提供をなすへし。
- 二、作戰上必要とする各種設備工事は兩國總司令に於て臨時協議決定し戰爭終了と共に一律之を撤廢すへし。

三、共同防敵所要の軍用品並に其の原料は兩國互に相提供し其の數量は本國に於ける需要に

差支なき範圍を以て限度とすへし。

四、作戰區域内の軍事衛生事項に關しては互に相補助すへし。

五、直接戰爭に従事する職員は相互より之を派遣し聯絡を保つへし所要技術員の補助に關しては一方の要求ありし場合他方より其の補助をなすへきものとす。

六、軍事行動區域に對しては便宜上軍用地圖の交換をなすへし。

第八條 軍隊輸送の爲東清鐵道を使用する場合は同鐵道の管理、保護等は從來の條約を尊重し其の輸送方法は臨時之を協定すへし。

第九條 本協定施行に關する詳細なる事項は兩國軍事當局より選任せる各當局者に於て之を協定す。

第十條 本協定及附屬事項は軍事秘密條約として日支兩國之を公布せず。

第十一條 本協約は日支兩國陸軍代表者に於て記名調印し兩國政府の承認を経て其の效力を生ずるものとし其の作戰行動は適當の時機に於て兩國最高軍事機關にて議定開始し本協定及本協定に附屬する各種細則は日支兩國の獨塊敵國に對する戰事終了と共に其の效力を失ふものとす。

第十二條 本協定は日支兩國文を以て各二通を作製し相互對照の上各其の一通を保存するもの
とす。

二、協定趣旨及交換公文

(兩國政府は大正七年五月三十日日支軍事協定を正式に承認せる旨の公文を交換し同時
に東京及北京に於て其の趣旨及大綱を發表せるか同日北京公使館着外務省來電に依れ
は協定趣旨及三十一日官報所載交換公文左の如し)

日支兩國政府は敵國勢力が極東全局の平和及安寧を危殆ならしむるの情勢を生ずるに至らん
とするに鑒み日支兩國協同して之に對應する方法を講ずること極めて緊要なるを認め兩國間
に隔意なく所見の交換を行ひたる末本年三月二十五日を以て帝國外務大臣と在本邦支那公使と
の間に別紙の通り公文の交換を了するに至れり依て帝國政府は右交換公文の趣旨に基き帝國陸
海軍より委員を北京に派し支那陸海軍當局と會商せしめたるか交渉圓滿に進捗し陸軍側協定は
五月十六日海軍側協定は五月十九日夫々調印を了したり斯く今次の協定は前記三月二十五日の
交換公文に基き共同防敵に付兩國陸海軍の協力すべき方法及條件を具體的に取極めたるに外な
らす從て事軍機に屬するか故に其の内容は之を公表する事を得ざるも前來所述の目的以外に亘

る何等の條項を含むものに非す又斯る目的以外の條項を含むを許さざるものなり。

本年三月二十五日帝國外務大臣と在京支那共和國特命全權公使との間に左の通り公文交換あ
りたり。

來 翰

敬啓者中國政府鑑於目下時局依左列綱領與貴國政府協同處置信爲貴我兩國之必要茲依本國政府
之訓令特向貴國政府提議本使深爲榮幸。

一、中國政府及日本國政府因敵國實力日見蔓延於俄國境內其結果將使遠東全局之和平及安寧
受侵迫之危險爲適應此項情勢及實行兩國參加此次戰爭之義務不能不及早協同考量應行之處
置。

二、依前項所述經兩國政府合意後因實行決定之事凡兩國陸海軍對於此次共同防敵戰略之範圍
應行協力之方法及其條件由兩國當局官憲協定之該當局官憲對於相互利害問題相互慎重誠實
隨時協議並由兩國政府核定俟時機實行。

以上提議相應亟達敬請見復爲荷茲本使對於閣下特表敬意 敬具。

中華民國七年三月二十五日

中國特命全權公使 章 宗 祥(署名)印

外務大臣法學博士子爵 本野一郎閣下

往 翰

以書翰致啓上候陳者貴國政府に於ては現下の時局に顧み左記の綱領に依り帝國政府と協同措置するを貴我兩國の爲必要と信し帝國政府に提議せられたる本日附貴翰茲に致閱悉候。

一、日本國政府及支那國政府は敵國勢力の日に露國境内に蔓延し其の結果將に極東全局の平和及安寧を侵迫するの危険あらむとするに因り此の情勢に適應し且つ兩國が此次戰爭參加の義務を實行せむか爲行ふべき處置を速に協同考量するものとす。

二、前項に依り兩國政府の合意を経たる後決定することあるべき事項を實行せむか爲兩國陸海軍此次の共同防敵戰略の範圍に付協力を行ふべき方法及條件は兩國當局官憲に於て之を協定すべく該當局官憲は相互の利害問題に付互に慎重誠實に隨時協議し竝に兩國政府より確定して時機を俟て實行するものとす。

帝國政府は右貴國政府提議の趣旨に全然同感を有するものにして前記綱領に依り貴國政府と協同措置するは帝國政府の欣快とする所に有之候右回答申進旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向て

敬意を表し申候 敬具。

大正七年三月二十五日

日本帝國外務大臣法學博士子爵 本野 一 郎(署名)印

支那共和國特命全權公使 章 宗 祥閣下

往 翰

以書翰致啓上候陳者三月二十五日貴我兩國政府間に兩國共同防敵の爲公文の交換を了し候處帝國政府に於ては右公文の有効期間は兩國の軍事當局に於て議定すること、致度候將又帝國政府は共同防敵の爲に日本軍隊の支那國境内に在るものは總て戰爭終了後を俟ち支那國境内より一律撤退すべきことを特に茲に聲明致候。

右照會申進旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候 敬具。

大正七年三月二十五日

日本帝國外務大臣法學博士子爵 本野 一 郎(署名)印

支那共和國特命全權公使 章 宗 祥閣下

來 翰

敬復者本日接准尊亟內開三月二十五日貴我兩國政府因共同防敵業經互換公文貴國政府以爲該公文有效期間應由兩國軍事當局商定等語中國政府對於此節亦正表同意再尊函所稱因共同防敵日本軍隊在中國境內者俟戰事終了後應一律由中國境內撤退貴國政府特此聲明等語亦經閱悉以上依本國政府之訓令相應函復茲本使閣下特表敬意 敬具。

中華民國七年三月二十五日

中華民國特命全權公使 章 宗 祥(署名)印

外務大臣法學博士子爵 本 野 一 郎閣下

第二九 吉黑兩省林鑛借款契約

(大正七年八月二日
民國七年八月二日
一九一八年八月二日)

中華民國政府(以下甲と稱す)は黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛並森林事業の發達に資する爲め株式會社中華滙業銀行(以下乙と稱す)より日本金三千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を締約す。

第一條 本借款金額は日本金三千萬圓とす。

第二條 本借款期限は本契約調印の日より起算し滿十箇年即日本帝國大正十七年八月一日迄中華民國十七年八月一日迄とす但期間滿了に至り雙方商議の上續借することを得。

第三條 本契約調印の日より起算し滿五箇年を経過したるときは何時たりとも六箇月前の豫告を以て本借款金の一部を返濟することを得。

第四條 本借款金の利子は年七分五厘即日本金一百圓に付日本金七圓五十錢の割合を以て支拂ふものとす但し第二條續借の場合に於ける利率は一般市場利率の高抵を按し可成甲に有利ならしむる趣旨に基き商議するものとす。

第五條 本借款金の利子第一回は本借款金の交付當日に於て交付の日より起算し大正八年二月十日迄の分を日割計算にて前拂し爾後毎年一月十五日及七月十五日に於て後六箇月分を前拂するものとす但最終期の利子支拂は契約滿期の當日迄の分を日割計算にて前拂するものとす。

第六條 本借款金は無手数料にて之を交付するものとす。

第七條 本借款金の交付、返濟及利子の支拂其他總て受渡は日本東京に於て之を爲すものとす。

第八條 甲は本借款金の元利支拂に對する擔保として左の通り乙に提供するものとす。

- 一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛並國有森林。
- 二、右金鑛並國有森林より生ずる政府收入。

第九條 甲は本契約有效期間内前條の金鑛、國有森林並其收入に關し他より借款をなし又は之

を處分せんとするときは必ず豫め乙に商議するものとす。

第十條 本借款契約は借款金元利全部の清済により當然之を廢止す。

本契約書は日華兩文を於て各三通を作成調印し農商部財政部及乙に於て日華兩文各一通を保有するものとす若し本契約に關し解釋上疑義を生したるときは日本文契約書に依り解釋するものとす。

日本帝國大正七年八月二日

中華民國七年八月二日

中華民國政府 農商總長 田 文 烈

中華民國政府 財政總長 曹 汝 霖

股分公司中華滙業銀行 總 理 陸 宗 輿

同 專務理事 柿内常次郎

契 約 書

株式會社中華滙業銀行(以下甲と稱す)は中華民國政府と契約したる黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款の貸上金に充つる爲め株式會社日本興業銀行を代表者とする 株式會社日本興業銀行、株

式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行(以下乙と稱す)より日本金三千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を締結す。

第一條 本借款金額は日本金三千萬圓とす。

第二條 本借款期限は本契約調印の日より起算し滿十箇年即日本帝國大正十七年八月一日迄中華民國十七年八月一日迄とす但し期限滿了に至り雙方商議の上續借することを得。

第三條 甲か中華民國政府より黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款金の一部返済を受けたるときは即時之を乙に支拂ふものとす。

第四條 本借款金の利子は年七分三厘五毛即日本金七圓三十五錢の割合を以て支拂ふものとす

第五條 本借款金利子第一回は本借款金の交付當日に於て交付の日より起算し大正八年一月十日迄の分を日割計算にて前拂し爾後毎年一月十五日及七月十五日に於て後六箇月分を前拂するものとす但し最終期の利子支拂は契約滿期の當日迄の分を日割計算にて前拂するものとす。

第六條 本借款金の交付、返済及利子の支拂其他總て受渡は乙の代表者たる株式會社日本興業銀行の本店に於て之を爲すものとす。

第七條 甲は本借款金の元利支拂に對する擔保として甲か中華民國政府との間に締結したる黑龍江及吉林省金鑛竝森林借款の本契約書に基き有する債權を乙に提供するものとす。

甲は黑龍江及吉林省に於ける金鑛及國有森林竝之より生ずる政府收入を復擔保として乙に提供することを承認する旨の中華民國政府の承諾書を前項の契約書に添付して乙に提供するものとす。

第八條 中華民國政府か本契約有効期限に於て中華民國七年八月二日 中華民國農商總長及財政總長對株式會社中華滙業銀行總理及專務理事間に締結したる黑龍江及吉林省金鑛竝森林借款本契約書及右兩者間に取替はしたる附屬文書の趣旨に従ひ中華民國政府より甲に對し商議ありたるときは甲は豫め乙に商議し其要求に従ひ中華民國政府と商議するものとす。

本契約書は日華兩文を以て各貳通を作成調印し甲乙互に各一通を保有するものとす若し本契約に關し解釋上疑義を生したるときは日本文契約書により解釋するものとす。

日本帝國大正七年八月二日
中華民國七年八月二日

株式會社日本興業銀行總裁
土方久徵代理

吉川孝秀

株式會社中華滙業銀行總理 陸宗輿

同 專務理事 柿内常次郎

第三〇

吉黑兩省林鑛借款契約往復文書

大正七年八月二日
民國七年八月二日
一九一八年八月二日

一、採金及伐採業者既得の權利に關する件

敬啓今回幣銀行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰き黑龍江及吉林省金鑛竝森林借款契約を締結致候に付ては該兩省に於て現に經營しつゝある採金業者竝に國有森林伐採業者及其關係者の既得の權利竝利益は決して侵害せざることを趣旨を明かならしむる爲め茲に左の聲明を致候。

一、黑龍江及吉林省に於ける金鑛に關し既に中央政府或は地方廳の認許を得て官辦又は商辦に依り採金事業を經營する者及其關係者の既得の權利竝利益は之を尊重し將來採金局諸般の施設に依り是等經營者の業務を保護し之をして改善發達せしめ又其利益を助長し且政府の收入増加を期する事。

二、黑龍江及吉林省に於ける國有森林に關し既に中央政府或は地方廳の認許を得て官辦又は商辦に依り伐採事業を經營する者及其關係者の既得の權利竝利益は之を尊重し將來森林

局諸般の施設に依り是等經營者の業務を保護し之をして改善發達せしめ又其利益を助長し且政府の收入増加を期する事。

以上

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行 總理 陸宗輿
株式會社中華滙業銀行 專務理事 柿内常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈閣下

中華民國政府財政總長 曹汝霖閣下

一の二

來函内開此次敝銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行受資金之供給與中華民國政府訂定吉黑兩省金鑛及森林借款合同茲爲表明對於該兩省現在從事經營之採金事業森林事業及其關係人既得之權利及利益決不侵害之宗旨起見特聲明如左一關於吉黑兩省之金鑛已得中央政府或地方官廳之核准以官辦或商辦之方法經營採金事業者及其關係人既得之權利及利益概尊重之且預期將來依採金局各種之設備保護此等經營者之事業

而促其改良發達以增進其利益且謀政府收入之增加二關於吉黑兩省之國有森林已得中央政府或地方官廳之核准以官辦或商辦之方法經營採伐事業者及其關係人既得之權利及利益概尊重之且預期將來依森林局各種之設備保護此等經營者之事業而促其改良發達且謀政府收入之增加等因查所稱各節均屬正當辦法自應備案合行復請查照此致

股分公司中華滙業銀行

總理 陸宗輿 先生

專務理事 柿内常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈
中華民國政府財政總長 曹汝霖

二、採金及森林事業の助長發達に關する件

敬啓今回幣銀行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰ぎ黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款契約を締結致候に付ては將來該兩省に於ける採金事業及森林事業を助長發達せしむるの主義の下に日本資本を商借し或は中日合辦事業の促進を希望致候に付右趣旨御承認の上之か實行相成様致度茲に左の聲明を

致候。

一、採金局並森林局諸般の施設に依り採金事業並森林事業を改良し又は新現企業計畫の爲め將來鉅額の資金を要する場合には中國當事者の希望に依り日本資金を商借し或は中日合辦事業に依り其事業の助長發達を圖ること。

以上

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行 總理 陸宗輿
專務理事 柿內常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈閣下

中華民國政府財政總長 曹汝霖閣下

二の二

逕復者接准

來函内開此次弊銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行受資金之供給與中華民國政府訂定吉黑兩省金鑛及森林借款合同竊望貴政府本於

振興採金事業及森林事業之主義獎進商借日款與中日合辦事業特聲明如左希望將來依採金局及森林局各種之設備改良採金事業及森林事業又或計畫新事業而需要巨額之資金時依中國當事人之希望商借日款或組織中日合辦公司以謀其國業之發達上列之件務祈賜予允諾施行等因查所稱各節自可允行相應復請查照此致

股分公司中華滙業銀行

總理 陸宗輿 先生

專務理事 柿內常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈

中華民國政府財政總長 曹汝霖

中華民國七年八月二日

三、金鑛及森林行政統一に關する件

逕啓者此次

貴銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀

行受資金之供給與本政府訂定吉黑兩省金鑛及森林借款合同茲特聲明實行左列之事項

一、爲統一吉黑兩省之金鑛行政以謀金鑛事業之發達而整頓各種之設備及中央政府收入之增加起見設立中央政府直轄之採金局管理該兩省之金鑛行政且俟採金局設立之後速即備置金鑛原簿以便考查

二、爲統一吉黑兩省之森林行政以謀森林事業之發達而整頓各種之設備且謀中央政府收入之增加起見設立中央政府直轄之森林局管理該兩省之森林行政

三、採金局及森林局之設立應儘兩箇月以內實行此致

股分公司中華滙銀行

總理 陸宗輿

先生

專務理事 柿內常次郎

中華民國政府農商總長

田文烈

中華民國政府財政總長

曹汝霖

中華民國七年八月二日

三の二

敬啓中華民國七年八月二日附左記貴翰を以て聲明相成候件々は弊行か今回貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候趣旨に照らし弊行の満足する所に有之候此段御回答申上候 敬具。

左記

敬啓今回中華民國政府は貴行か株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より得られたる資金に頼り黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候に付ては左の件々を實行することを聲明す。

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛行政を統一し金鑛事業の發達に資するため諸般の施設を完備し竝中央政府收入の増加を圖らん爲め中央政府直轄の採金局を設置し兩者に於ける金鑛行政を管掌せしむる事但し採金局設置後成るべく速に金鑛臺帳を調製す。

二、黑龍江及吉林兩省に於ける森林行政を統一し森林事業の發達に資する爲め諸般の施設を完備し竝中央政府收入の増加を圖らん爲め中央政府直轄の森林局を設置し兩省に於ける森林行政を管掌せしむる事。

三、採金局及森林局の設置は可成今後二箇月以内に實行す。

以上

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行 總理 陸宗輿

株式會社中華滙業銀行 專務理事 柿內常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈閣下

中華民國政府財政總長 曹汝霖閣下

四、技師備聘に關する件

逕啓者此次

貴銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行受資金之供給與本政府訂定吉黑兩省金鑛及森林借款合同茲特聲明實行左列之事項

爲使採金局及森林局各達其目的以鞏固本借款償還之財源起見擬聘用日本人技師俾贊襄各該兩局之事務其備聘合同另定之

此致

股分公司中華滙業銀行

總理 陸宗輿 先生

專務理事 柿內常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈

中華民國政府財政總長 曹汝霖

中華民國七年八月二日

四の二

敬啓中華民國七年八月二日附左記貴翰を以て聲明相成候件は弊行か今回貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款合同締結致候趣旨に照らし弊行の満足する所に有之候此段御回答申上候敬具。

左記

敬啓今回中華民國政府は貴行か株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より得られたる資金に頼り黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款合同締結致候に付ては左記の件を實行することを聲明す。

一、採金局及森林局をして其目的を達せしめ本借款返済の財源を確實にする爲め日本人技師を招聘して兩局の事務を贊助翼成せしむ其聘用契約は別に之を協定すること。

以上

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行 總理 陸宗輿

株式會社中華滙業銀行 專務理事 柿內常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈閣下

中華民國政府財政總長 曹汝霖閣下

五、擔保に關する件

敬啓今回弊行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰ぎ黑龍江及吉林兩省の金鑛並森林事業發達資金として日本金參千萬圓也借款の契約を締結致候に付ては去七月三日貴政府と弊銀行との間に締結せる假契約書末項の規定に基き前記三項と協議の結果弊銀行は三行に對し(一)本借款契約に基き有する債權を擔保として提供することを承認し(二)本借款の擔保たる黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛及國有森林並之れより生ずる政府收入を復擔保として提供することを承認する旨の承諾書御下附相成度此段申進候也。

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行 總理 陸宗輿

株式會社中華滙業銀行 專務理事 柿內常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈閣下

中華民國政府財政總長 曹汝霖閣下

五の二

逕復者接准

來函内開此次弊銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行受資金之供給與中華民國政府訂定日金三千元正之借款合同爲振興吉黑兩省金鑛及森林事業之資金茲根據七月三日貴政府與弊銀行之間訂定之草合同末項之規定與上列三銀行協議之結果弊銀行對於三銀行一提供本於本借款合同所有之債權爲擔保二提供本借款之擔保即吉黑兩省之金鑛及國有森林及其收入爲復擔保關於以上二項應請交付貴政府之承認書等語茲特造送該項承認書即希查照爲荷此致

股分公司中華滙業銀行

總理 陸宗輿 先生

專務理事 柿内常次郎

中華民國政府農商總長

田文烈

中華民國政府財政總長

曹汝霖

中華民國七年八月二日

五之三

承認書

爲承認事茲承認

股分公司中華滙業銀行對於日本帝國股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行提供本於吉黑兩省金鑛及森林借款合同所有之債權爲擔保並提供本借款之擔保即吉黑兩省之金鑛國有森林其所生之政府收入爲復擔保須至承認者

中華民國政府農商總長

田文烈

中華民國政府財政總長

曹汝霖

股分公司中華滙業銀行

總理 陸宗輿 先生

專務理事 柿内常次郎

中華民國七年八月二日

六、政府及人民の利益に關する件

今回弊行が貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款合同を締結したるは貴政府の財政調理に裨補するの主義に基き本借款に依りて兩省に於ける森林及金鑛に關し特種の利益を壟斷し又は地方民の生業を阻害するの意思を有せざるは勿論將來貴政府に於て設置せらるべき森林局及採金局の自由なる施設に依り益々斯業の發達を助長し以て愈々地方民の福祉を増進せんことを望み其の間毫も貴政府の施設を拘束し人民之自由及利益を侵害するか如き意圖なきことを茲に聲明致候。

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行 總理 陸宗輿

株式會社中華滙業銀行 專務理事 柿内常次郎

中華民國政府農商總長 田文烈閣下

中華民國政府財政總長 曹 汝 霖閣下

第三一 四鄭鐵道借款契約

（大正四年十二月十七日
民國四年十二月十七日
一九一五年十二月十七日）

大正二年十月五日即ち中華民國二年十月五日の借款大綱に基き大正四年十二月十七日即ち中華民國四年十二月十七日北京に於て支那政府（以下政府と稱す）を代表する財政總長及交通總長と日本國橫濱正金銀行（以下銀行と稱す）との間に契約すること左の如し。

第一條 政府は銀行に五分利付政府金貨公債五百萬圓を發行するの權限を付與す。

本公債は支那政府五分利付四鄭鐵道公債と稱し發行の日を以て其の日附と爲す。

第二條 本公債募集金は四平街より起り鄭家屯に至る鐵道の建造に充つるものとす。

線路は測量完成の上本鐵道督辦銀行之を協定し交通部の認可を受くるものとす。

第三條 本公債募集金は専ら本鐵道線路の建造費（土地車輛及其他一切の設備材料の購買費を含む）營業費及建造中に於て支拂ふべき本公債利子に充つ。

右建造は本契約調印後六箇月以内に起工し實際起工の時より凡そ二年間に完成すへし。

前記六箇月の期間内銀行は本鐵道督辦に對し公債募集金勘定の第一回拂込として金二十萬圓

を超過せざる金額を督辦の命に依り日本に保管し又は支那に廻送し本鐵道局の使用に供すへきことを通知すへし。

右に據り實際前貸せられたる金額及其の利子は第一回公債募集中より控除せらるへく其の利子は年七分を超過せざるものとす。

前項前貸金は銀行の都合に依り銀兩を以て之を爲すことを得。

第四條 本公債の利率は額面金額に對し一箇年百分の五とし半年毎に公債所持人に之を支拂ふものとし公債發行の日より之を起算す。

政府は右利子を本鐵道建造中は公債募集金又は其の他の財源より完成後は先づ本鐵道收入より次に政府が適當と認むる其の他の財源より本契約附表所載の金額に従ひ公債發行の日より半年毎に計算し各期日十四日前に支拂ふものとす。

第五條 本公債の期間は四十箇年とし元金は公債發行の日より之を起算し第十一年目より其の償還を始む。

右償還は本鐵道收入又は政府の適當と認むる其の他收入を以て第六條の場合を除き本契約附表所載の金額に従ひ年賦に依り公債發行の日より起算し各期日十四日前に之を行ふものとす。

す。

第六條 本公債發行の日より十箇年を経過したる後は何時たりとも政府は本契約附表所載の期限内に達せざる本公債未償還額の全部又は一部を臨時に償還することを得此場合に於ては第二十年目迄は額面百分の二半の割増即ち金一百圓に付一百零二圓五十錢を支拂ひ第二十年目以後は割増なしに之を行ふことを得。

前項臨時償還の場合に於ては政府は六箇月以前に書面を以て之を銀行に通知すへし。

臨時償還は本公債募集目論見書に定めたる普通償還抽籤の當日追加抽籤を以て之を行ふものとす。

第七條 政府は銀行を本公債事務の取扱者に指定したるに付本契約附表所載の金額に従ひ各期日十四日前に督辦を経て第四條及第五條所載の元利金を銀行に交付すへし。

政府は第六條に規定せる臨時償還の場合に於ても亦期日十四日前に必要な元金及割増金を銀行に交付すへし。

前二項の場合に於ては政府は日本に於て金貨を以てする交付額相當の上海規銀又は新國幣（斯の如き貨幣が有効に確立せられたる時に限る）を在上海銀行に支拂ふものとす政府は支拂

の當日又は期日前六箇月内何時にても銀行と右爲替相場の取極を爲すことを得若し政府か特に右の目的の爲め支那より送金したるものにあらざる金資金を善意に日本に所有するときは各期日十四日前に之を前記支拂に充つることを得。

銀行は本公債元利金支拂の費用に充つる爲め其の取扱金額に對し毎回千分の二半の手數料を受くるものとす。

第八條 政府は本公債の元利金支拂を無條件に保證し本鐵道收入又は本公債募集金にして本公債元利金支拂に不足を告ぐるときは政府は他の財源より之を補足し期日十四日前に之を銀行に交付すへし。

第九條 本公債は現在並將來に於て本鐵道に屬する一切の動産及不動産並本鐵道一切の收入に依りて第一位に擔保せらる。

第十五條 第一項の規定に基き發行せらるべき公債も亦前項の動産不動産及收入に依り本公債と同順位に於て擔保せらる。

本公債の擔保は之を前二項以外の債務の擔保と爲すことを得ず。

第十條 銀行は本公債全額に對し銀行に於て適宜定むる額面金額の公債證書を發行することを

得其の様式は銀行に於て交通總長又は日本駐劄支那公使と之を協定す公債證書は日支兩國語を以て之を印刷し交通總長の署名及交通部印を印寫す又日本駐劄支那公使は公債證書發行に先ち各證書に署名及官印を印寫せしめ以て公債の發行が政府の許可に依ること及政府を拘束することを證明し銀行も亦本公債證書にして紛失滅失し又は盜取せられたるときは銀行は直に交通總長又は日本駐劄支那公使に通知し且同證書の支拂停止を新聞紙上に廣告し並關係國の法律習慣に従ひ便宜又は必要と認むる措置を執るへし右公債證書にして銀行の定めたる期間内に發見せられるときは交通總長又は日本駐劄支那公使は同額の副證書を作製し銀行に交付すへし右に關する一切の費用は銀行に於て之を負擔す。

第十一條 政府は本公債證書並利札及本公債元利金の受拂に關しては本公債期間中一切の公課を免除す。

第十二條 公債募集目論見書及元利金支拂其の他に關する詳細の事項にして本契約に明文なきものは銀行に於て日本駐劄支那公使と協定すへし銀行は第十三條の規定に従ひ本契約調印次第本公債募集目論見書を發行することを得政府は日本駐劄支那公使に對し必要に應し銀行と協力すること及本公債募集目論見書に署名することを訓令すへし。

第十三條 銀行は工事の計畫並其の進行の程度及市場の狀況に應し本公債を一回に又は數回に分ち發行することを得。

政府手取額は發行手数料として發行價格より額面の百分の五半を控除したるものとす。

第十四條 本公債募集金は公債應募集者の分割拂込額及其の期日に從ひ在橫濱銀行に於ける本鐵道局勘定に繰入るゝものとす横濱に於ける該勘定殘高に對しては年三分支那に送金したるものの殘高に對しては銀行の普通の率に従ひ利子を付す本公債募集金並其の利子は其の中より鐵道建造中に於ける本公債利子支拂及其の取扱手数料に要する金額を控除したる後銀行は之を保管して本鐵道督辦の指圖を待つ督辦に於て金二十萬圓以上を引出さんとするときは其の引出期日十日前に之を銀行に通知すへし。

公債募集金は鐵道建造の進行に伴ひ支拂を要する工事の性質及費用の證明書を添付せる督辦及會計主任連署の銀行宛支拂命令に依りて之を引出すものとす。

建造費毎月見積高に對する資金は督辦の請求次第に上海に送金せらるへし右送金は銀行之を取扱ひ本鐵道の用途に供せらるゝ迄在上海銀行に於ける預金たるものとす。
會計主任には日本人を以て之に充て督辦に於て銀行の承諾を得て之を任命す其の傭聘契約は

督辦に於て之を定む。

會計主任は會計部所要内外人員表を督辦に提出し督辦之に依りて任命を行ふ會計主任は右人員各自の分擔事務を定む。

會計主任は本公債期間内督辦又は總辦の命を承け本鐵道に關する一切の收支を管理し且本鐵道に關する支出に付一切の書類に總辦と連署す。

本鐵道に關する諸勘定は會計主任指揮の下に支那各鐵道通行簿記法に據り日支兩國語を以て記帳すへし鐵道局は其の營業開始後毎年度終了後に於て日支兩國語を以て決算報告書を刊行し請求に應し之を交付すへし。

第十五條 本公債募集金並其の利子にして建造中に要する本公債利子を控除したる後本鐵道の建造及設備を完成するに不足なるときは政府は他の財源より右不足額を支出す若し尙不足を告ぐるに於ては銀行に由りて發行する公債を以て之を補足すへく其の利子其の他の條件は本契約に於けると同一たるへし。

本鐵道完成後本鐵道局勘定に用途を有せざる預金殘高あるときは之を第十八條に規定せる公債利子準備金勘定に振替へ以て政府か本契約に依て義務を負ふ支拂の準備とす。

第十六條 本鐵道の建造及管理は一切政府に於て之を行ふものとす。

政府は本鐵道督辦一名を任命す督辦は常に本鐵道線路所在地に居住し政府を代表して本契約の規定に依り本鐵道に關する事務を行ふの全權を有す。

技師長には日本人を以て之に充て督辦に於て銀行の承諾を得て之を任命す其の傭聘契約は督辦に於て之を定む技師長は督辦又は總辦の命を承け本鐵道線路の測量設計及見積を爲し且一切の工事を指揮監督し並鐵道建造に必要な材料機械其の他の物件の注文を爲す。

技師長は技術部所用内外人員表を督辦に提出し督辦之に依りて任命を行ふ。

技師長は右人員各自の分擔事務を定む。

技師長は督辦又は總辦より内外専門技術員の任免及其の事務の分擔に付必要なる措置を執るの權限を付與せらるへし。

本鐵道の各區域は其の完成するに従ひ技師より之を督辦に引渡し督辦は事情の許す限り速に當該區域の運輸を開始するものとす。

督辦は日本人一名を運輸主任に任命す運輸主任は督辦又は總辦の命を承け運輸を掌る。

本鐵道の工事完成し技師長の任務終了したる場合には督辦は更に日本人一名を保線技師に任

命し技師長の職を解くへし保線技師は督辦又は總辦の命を承け鐵道の保存を掌る。
運輸主任及保線技師は督辦に於て銀行の承諾を得て之を任命す其傭聘契約は督辦に於て之を定む。

第十七條 本鐵道を保護する爲め巡警隊を設置し警官警兵は共に支那人を採用すべく其の俸給費用は總て鐵道建造及保線の費目より之を支出すへし前項の人数及金額は本鐵道督辦に於て銀行と協義の上之を定む。

若し本鐵道を保護する爲め支那政府又は當該省の軍隊を必要とするときは本鐵道局より申請あり次第直に其の手續をなすへし。

前項軍隊の給與等に關する費用は支那政府又は當該省に於て之を支辦す。

第十八條 本鐵道収入は遲滯なく之を銀行に於ける本鐵道局勘定に拂込み場合に應し定期預金又は當座預金として其の利率は隨時銀行と協議して之を定む。

本鐵道營業費及保存費は總て右収入より支出し其の殘額は之を本公債利子支拂並本契約附表に依る元金償還に對する相當準備に充て尙剩餘あるときは政府は本鐵道督辦の決する方法に従ひ之を使用することを得へし但鐵道全部開通後は本契約附表に依り元利金を支拂ふに足る

金額を前記剩餘金より控除し各期日六箇月前に之を銀行に預入るへし。

若し鐵道収入にして元利金を支拂ふに足る剩餘金なきときは本契約第八條の規定に従ふ。

第十九條 銀行は本鐵道建造中外國より輸入すべき材料機械其の他の物件の購買を掌る取扱者を指定す。

右購買中其の重要なものに付ては本鐵道督辦に於て之を入札に附す取扱者は鐵道の爲め最有利なる條件を以て右購買の入札約定又は注文を爲し購買原價及其の百分の五の取扱手数料を受く但注文及費用の支出に付ては技師長より督辦に申請し其の認可を受けたる後にあらざれば之を行ふを得す取扱者は前記手数料の支拂を受くるに因り鐵道の建造設備に必要な一切の外國材料の購買を監督し一般市場に就き價格最底にして品質良好なるものを購買すへし右購買材料にして支那に到着後注文細書に符合せざるときは鐵道局は之を拒絶することを得るものとす外國材料機械其の他の物件を購買するに當り其の品質價格同一なるときは最先に日本品を次に取扱者の推薦する國のものを購買すへし。

送狀及検査人證明書は之を督辦に提出し各種の割戻及割引は鐵道局に歸す。

取扱者か鐵道の爲めにする購買に付ては總て製造者の送狀及検査人證明書を以て證據となす

取扱者に對しては前記取扱手数料の外別に手数料を支給せず但顧問技師を聘用する場合には鐵道局は本鐵道局勘定より其の報酬を支給すへし若し支那産材料及支那製品にして其の品質價格か日本品又は他の外國の製産物と同一なるときは支那産業獎勵の爲め最先に之を購買すへし右購買に付ては取扱者に取扱手数料を支給せず。

取扱者は本鐵道建造完成後に於ても本公債期間中は鐵道局所要外國品の供給に關する取扱事務に對して優先權を有するものとす其の取扱條件は追て之を協定すへし。

第二十條 政府に於て今後有利又は必要と認むる本契約所載鐵道線路の支線又は延長線を建造せんとする場合には政府は支那の財源より生したる資金を以て之を爲すべく若し外債に依り之を建造せんとするときは銀行に優先權を與ふるものとす右支線又は延長線の里程は政府之を決定す。

第二十一條 銀行は公債證書所持人の受託者たるものとす從て本公債に關する事項につき本鐵道局と銀行との間に交渉を爲す場合に於ては銀行は公債證書所持人の代理人たるへし。

第二十二條 本契約調印後公債募集目論見書發行前若し市場及支那政府現存公債の市價に影響すへき政治上又は經濟上の事變發生し銀行に於て本契約の條件にては本公債發行の成功不可

能なるを認めたる場合には銀行は政府と協定する相當期間本契約の履行を延期することを得若し右期間内に仍ほ其の發行を見ざるに於ては本契約は之を無効とす此場合に於ては政府は本契約第三條に依る前貸金に利子を付して返済する外銀行に對し別に何等の報酬を與へざるものとす。

第二十三條 銀行は本契約に依り享有する權利の全部又は一部を再讓渡又は複委任の權利及其の負擔する義務と共に他の日本人に讓渡し又は委任することを得但右讓渡再讓渡又は委任複委任は本鐵道督辦の承認を受くることを要す。

第二十四條 銀行は本公債の流通に便ならしむる爲め證書に額面金額相當の一定英貨額佛貨額又は米貨額をも記載し並日支兩國語の外英語又は佛語を以て之を印刷し且倫敦巴里又は紐育を本公債元利金支拂地と爲すことを得。

銀行は市場の都合に依り本公債の全部又は一部を倫敦巴里又は紐育に於て發行することを得第二十五條 本契約及附件は大正四年十二月十六日即ち中華民國四年十二月十六日大總統令に準據して調印したるものにして右

大總統令は外交部より公式に支那駐劄日本公使に通告を經たり。

第二十六條 本契約は日本文及支那文を以て各四通を作成し其の内各三通を政府に各一通を銀行に保存す本契約の解釋に疑義を生したる場合には日本文を以て之を決す。

中華民國四年十二月十七日

財政總長 周 花 押
交通總長 梁 花 押

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

第三二 四鄭鐵道借款契約往復文書(譯文)

(大正四年十二月十七日)
(民國四年十二月十七日)
(一九一五年十二月十七日)

- 甲 四鄭線以外の諸線路に關する件
- 乙 手數料に關する件(借款契約第十三條參照)
- 丙 會計主任技師長等傭聘契約に關する件(借款契約第十、四十六條參照)
- 丁 局長任命督辦事務取扱に關する件(借款契約第十六條參照)
- 戊 鐵道收入預入場所に關する件(借款契約第十八條參照)
- 己 鐵道收入預入貨幣種類に關する件(借款契約第十八條參照)

庚 鐵道材料等輸入税免除に關する件

辛 歐米に於て公債元利支拂及公債發行に關する件(借款契約第二、十四條參照)

壬 軍隊の輸送及賃銀に關する件

甲 橫濱正金銀行より交通部宛發信

今回弊行貴部と協議せる四鄭鐵道借款契約案第二條第二項に鄭家屯より洮南府に至る鐵道、開原より海龍城に至る鐵道、吉長鐵道長春驛より南滿線を横り洮南府に至る鐵道も亦銀行にて引受け公債を發行し其の收入を以て之を建設すへし其の細目は本契約の條項に基き後日之を協定すへしとあり且つ同契約第二十條に將來政府か洮南より承德府城に至る鐵道及海龍より吉林省城に至る鐵道を外國資本を以て建設せんとする場合には必ず先づ銀行に向て借款の申込をなすへし云々とあり貴部委員諸君は皆前記條項は鐵道建設借款豫約の大綱に言明せるものにて四鄭鐵道借款契約より刪除すへきものとなし敝行亦此議に隨ふへしと極力主張されしも大綱に定められたる各線借款に關しては前に日本政府より敝行を指定し貴國と協議せしめ一面日本公使より之を貴國外交部に通知し置けり若し此場合前記條項を刪除し四鄭線以外の各鐵道建造借款に關しては何等の辦法を設けざる如きは首尾一貫せず約束不完全となるへきを以て豫め該條項の

刪除以前茲に愚札を拜寄し前記四鄭線以外の各鐵道建設借款に關しても將來敝行にて臨機前記條項の辦法により貴部と協定し以て大綱の主意に副ひ重要工事の完成を期することと取極め置くへし此辦法は貴部亦諒とする所ならん至急右御允諾の上御回答を仰き以て此件を結了致度希望に堪へす。

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者取締役 小田切萬壽之助

甲の二 交通部より橫濱正金銀行宛回答

貴行大正四年十二月十七日附書翰を以て今回弊行貴部と協議せる四鄭鐵道借款契約案第二條第二項に鄭家屯より洮南府に至る鐵道、開原より海龍城に至る鐵道、吉長鐵道長春驛より南滿線を横り洮南府に至る鐵道も亦銀行にて引受け公債を發行し其の收入を以て建設すへし其の細目は本契約の條項に基き後日之を協定すへしとあり且つ同契約第二十條に將來政府か洮南より承德府城に至る鐵道及海龍より吉林省城に至る鐵道を外國資本を以て建設せんとする場合には必ず先づ銀行に向て借款の申込をなすへし等の事あり貴部委員諸君は皆前記條項は鐵道建設借款豫約の大綱に言明せるのにて四鄭鐵道借款契約より刪除すへしとなし敝行亦此議に隨ふへしと極

力主張されしも大綱に定められたる各鐵道借款に關しては前に日本政府より敝行を指定し貴國と協議せしめ一面日本公使より之を貴國外交部に通知し置けり若此場合前記條項を刪除し四鄭線以外の各鐵道建設借款に關しては何等の辦法を設けざる如きは首尾一貫せず約束不完全なるへきを以て豫め該條項の刪除以前茲に愚札を拜寄し前記四鄭線以外の各鐵道建設借款に關しても將來敝行にて臨機前記條項の辦法により貴部と協定し以て大綱の主義に副ひ重要工事の完成を期することと取極め置くへし此辦法は貴部亦諒とする所ならん至急右御允諾の上御回答を受け以て此件を結了致度希望に堪へすとの旨御照會の趣領悉右四鄭鐵道は現に貴行よりの借款によるものにて豫約大綱に規定する四鄭線以外の各鐵道に關しては貴國政府より外交部に對し貴行其の出資者たる御希望ある旨御通知ありしことなれば將來本部より豫約の大綱に基き貴行と協議することとなすへし右回答す。

中華民國四年十二月十七日

乙 橫濱正金銀行より交通部宛發信

今回敝行貴部と協議せる四鄭鐵道借款契約第十三條第二項に銀行の公債發行に對する手数料五分五厘は浦信鐵道借款契約第十三條に準據するものなりとあり今疑義を豫防し意味を徹底せし

むる爲め將來貴部は浦信鐵道借款引受會社に對し五分五厘の手數料以外公債發行手數料の名目を以て増加給與し第十三條所定の五分五厘以上たらしめ四鄭鐵道借款引受銀行に對しても亦之を準用せられたし右御承諾の上御回答を仰きたし。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

乙の二 交通部より横濱正金銀行宛回答

貴行大正四年十二月十七日附書翰を以て今回敝行貴部と協議せる四鄭道借款契約第十三條第二項に銀行の公債發行に對する手數料五分五厘は浦信鐵道借款契約第十三條に準據するものなりとあり今疑義を豫防し意味を徹底せしむる爲め將來貴部は浦信鐵道借款引受會社に對し五分五厘の手數料以外公債發行手數料の名目を以て増加給與し第十三條所定の五分五厘以上たらしめ四鄭鐵道借款引受銀行に對しても亦之を準用せられたし右御承諾の上御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右浦信鐵道借款契約第十三條の五分五厘の手數料は元來印花稅等一切の費用を含めるものにして將來浦信鐵道借款引受會社に對し五分五厘の手數料以外公債發行手數料の名目を以て増加給與し第十三條規定の五分五厘以上たらしむる場合は四鄭鐵道借款引受銀行に

も一律之を準用することゝなすへし右回答す。

中華民國四年十二月十七日

丙 横濱正金銀行より交通部宛發信

今回四鄭鐵道借款契約細目案に付敝行貴部と協議を重ねること幾んど三箇月に達し各種多數の條項は已に雙方の同意を経たるか同契約原案第十四條の會計主任聘用契約及第十六條の技師長運輸主任及保線技師傭聘の契約には各條項共銀行と協定すの六字あり敝行は重要事項に屬するを以て會議の際屢々反復説明し置きたれば御記憶の事と思考せらるるも貴部委員諸君は浦信鐵道契約に此規定なきを理由とし今日迄解決せられざるか此六字は敝行故意に固執するものにあらず敝行は元來浦信鐵道の招聘契約に準據せんとし貴部亦之を承諾せられたるものなれば同契約の御呈示を得は此問題は自然解決せらるべく銀行と協定す等の字句は之を削除すへし若し浦信鐵道會計主任招聘契約未だ締結せられされは技師長招聘契約を準用すへし運輸主任保線技師招聘契約亦浦信鐵道に準據すへし若し同鐵道未だ此等の契約を締結せず將來浦信鐵道先づ之を締結せば四鄭鐵道は之に準據締結すべく浦信鐵道の締約以前四鄭鐵道にて此契約を締結せんとする場合は浦信鐵道に最も近き形式の鐵道に於ける招聘契約を標準とし公平に協定すへし是れ

雙方の便とする所ならん貴部に在りて前記辦法御承認の上前記契約を同時に呈示せられ此問題の圓滿結了に便せられ度希望に堪へす。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

丙の二 交通部より横濱正金銀行宛回答

貴行大正四年十二月十七日附書翰を以て今回四鄭鐵道借款契約細目案に付敝行貴部と協議を重ねること幾んど三箇月に達し各種多數の條項は已に雙方の同意を経たるか同契約原案第十四條の會計主任聘用契約及第十六條の技師長、運輸主任及保線技師僱聘の契約は各條項共銀行と協定すの六字あり敝行は重要事項に屬するを以て會議の際屢々反復説明し置きたれば御記憶のことと思考せらるるも貴部委員諸君は浦信鐵道契約に此規定なきを理由とし今日迄に解決せられざるか此六字か敝行にて故意に固執するものにあらず敝行は元來浦信鐵道の招聘契約に準據せんとし貴部も亦之を承諾せられたるものなれば同契約の御呈示を得は此問題は自然解決せらるべく銀行と協定す等の字句亦之を削除すへし若し浦信鐵道會計主任招聘契約未だ締結せられれば技師長招聘契約を準用すへし運輸主任及保線技師招聘契約亦浦信鐵道に準據すへし若し同

鐵道未だ此等の契約を締結せず將來浦信鐵道先づ之を締結せば四鄭鐵道は之に準據締結すべく浦信鐵道の締結以前四鄭鐵道にて此契約を締結せんとする場合は浦信鐵道に最も近き形式の鐵道に於ける招聘契約を標準とし公平に協定すへし是れ雙方の便とする所ならん貴部に在りて前記辦法御承認の上前記契約を同時に呈示せられ此問題の圓滿結了に便せられ度希望に堪へすとの旨御照會の趣領悉右は貴部申込の各項本部之を承認すへし但し浦信鐵道に在りては未だ會計主任を聘定せず隨つて此項の契約なし右技師長招聘契約寫し一通を拜寄すへし御一閱ありたし茲に回答す。

中華民國四年十二月十七日

千九百十三年十一月十四日支那政府の財政交通部總長及政府より任命せる特派員と中英公司と締結せる津浦鐵道南部より京漢鐵道信陽驛に至る鐵道借款契約に本來中國政府は督辦一名を任命し工務を監督せしめ督辦の承諾を経て中英公司より一英國人を推舉し技師長となすべき締約あるに基き今中英公司より督辦の選定せる技師長に對し同意を表し一九一四年四月二十二日浦信鐵道督辦沈雲沛(以下督辦と稱す)と鮑恩(以下技師長と稱す)と訂立せる契約左の如し。

一、督辦は鮑恩を任用し浦信鐵道幹線及支線の技師長となし本契約の條件により一切の取扱

をなさしめ技師長は其の招聘に應ずることを承諾す。

二、技師長の招聘は契約締結の日より起算し本契約第八條第九條の規定を除き其の期限を満三箇年とし期限満了の時に至らば豫め督辦或は其の代理者より三箇月以前之を技師長に通知し或は技師長より三箇月以前之を督辦或は其の代理者に通知し此契約を廢止すへし若し本契約が將來此條項により廢止され技師長英本國に歸還する場合は督辦或は局長は鐵道費の中より技師長に英金 磅を支給し歸國の旅費となすへし。

三、技師長は借款契約第十六條に隨ひ職務を執行すへし。

四、技師長は督辦又は其の代理者の許可なくして隨意其の職務を離るることを得ず全力を専ら鐵道の事務に注ぎ極力鐵道利益の増進を圖るへし直接間接の論なく自己又は他人の爲めに他の職業に關與することを得ず。

五、技師長支那國官吏と應接する場合は禮節を守るへし技師長は本鐵道の利害に關する事項に關しては最も秘密を守り本鐵道の事務に關しては公債所持人の受託者たる公司に對し工事の進行其の他公債所持人の利益に關係する諸般の報告をなすの 外信書又は面談にて直接又は間接に之を鐵道と關係なき人に洩すことを得ず又鐵道局及公司或は同兩者の代表者よ

り隨時諮問せる事項に對し其の回答をなす以外直接又は間接に鐵道の消息を投書或は漏洩することを得ず。

六、本契約締結の後地方官に對し打合せを要する事件發生することあるも技師長は直接地方官と其の打合せをなすことを得ず必ず局長或は其の代理者に報告し局長或は其の代理者より交渉をなすへし。

七、技師長は本契約の條件を遵守し謹慎事務を執り其の奉職期間内に在りては毎年鐵道局より俸給 磅を支給す本契約締結の日より起算し職務停止の日に至る迄各月分給し月末毎に支那國より其の支拂をなすへし技師長の家賃人馬費用及公用出入費用は鐵道局より別に毎月 元を支給し且つ鐵道局は相當の住宅を給與すへし。

八、若し技師長にして本契約の條件に違反し或は之を遵守せず或は病氣の爲めにあらずして本契約の條件を履行すること能はざる場合は督辦、局長或は其の代理者は同技師長の職務を停止す此の場合には歸國旅費を支給せず但し技師長病氣四週間の久きに及び病氣療養の爲め直に歸國する場合は督辦、局長或は其の代理者は歸國旅費を支給すへし。

九、工事進行せる時に在りては何時にても督辦或は其の代理者は六箇月以前に技師長に通告

し本契約を廢止することを得或は豫め通告せず六箇月分の俸給を給與して之を廢止することあるへく此場合は旅費 磅を支給すへし。

十、技師長か公務上病氣或は負傷せる場合は慰勞金を受け他の支那國政府鐵道の規定に依り取扱はるへし督辦か鐵道局洋員の爲めに休暇規則を設けたるときは技師長も亦其の利益に均霑すへし。

十一、局長或は其の代理者か技師長と本契約の解釋に付疑義の點あり意見一致せざる場合は督辦之を裁決す。

十二、本契約は支英兩國文各二通を作成し督辦技師長各一通を保有すへし疑義ある場合は英文に據るものとす。

丁 交通部より橫濱正金銀行宛發信

四鄭鐵道借款契約第十六條に政府は督辦一名を任用し同督辦は常に本鐵道線路所在地に駐在し政府を代表し本契約所定の範圍内に於ける事務を行ふの權を有すへしとあり四鄭鐵道は現に始めて創設せらるるを以て當に交通部は局長一名を任用し督辦の職務を行はしむへし右御承諾の上御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

丁の二 橫濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て四鄭鐵道借款契約第十六條に政府は督辦一名を任用し同督辦は常に本鐵道線路所在地に駐在し政府を代表し本契約所定の範圍内に於ける職務を行ふの權を有すへしとあり四鄭鐵道は現に始めて創設せらるるを以て當に交通部は局長一名を任用し督辦事務を行はしむへし右御承諾の上御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右は敝行に於て異議なきものなり茲に回答す。

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

戊 交通部より橫濱正金銀行宛發信

四鄭鐵道借款契約第十八條第一項に本鐵道一切の收入は其の都度銀行に交付し本鐵道勘定として收入せしむへしとあり此條の銀行とは何處の銀行を指すものなるや御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

戊の二 橫濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て四鄭鐵道借款契約第十八條第一項に本鐵道一切の收入は其の都度銀行に交付し本鐵道勘定として收入せしむへしとあり此條の銀行とは何處の銀行を指すものなるや御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉現に四平街には未だ支店の設置なきを以て鐵道一切の收入は同處と最も近き支店にて本鐵道勘定として收入せしむへし將來敝行にて決定する所あり所管官廳の許可を経たる場合は四平街に支店を設け此項の收入は同支店に交付し收入せしむることとすへし右回答す。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

已 交通部より横濱正金銀行宛發信

四鄭鐵道契約第十八條第一項に本鐵道一切の收入は其都度遲滯なく之を銀行に交付し本鐵道勘定として收入せしむへし其預入方法は場合により定期預金或は當座預金となすべく其利息は其都度銀行と協定すへしとの事あり右に付滿洲は敝國貨幣未だ統一せられざるを以て鐵道局の銀行に於ける預金、納金一切に關しては一定の本位を定め換算方法を確定し置くべく並將來如何なる取扱をなすべきや御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

己の二 横濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て四鄭鐵道借款契約第十八條第一項に本鐵道一切の收入は其の都度遲滯なく銀行に交付し本鐵道勘定として收入せしむへし其の預入方法は場合に依り定期預金或は當座預金となし其の利息は其の都度銀行と協定すへしとの事あり右に付滿洲は本國貨幣未だ統一せられざるを以て鐵道局の銀行に於ける預金、納金一切に關しては一定の本位を定め換算方法を確定し置くべく並將來如何なる取扱をなすべきや御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右は敝行に於て臨機四平街に最も近き支店支配人に命し四鄭鐵道督辦と其の本位及換算方法を協定せしむることとすへし右回答す。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

庚 交通部より横濱正金銀行宛發信

貴銀行提出の四鄭鐵道借款契約草案第十九條に政府は本鐵道局所要の各種材料、機械、什器等に對し關稅厘金及其の他一切の捐稅を免除すとの事あるも關稅厘捐の免除は鐵道に在りては利

益なきにあらざるも財政部の現行規則と抵觸するの虞あり承認に便ならざるを以て此條文は之を刪除したく將來本部より別に方法を設け其の取計ひをなすも萬一免除の目的を達すること能はざる場合は本部の支持し得る所にあらざれば之を完納することに御同意を得度右御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

庚の二 横濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て貴行提出の四鄭鐵道借款契約草案第十九條に政府は本鐵道所要の各種材料、機械、什器等に對し關稅、厘金及其他一切の捐稅を免除すこの事あるも關稅厘捐の免除は鐵道に在りては利益なきにあらざるも財政部現行規則と抵觸するの虞れあり承認に便ならざるを以て此條文は之を刪除したく將來本部より別に方法を設け其の取計をなすも萬一免除の目的を達すること能はざる場合は本部の支持し得る所にあらざれば之を完納することに御同意を得度右御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右は敝行に於て異議なきものなり右回答す。

中華民國四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

辛 横濱正金銀行より交通部宛發信

四鄭鐵道借款契約第二十四條第一項に銀行は本借款公債の流通に便ならしめんか爲め債券には券面の金額に應じ英貨佛貨及米貨の相當金額を記入し日支兩國文以外英文或は佛文にて印刷し倫敦巴里或は紐育を以て本借款元利返濟の地となすことあるへしとあり又第二項に本借款債券の全部又は一部は倫敦巴里或は紐育にて賣出すことを得とあり將來前二項所定の通實行せらるゝるに當りては本契約に關係ある各條項は之を改訂せざるへからす即ち本契約文中一切の日本金貨を英貨磅と改め又第七條第三項に日本にて日貨の返還金額とあるを英國にて英貨の返還金額と改め又同條第四項に日本にて實際存有する日本貨幣の金額とあるを英國にて實際存有する英國貨幣の金額と改め第十條及十二條の支那國駐日公使を支那國駐英公使と改め第四條第一項の横濱を倫敦と改む等の事となるへく此等の事項以外改訂を要することなし巴里或は紐育にて債券の賣出をなす場合も英國に於ける債券賣出の例に依るへし右貴部に於て御承認の上御回答を仰きたし。

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

辛の二 交通部より橫濱正金銀行宛回答

貴行大正四年十二月十七日附書翰を以て四鄭鐵道借款契約第二十四條第一項に銀行は本借款公債の流通に便ならしめんか爲め債券に券面の金額に應じ英貨佛貨或は米貨の相當金額を記入し日支兩國文以外英文或は佛文にて印刷し倫敦巴里或は紐育を以て本借款元利返濟の地となすことあるへしとあり又第二項に本借款債券の全部又は一部は倫敦巴里或は紐育にて賣出すことを得とあり將來前二項所定の通實行せらるゝに當りては本契約に關係ある各條項は之を改訂せざるへからす即ち本契約文中一切の日本金貨を英貨磅と改め又第七條第三項に日本にて日貨の返還金額とあるを英國にて英貨の返還金額と改め又同條第四項に日本にて實際存有する日本貨幣の金額とあるを英國にて實際存有する英貨磅の金額と改め第十條及十二條の支那國駐日公使を支那國駐英公使と改め第十四條第一項の橫濱を倫敦と改む等の事となるへく此等の事項以外改訂を要することなし巴里或は紐育にて債券の賣出をなす場合も英國に於ける債券賣出の例に依るへし右貴部に於て御承認の上御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右に付將來契約第二十四條の事項ある場合に在りては御來示各節の通取計ふへし茲に回答す。

中華民國四年十二月十七日

壬 交通部より橫濱正金銀行宛發信

今回四鄭鐵道か貴行資金の借用により成立し將來貴行は發行公債の收入により其の融通をなすことは已に議定せられたる所なるか滿洲の事情は他處と同しからざるを以て四鄭鐵道に在りては支那國軍隊或は軍需品の輸送は第一に之を行ひ其の運賃は支那各借款鐵道の共通規程に依り將來定むべき運賃表の五割引となすへし右御承認の上御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

壬の二 橫濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て今回四鄭鐵道か貴行資金の借用により成立し將來貴行は發行債券の收入により其の融通をなすことは已に議定せられたる所なるか滿洲の事項は他處と同しからざるを以て四鄭鐵道に在りては支那國軍隊及軍需品の輸送は第一に之を行ひ其の運賃は支那各借款鐵道の共通規程に依り將來定むべき運賃表の五割引となすへし右御承認の上回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右は敝行之を承諾すへし茲に回答す。

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者 取締役 小田切萬壽之助

第三

四鄭鐵道短期借款契約並關係公文

(大正七年二月七日
民國七年二月七日
一九一八年二月七日)

イ 契 約

大正四年十二月十七日即中華民國四年十二月十七日支那政府(以下政府と稱す)は日本國橫濱正金銀行(以下銀行と稱す)と四鄭鐵道借款契約を締結し此に依て四鄭鐵道建設工事を開始せしか其資金に不足を生せしを以て之を補充せんか爲め大正七年二月七日即中華民國七年二月七日政府を代表する交通總長及財政總長と銀行との間に短期借款契約を締結すること左の如し。

第一條 本契約に依る借入金額は金二百六十萬圓を限度とし本契約書に添付する書式の借用證書に依り隨時銀行より借入るゝものとす。

第二條 本借入金利息は每一回分に本契約に添附する書式の借用證書に依りて借入の日より年七分即一箇年毎百圓に付七圓の割合とし政府は元金返済と同時に之を支拂ふものとす。

第三條 本借入金は第一回分借入の日より滿一箇年に於て返済するものとす但し雙方協議の上之を延期することあるへし。

政府は二週間前の豫告を以て本期日前に於て全部又は一部の返済を行ふことを得。

第四條 本借入金は専ら四鄭鐵道借款契約の資金の不足を補充するに供するものとす。

第五條 本借入金の取扱に關しては四鄭鐵道借款契約第十四條第一項乃至第三項の規定を準用す。

第六條 政府は本借入金元利の支拂を無條件に保證し四鄭鐵道收入にして本借入金元利支拂に不足を告ぐる時は政府は他の財源より之を補足し第三條に掲ぐる期日之を銀行に返済すへし

第七條 本借入金元利は現在及將來に於て四鄭鐵道に屬する一切の動産及不動産並に該鐵道一切の收入に依りて大正四年十二月十七日即中華民國四年十二月十七日契約四鄭鐵道借款に對し第二位に擔保せらる。

第八條 本契約の條項は外交部より正式の公文を以て之を北京駐劄の日本公使に照會せらるゝものとす。

第九條 本契約書は日支兩文各四通を作製し政府は各其の參通銀行は各其の一通を保存す本契約の解釋に關し疑義を生したる場合には日本文を以て之を決す。

中華民國七年二月七日

交通總長 曹 汝 霖

日本大正七年二月七日

財政總長 王 克 敏

橫濱正金銀行代表

副總支配人 武 内 金 平

(支那文は之を省略す)

□ 關係公文

往 翰

以書簡啓上致候陳者本日四鄭鐵道短期借款契約調印を了し候處貴政府に於ては同鐵道の爲め差當り銀借款を希望せられ候に付同時に貴政府と敝行間に左の通り契約致候儀に御座候就ては御査閱の上何等御異議無之候節は文書を以て御確認相煩度候。

一、本契約に依る銀借款の限度は銀四十萬圓とし政府は實際借入の日より返済の日迄年九分五厘即一箇年毎百圓に付九圓五十錢の割合を以て利息を支拂ふものとす。

二、政府は前記四鄭鐵道短期借款契約に依る借入金中より前項銀借款高の時價に相當する日本貨幣を擔保として銀行に預入るゝものとし銀行は此預金に對し年六分五厘即壹箇年毎百

圓に付六圓五十錢の利息を付するものとす。

三、政府は本銀借款を銀行に預置き必要に應し隨時引出使用するものとす銀行は此預金に對し年參分即壹箇年毎百圓に付參圓の利息を付するものとす。

四、本銀借款の期限は前記四鄭鐵道短期借款の期限と同じきものとす但し政府は五日前の豫告を以て隨時全部又は一部の返済をなし同時に其擔保たる日本貨幣預金の之に相當する金額の返戻を受くることを得るものとす。

五、本書面に別段の取極なき事項に付ては前記四鄭鐵道短期借款契約を準用するものとす。右申進候 敬具。

橫濱正金銀行代表

副總支配人 武 内 金 平

大正七年二月七日

支那政府

交通總長 曹 汝 霖閣下

來 翰

逕復者接准

貴銀行本日來函內稱四鄭鐵道短期借款合同本日已經簽字惟因貴政府希望為該鐵路借入銀款同時由貴政府與敝行商訂左列各款茲特函達臺端敬候查核如無何等異議即賜復函是為至荷。

- 一、依照本函約之銀幣借款限度為銀幣四十萬元自政府實際借入之日起至償還之日止年利九厘五毫即每壹年對於每百圓付息九元五角。
 - 二、政府由本日所訂四鄭鐵路短期借款合同所借之金款中以與前項銀幣借款數目之時價相當之日本貨幣為擔保存於銀行對於此項存款付年利六厘五毫即每一年對於每百圓付息六圓五十錢。
 - 三、政府將此項銀幣借款存於銀行於必要時隨時取出使用銀行對於此項存款付年利參厘即每一年對於每百元付息三元。
 - 四、此項銀幣借款之期限與本日所訂四鄭鐵路短期借款之期限相同但政府以五日前之豫告得隨時償還全部或一部同時即得擔保之日本貨幣存款取還相當之金額。
 - 五、本函件未詳載之事項得準用本日所訂四鄭鐵路短期借款合同。
- 等因茲經本政府查核並無異議皆可照原函辦理相應函覆即祈。

查照此復

橫濱正金銀行

中華民國七年二月七日

交通總長 曹 汝 霖

第三四 改定吉長鐵道借款契約

大正六年十月十二日
民國六年十月十二日
一九一七年十月十二日

大正四年五月二十五日即中華民國四年五月二十五日日支兩國政府の間に締結せられたる南滿洲及東部内蒙古に關する條約第七條に基き支那國政府（以下政府と稱す）を代表する財政總長及交通總長と南滿洲鐵道株式會社（以下會社と稱す）との間に吉長鐵道借款協定の改定に關し協定する所の條項左の如し。

第一條 政府は吉林より長春に至る鐵道（以下本鐵道と稱す）の建設資金全額日本貨幣金六百五十萬圓を左記の條件に依り會社より借入るゝことを承諾す但右の内明治四十年四月十五日即光緒三十三年三月三日調印の新奉及吉長鐵道協定及明治四十一年十一月十二日即光緒三十四年十月十九日調印の同續約に依り已に會社より政府へ交付したる日本貨幣金二百十五萬圓中の未償還額を差引き殘額日本貨幣金四百五十一萬一千二百五十圓は現金を以て政府に交付す